

平成 2 3 年 6 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 3 年 6 月 2 3 日 開会

平成 2 3 年 6 月 3 0 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成23年浪江町議会6月定例会会議録目次

招集告示.....	1
応招・不応招議員.....	2

第 1 号（6月23日）

議事日程.....	3
出席議員.....	8
欠席議員.....	8
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	8
職務のため出席した者の職氏名.....	8
表彰の伝達.....	9
課長紹介.....	9
議案上程なし.....	10
開会の宣告.....	10
開議の宣告.....	10
議事日程の報告.....	10
会議録署名議員の指名.....	11
会期の決定.....	11
諸般の報告.....	11
行政報告.....	11
一般質問.....	23
佐々木英夫君.....	23
馬場 績君.....	36
承認第1号から承認第36号一括上程、説明.....	56
発委第1号の上程、説明、質疑、採決.....	86
次回日程の報告.....	88
延会について.....	88
延会の宣告.....	88

第 2 号（6月27日）

議事日程.....	89
出席議員.....	90
欠席議員.....	90
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	90
職務のため出席した者の職氏名.....	90
開議の宣告.....	91
議事日程の報告.....	91

会期中の会議について.....	9 1
災害対策特別委員会の正副委員長の選任報告について.....	9 1
次回日程の報告.....	9 1
散会について.....	9 2
散会の宣告.....	9 2

第 3 号 (6 月 3 0 日)

議事日程.....	9 3
出席議員.....	9 8
欠席議員.....	9 8
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	9 8
職務のため出席した者の職氏名.....	9 8
開議の宣告.....	9 9
議事日程の報告.....	9 9
承認第 1 号の質疑、討論、採決.....	9 9
承認第 2 号の質疑、討論、採決.....	9 9
承認第 3 号の質疑、討論、採決.....	1 0 0
承認第 4 号の質疑、討論、採決.....	1 0 0
承認第 5 号の質疑、討論、採決.....	1 0 1
承認第 6 号の質疑、討論、採決.....	1 0 1
承認第 7 号の質疑、討論、採決.....	1 0 2
承認第 8 号の質疑、討論、採決.....	1 0 2
承認第 9 号の質疑、討論、採決.....	1 0 3
承認第 1 0 号の質疑、討論、採決.....	1 0 3
承認第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	1 0 4
承認第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	1 0 5
承認第 1 3 号の質疑、討論、採決.....	1 0 7
承認第 1 4 号の質疑、討論、採決.....	1 0 7
承認第 1 5 号の質疑、討論、採決.....	1 0 8
承認第 1 6 号の質疑、討論、採決.....	1 0 8
承認第 1 7 号の質疑、討論、採決.....	1 0 9
承認第 1 8 号の質疑、討論、採決.....	1 0 9
承認第 1 9 号の質疑、討論、採決.....	1 1 0
承認第 2 0 号の質疑、討論、採決.....	1 1 0
承認第 2 1 号の質疑、討論、採決.....	1 1 1
承認第 2 2 号の質疑、討論、採決.....	1 1 4
承認第 2 3 号の質疑、討論、採決.....	1 1 5
承認第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	1 1 5
承認第 2 5 号の質疑、討論、採決.....	1 1 6

承認第26号の質疑、討論、採決.....	1 1 7
承認第27号の質疑、討論、採決.....	1 1 8
承認第28号の質疑、討論、採決.....	1 1 9
承認第29号の質疑、討論、採決.....	1 2 5
承認第30号の質疑、討論、採決.....	1 2 5
承認第31号の質疑、討論、採決.....	1 2 6
承認第32号の質疑、討論、採決.....	1 2 6
承認第33号の質疑、討論、採決.....	1 2 7
承認第34号の質疑、討論、採決.....	1 2 7
承認第35号の質疑、討論、採決.....	1 3 1
承認第36号の質疑、討論、採決.....	1 3 1
承認第37号の質疑、討論、採決.....	1 3 2
承認第38号の質疑、討論、採決.....	1 3 4
承認第39号の質疑、討論、採決.....	1 3 5
承認第40号の質疑、討論、採決.....	1 3 5
承認第41号の質疑、討論、採決.....	1 3 6
議案第39号の質疑、討論、採決.....	1 3 8
議案第40号の質疑、討論、採決.....	1 3 8
議案第41号の質疑、討論、採決.....	1 3 9
報告第1号の質疑.....	1 4 6
報告第2号の質疑.....	1 4 6
報告第3号の質疑.....	1 4 7
報告第4号の質疑.....	1 4 7
報告第5号の質疑.....	1 4 7
報告第6号の質疑.....	1 4 7
報告第7号の質疑.....	1 4 7
発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 8
発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 4 9
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	1 5 0
常任委員会委員の選任について.....	1 5 1
議会運営委員会委員の選任について.....	1 5 2
議会報編集特別委員会委員の選任について.....	1 5 3
委員会の閉会中の継続審査又は調査について.....	1 5 4
町長あいさつ.....	1 5 4
閉会の宣告.....	1 5 5

浪江町告示第6号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、
平成23年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成23年5月27日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成23年6月23日(木) 午前9時
- 2 場 所 浪江町議会議事堂

応招・不応招議員

応招議員（20名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文	君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博	君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精重	君
7番	渡邊	文星君	8番	泉田	一章	君
9番	橋爪	光雄君	10番	田尻	作良	君
11番	渡部	貞信君	12番	田鈴	行辰	君
13番	佐藤	文子君	14番	紺野	榮重	君
15番	佐々木	恵寿君	16番	小黒	敬三	君
17番	勝山	一美君	18番	三瓶	次宝	君
19番	佐々木	英夫君	20番	馬場	績	君

不応招議員（0名）

6 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成23年浪江町議会6月定例会

議事日程(第1号)

平成23年6月23日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|------------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 | |
| 日程第 2 | 会期の決定 | |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| 日程第 4 | 行政報告 | |
| 日程第 5 | 一般質問 | |
| 日程第 6 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて
(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(井手小丸辺地)) |
| 日程第 7 | 承認第 2号 | 専決処分の承認を求めることについて
(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(津島辺地)) |
| 日程第 8 | 承認第 3号 | 専決処分の承認を求めることについて
(双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について) |
| 日程第 9 | 承認第 4号 | 専決処分の承認を求めることについて
(福島県市町村総合事務組合規約の変更について) |
| 日程第 10 | 承認第 5号 | 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町道路線の認定及び廃止について) |
| 日程第 11 | 承認第 6号 | 専決処分の承認を求めることについて
(町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について) |
| 日程第 12 | 承認第 7号 | 専決処分の承認を求めることについて
(職員の給与に関する条例の一部改正について) |
| 日程第 13 | 承認第 8号 | 専決処分の承認を求めることについて
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について) |
| 日程第 14 | 承認第 9号 | 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について) |
| 日程第 15 | 承認第 10号 | 専決処分の承認を求めることについて |

- (職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)
- 日程第 1 6 承認第 1 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険条例の一部改正について)
- 日程第 1 7 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について)
- 日程第 1 8 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町一般会計補正予算(第 6 号))
- 日程第 1 9 承認第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 日程第 2 0 承認第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 5 号))
- 日程第 2 1 承認第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 日程第 2 2 承認第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 2 3 承認第 1 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 2 4 承認第 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 2 号))
- 日程第 2 5 承認第 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 4 号))
- 日程第 2 6 承認第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町一般会計予算)
- 日程第 2 7 承認第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算)
- 日程第 2 8 承認第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて

- (平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算)
- 日程第29 承認第24号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算)
- 日程第30 承認第25号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算)
- 日程第31 承認第26号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算)
- 日程第32 承認第27号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算)
- 日程第33 承認第28号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算)
- 日程第34 承認第29号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計補正予算)
- 日程第35 承認第30号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算)
- 日程第36 承認第31号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町水道事業会計予算)
- 日程第37 承認第32号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について)
- 日程第38 承認第33号 専決処分の承認を求めることについて
(平成22年度浪江町一般会計補正予算(第7号))
- 日程第39 承認第34号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について)
- 日程第40 承認第35号 専決処分の承認を求めることについて
(議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について)

- 日程第 4 1 承認第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税特別措置条例の一部改正について)
- 日程第 4 2 承認第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について)
- 日程第 4 3 承認第 3 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町一般会計補正予算(第 1 号))
- 日程第 4 4 承認第 3 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について)
- 日程第 4 5 承認第 4 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について)
- 日程第 4 6 承認第 4 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について)
- 日程第 4 7 議案第 3 9 号 浪江町税条例の一部改正について
- 日程第 4 8 議案第 4 0 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 9 議案第 4 1 号 平成 2 3 年浪江町一般会計補正予算(第 2 号)
- 日程第 5 0 報告第 1 号 専決処分の報告について(福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合同規約の変更について)
- 日程第 5 1 報告第 2 号 平成 2 2 年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 5 2 報告第 3 号 平成 2 2 年度浪江町一般会計事故繰越繰越計算書について
- 日程第 5 3 報告第 4 号 平成 2 2 年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 5 4 報告第 5 号 平成 2 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書について
- 日程第 5 5 報告第 6 号 平成 2 2 年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 5 6 報告第 7 号 平成 2 2 年度浪江町農業集落排水事業特別

会計事故繰越繰越計算書について
日程第 5 7 発委第 1 号 災害対策特別委員会設置に関する決議(案)

出席議員（20名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
7番	渡邊	文星君	8番	泉田	重一章君
9番	橋爪	光雄君	10番	田尻	良作君
11番	渡部	貞信君	12番	鈴木	辰行君
13番	佐藤	文子君	14番	紺野	榮重君
15番	佐々木	恵寿君	16番	小黒	敬三君
17番	勝山	一美君	18番	三瓶	宝次君
19番	佐々木	英夫君	20番	馬場	績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有君	副町長	上野 晋平君
教育長	畠山 熙一郎君	代表監査委員	山内 清隆君
総務課長兼会計管理者	根岸 弘正君	企画調整課長	谷田 謙一君
税務課長	大浦 泰夫君	住民生活課長	植田 和夫君
産業振興課長	高倉 敏勝君	建設課長	原 芳美君
健康保険課長兼福祉こども課長	木村 潔君	教育総務課長	屋中 茂夫君
上下水道課長	星 光美君	生涯学習課長	島田 龍郎君
津島支所長兼津島診療所事務長	紺野 則夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口 勝美	書記	瀧 美佐江
書記	鈴木 清水		

議長（吉田数博君） おはようございます。

6月定例会開議に先立ち、今回の大震災により、多くの方が犠牲になりました。今なお、行方がわからない方も大勢おります。そこで、皆様とともに哀悼の意を込め、黙禱を捧げたいと思います。ご起立をお願いいたします。黙とう。

[黙とう]

議長（吉田数博君） 黙とうを終わります。ありがとうございました。ご着席ください。

表彰の伝達

議長（吉田数博君） ここで、去る6月6日に開催されました、福島県町村議会議長会定例総会において、町村議会議員として20年以上在職功労者として、特別功労表彰を受けられました佐々木英夫君に対し、表彰伝達を行います。

佐々木英夫君、議長席の前にお進みください。

表彰状、佐々木英夫殿。あなたは町村議会議員として、20年の長きに渡り、地方自治の振興、発展と、住民福祉の向上に尽くされた功績は誠に顕著であります。よってここにこれを表彰します。平成23年6月6日。福島県町村議会議長会長、鈴木巖。

おめでとうございます。

[拍手]

議長（吉田数博君） おめでとうございます。

課長紹介

議長（吉田数博君） ここで、町から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

副町長（上野晋平君） 人事異動に関しまして、課長の紹介を行いたいと思います。会計管理者が退職されまして、総務課長が兼任することになりました、根岸弘正。

総務課長兼会計管理者（根岸弘正君） よろしく申し上げます。

副町長（上野晋平君） 続きまして、健康保険課長が退職しまして、福祉こども課長が兼任することになりました。木村潔。

健康保険課長兼福祉こども課長（木村 潔君） どうぞよろしく申し上げます。

副町長（上野晋平君） 同じく税務課長が退職されましたので、その後任に大浦泰夫。

税務課長（大浦泰夫君） よろしく申し上げます。

副町長（上野晋平君） どうぞよろしく申し上げます。

議案上程なし

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 過日の議会運営委員会の際に、本議会に職員の特務手当に関する条例の一部改正について提案したいということでお話ししましたが、諸般の事情によりこれを本議会の提案を見送ることにいたしましたので、ご了解いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（吉田数博君） 教育長。

教育長（島山熙一郎君） 続いてご説明申し上げます。

同じく全員協議会の際に、教育委員会の議題としまして、浪江町立小学校及び中学校条例の一部改正について上程する旨、お伝えしておりました。学校位置変更の緊急災害避難時の取り扱いについて、改めて県教育委員会に確認をいたしましたところ、条例改正をしないままで浪江小学校、浪江中学校を二本松市内の仮校舎を活用して、事業を再開することが可能との最終確認が取れました。このことから、結果として条例改正の議案上程がなくなりましたので、大変ご面倒をお掛けしまして恐縮でございますが、ご報告いたします。どうぞよろしくご報告いたします。

開会の宣告

議長（吉田数博君） ただいまの出席議員は19人であります。

定足数に達しておりますので、平成23年浪江町議会6月定例会を開会いたします。

なお、11番、渡部貞信議員から午前中、透析治療のため欠席する旨の届出が出されております。

（午前 9時04分）

開議の宣告

議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

議事日程の報告

議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

浪江町議会においては、地球温暖化防止の観点から、6月から9月までクールビズを実施しております。そのため、各議員において

は節度ある範囲での軽装を許可しております。また、軽装をしない自由にも配慮しております。したがって、執行部におきましても、そういった趣旨をご理解いただき軽装での出席も可能ということでお知らせをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により議長において、3番 山本幸一郎君、5番 若月芳則君、6番 横山精一君を指名いたします。

会期の決定

議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日より30日までの8日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、会期は、本日より30日までの8日間と決定いたしました。
会期中の会議についてお諮りいたします。
23日、30日を本会議、24日、27日、28日、29日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
よって、以上のように決定をいたしました。

諸般の報告

議長（吉田数博君） 日程第3、諸般の報告を行います。
議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

行政報告

議長（吉田数博君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告については町長からお願いいたします。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

町長（馬場 有君） おはようございます。行政報告を申し上げます。

町議会史上、例のない被災地での議会開会となりましたが、議員各位にはご多用中にもかかわらず、平成23年6月浪江町議会定例会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて3月11日午後2時46分に発生した三陸沖を震源とする地震は、我が国の観測史上最大、マグニチュード9.0という巨大地震で、これまで経験したことの無い長く激しい揺れを伴いました。時をおかず、想像を超える規模の大津波が本町を含む太平洋沿岸に打ち寄せ、南棚塩、請戸、中浜、両竹地区において、多くの家屋そして尊い命が奪われるなど、本町に壊滅的被害をもたらしました。

加えて本町においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故により放射能漏れが発生し、地震と津波災害で苦しんでいる中、原発事故により町民全員が県内、県外に避難を余儀なくされ、多くの町民が不自由な生活を強いられていることは痛恨の極みであります。また、避難指示により津波による行方不明者の捜索活動も長期間できない中で、多くの町民の方々が亡くなられたことに、謹んで追悼の誠を捧げます。

避難の経緯についてご報告いたします。

震災後の状況を顧みますと、3月11日夜に福島第1原子力発電所から半径10キロメートル圏内の住民に対する屋内退避指示、翌日12日早朝5時44分に菅首相が半径10キロメートル圏内の住民に避難指示を出した報道があったことから、6時に災害対策本部会議を開催して、行方不明者の捜索活動の一旦中止と10キロメートル圏外への避難を決定いたしました。

12日9時前に、福島交通及び町のバスにより10キロメートル圏外への避難を開始し、さらに自家用車で避難した方も含めると、正午前には苅野公民館、苅野小学校、やすらぎ荘、室原集会所などへ約2,100名避難したほか、津島地区にも約2,000名避難いたしました。

同日夕方には、避難指示区域の拡大により、町民に20キロメートル圏外への誘導を行うとともに、災害対策本部を津島支所に移設し、避難所の開設・運営にあたりました。

津島地区へは、3月12日から3月15日まで避難し、つしま活性化センター、津島小学校、津島中学校、浪江高校津島分校、金門製作所、津島地区の各集会所などに約5,000名、その他自家用車等の中での避難者も多数にのぼりました。また、川俣南小学校、川俣高校へ避難された方も多数ございました。

津島地区に避難したものの、停電・断水・道路の損壊などライフラインが寸断した上、震災により物流が滞ったため、食糧、灯油、ガソリン等が不足する状況におかれまして。国県から十分な支援が

得られない中で、固定電話、携帯電話が不通となったため、町は孤立した状況におかれ、TV等の限られた情報を頼りに対応せざるを得ない状況でありました。

国県から明確な情報がない中で、原発事故の更なる悪化が予測されたことから、15日早朝、災害対策本部会議を招集し、全町民の安全確保を図るために、津島地区からの避難と、避難先を二本松市とすることを決定し、その後、二本松市長との直接会談において避難先となることが受諾されました。同日の午後には移転を開始し、本部機能については二本松市東和支所へ移転いたしました。

移転後は、二本松市と川俣町の公共施設16カ所に避難所を開設し、避難所の運営にあたってきましたが、プライバシーの確保もままならない体育館等の一次避難所生活が長期化する中で、健康問題も懸念されたことから、県事業として、土湯温泉、岳温泉など旅館・ホテルへの二次避難を4月5日から始めました。

その結果、大部分の避難者が東和地区を去ったことから、町民のアクセス向上を図るため、5月23日に主要な役場機能を二本松市街の「福島県男女共生センター」に移転し、戸籍事務の再開など、行政機能の回復を図ったところです。

町民の皆様には、十分な情報がない中、避難先における不便な生活、さらには避難生活が長期化するとともに、東京電力からの賠償見通しや今後の展望が不透明な状況もあり、極めて困難な状況におかれていること、誠に残念至極であります。

東京電力からは、原発事故の収束に向けた工程表が発表されたものの、依然予断を許さない状況が続いております。さらには、いつ帰宅できるのかと焦燥も募り、将来の行く末を悲観している方もいらっしゃるかと考えております。

町としましては、国や県の対応を待つだけでなく、町民の皆様の生活再建を図るため、避難直後から、東京電力に対し早急な事故収束と迅速かつ最大限の補償・賠償を要求するとともに、国に対しては国策の責任者として最大限の対策を講ずるよう要請してまいりました。

今後とも、町民の皆様の生活が再建され、安心して生活が送れるよう、最大限の努力をしてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、個別の事項について報告させていただきます。

被災者の捜索活動等についてご報告いたします。

南棚塩、請戸、中浜、両竹地域における津波による行方不明者の捜索についてであります。4月14日から福島県警及び消防署によ

り、本格的な捜索が開始され、22日からは重機投入による捜索、さらには5月3日からは自衛隊が捜索に加わり、16日と25日には海上保安庁、海上自衛隊により海域での捜索が実施されております。

捜索の結果、6月20日現在、遺体発見者数が151名となっておりますが、未だ32名の方が行方不明となっていることから引き続き行方不明者の捜索を行っておるところであります。

捜索の過程において回収した写真や賞状など、いわゆる思い出の品については、旧針道小学校体育館で縦覧を行っており、確認ができ次第、持ち帰れるようにしております。

また、計画的避難区域になっている津島地区の避難状況についてですが、6月20日現在、13世帯17名の方が残っております。避難をされない方々については、「移転先が見つからない」「職場に近い入居先が見つからない」「家畜の移動が済んでいない」などの理由があることから、意向を考慮しつつ、今後も継続的に避難のお願いをしてみたいと考えております。

なお、計画的避難区域を中心とする住民不在地域の安全を守るため、6月2日には福島県警と他県警による「特別警備隊」が発足され、窃盗犯などから住民の財産を守るべく24時間パトロールを実施しておるところであります。

避難所の状況について、ご報告いたします。

体育館等の一次避難所への避難についてであります。二本松市と川俣町の公共施設16カ所に、一番多い時で2,933名が避難しておりましたが、6月21日現在、町が管理している3施設に73名、他県内各施設に399名が避難している状況にあります。

次に、ホテル、旅館等の二次避難所への避難についてであります。当町には福島県より、岳温泉、土湯温泉、猪苗代・磐梯・裏磐梯など約200カ所の旅館・ホテル・ペンションなどが指定され、4月5日より移動を開始し、現在、208施設に5,443名が避難している状況となっております。

所在確認状況と避難者への情報提供について、ご報告いたします。

6月20日現在での避難者の所在確認状況ですが、県内居住者11,854人、県外居住者8,789人、計20,643人で、3月11日現在の住民基本台帳人口21,434人に対し、約96.3%の確認状況となっております。

町では、避難者への情報提供等のため、町民専用の総合コールセンターを設置し、電話での受付・情報提供業務を強化いたしました。また、二次避難所近辺に連絡所（岳連絡所、土湯連絡所、猪苗代連絡所）及び臨時窓口（裏磐梯エリア）を開設し、避難所との連絡調

整を行っています。また、電子掲示板を二次避難所に設置し情報提供に努めております。

県外避難者への対応としては、ホームページ・携帯サイトの運用開始、メールマガジンの実施、また、希望者には電子掲示板を配置する予定で準備を進めております。さらに、6月から広報なみえお知らせ版、7月からは広報紙を全戸に配布する予定となっております。

応急仮設住宅について、ご報告いたします。

応急仮設住宅の建設は、26カ所2,754戸の計画で進めており、現在、完成戸数が1,531戸となっております。

現在までの入居戸数・入居人員ですが509戸1,368人で、入居率は33.2%という進捗状況であります。

桑折町の応急仮設住宅は5月7日に入居が始まり、現在116戸270人。

福島市の「笹谷東部」「北幹線第一」「南矢野目」応急仮設住宅では、5月26日に入居が始まり、現在275戸763人。

二本松市の「岳下住民センター」「塩沢農村広場」「郭内公園」「杉田住民センター」応急仮設住宅は、6月5日に入居が始まり、現在118戸335人となっております。

また、今月6日より、本宮市7カ所475戸の応急仮設住宅の申し込みを24日締め切りで募集変更の受付をしているところであります。

災害給付金等の状況について、ご報告いたします。

まず、義援金の支給状況をご報告いたします。日本赤十字や共同募金からは、第一次配分額として、浪江町には32億2,000万円が配分され、県の義援金から第一次配分額として浪江町に4億5,000万円の配分がありました。

町義援金の受入状況であります。6月20日現在、約2億3,800万円となっております。

国、県の第一次配分額を踏まえ、町としましては義援金を一世帯につき国35万円、県5万円、町2万円、合わせて42万円を対象者に振り込んでおります。

なお、義援金の申請状況を見ると、3月11日現在の住民基本台帳登録世帯7,772世帯に対し、6月20日現在の申請者は7,383世帯でありまして、95%の申請率となっております。住民基本台帳登録者で未申請の方については、移転先住所の調査等を含め再度申請書を送付するなど、早急に振り込みできるよう努めております。

次に、被災者生活再建支援金の支給状況について申し上げます。

この制度は、地震、津波等、自然災害により住居が全壊又は大規模半壊した世帯等に支給されるもので、主に航空写真等により全壊が確認できる大字請戸、中浜、両竹、南棚塩、及び北幾世橋の一部などを特定し申請を受け付けているところでありまして、この地区の対象世帯が約600世帯であります。6月20日現在、591世帯の申請をいただいておりますが、こちらにつきましても未請求者については、生活再建を図るための給付金でありますので、所在の確認も含め早急に請求できるように努めてまいります。

また、地震により全壊又は大規模半壊した住宅については、現在21世帯の申請を受けております。これにつきましては御承知のとおり、現在、損壊した住宅の多くが警戒区域内の立入禁止区域であり、詳細な調査ができないため、写真または本人の申告により、月1回程度現地を確認し、対象になる世帯に連絡し請求をいただいているところでありまして、今後警戒区域への立入禁止が解除されれば、全戸調査の上、損壊程度の記載のある罹災証明書を発行するとともに、この制度の対象となる被害があった場合は、申請をいただくこととなります。

次に、災害弔慰金並びに死亡、行方不明者等の義援金について申し上げます。

災害弔慰金等の支給に関しましては、今議会で条例の改正と予算を上程しているところでありまして、ご承認いただければ早急に請求をいただき支給したいと考えております。また、義援金における死亡、行方不明の方についても合わせて請求をいただき、支給したいと考えております。

なお、震災後に死亡された方については、今回の震災と因果関係が認められれば支給できる旨、マスコミ等で報道されておりますが、現在、国県等による制度の説明等を受けながら詳細を詰めている段階でありまして、一定の基準が決定次第、支給したいと考えております。

警戒区域への一時立入について、ご報告をいたします。

福島第1原子力発電所から半径20キロメートル圏内の避難者については、緊急の避難を行っていることから、原則として立入ができなければ当面の生活に困窮することが見込まれる者、立入ができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者を対象に、警戒区域への一時立入を認めることとされております。

立入希望者の許可にあたっては、国が示した「警戒区域への一時立入許可基準」に基づき、15歳未満の子供等の立入を制限するなど立入者の選定を行い、許可人数として原則1世帯1名、ただし特別

の事情がある場合は、町長の判断で2名まで許可しているところがあります。

6月21日現在の立入結果ですが、一般の一時立入りが798世帯1,365人、車の持ち出しが144世帯143台、公益立入りが514件（許可件数）という状況となっております。ただ、このままのペースですと、全希望世帯が一巡するのは秋頃になると見込まれることから、可能な限り早期に一巡目の立入りを実現させるべく、移送バスの借上げ台数の確保などについて原子力災害対策本部長宛てに要望書を提出していましたが、7月から移送バスの台数を現在の2倍に増やすとの発表があったところでもあります。

雇用対策関係について、ご報告いたします。

雇用についてであります。東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故により避難されている方々に雇用の場を緊急に確保するとともに、行政機能の回復を支援するために新たに震災対応分野・緊急雇用創出基金事業が創設されました。

事業については4月中旬よりハローワーク、避難所及び二次避難施設、役場連絡所に臨時職員募集に係る掲示を随時依頼し、広く被災者の方々への広報を図ってきたところではありますが、6月20日現在16事業で52名の雇用が実現しております。

今後、2次避難施設からの仮設住宅及び借上げ住宅への移行などに伴い、住民のニーズはこれまで以上に多様なものになると予想されますので、これからも基金を活用した雇用の創出を図ってまいりたいと考えております。

家畜の取扱いについて、ご報告いたします。

4月22日に、津島地区が計画的避難区域に指定されたことにより、津島地区の家畜（約1,900頭）を他地区へ移動することについて福島県の指導のもとに進めております。

また、警戒区域の指定を受けた地区においては、5月12日付けで「警戒区域内の家畜の取扱いについて」の指示が出されたことにより、6月15日に警戒区域内の畜産農家（53戸）に対し、福島県男女共生センターにおいて、国及び県から安楽死措置に関する説明会が開催されたところでもあります。

町民窓口・証明業務等について、ご報告いたします。

3月11日以来、戸籍、住民票の受付窓口が停止していましたが、二本松市の福島県男女共生センターに役場業務を移転した5月23日から戸籍、住民票の受付もできるようになりました。

平成23年度の町税の賦課につきましては、現在課税の延期をしているところでございます。

また、町民の災害関連の諸手続の利便性を図るため、罹災証明書または被災証明書を交付しており、6月20日までの交付件数は、罹災証明が15,340件、被災証明が15,742件となっております。

国保年金業務について、ご報告申し上げます。

震災以後、健康保険証を医療機関に提示しなくても住所、氏名、連絡先等を申し出るだけで受診することができました。この取り扱いについては一応6月末までであり、7月からは保険証を提示していただくこととなります。ただし、一部負担金の免除は2月まで延長となっております。

また、原則として被災者が一部負担金の免除を受けようとする場合は免除証明書が必要になります。しかし、国保と後期高齢者医療の場合は、浪江町のように原発災害において全町的に避難し、役場機能も移転しているような場合はこの証明書は必要なく、保険証の提示だけでよいこととされました。

国保の保険証を10月更新から6月1日更新に変更し、全被保険者約3,500世帯に郵送いたしました。

また、職を失ったとみられる多くの方が、国民健康保険及び国民年金への新規加入手続きを行っております。国民年金においては、被災者は所得に関係なく、保険料が全額免除になりますので、多くの方が免除の申請をしている状況であります。

国民健康保険税は課税延期になっており、歳入不足が懸念されましたが、国民健康保険災害臨時特例補助金や県の特別調整交付金において補てんしてもらえる見込みであります。なお、今後歳入不足が生じないよう国県への財政支援を継続して要望いたします。

介護保険業務について、ご報告いたします。

既に要介護認定を受けている方については、従前の要介護度で介護サービスを受けることができ、避難先の避難所においても自宅同様にサービスを利用することができます。

また、多くの高齢者が日本全国に避難しておりますが、新規の要介護認定につきましては、全国の市町村のご協力をいただき、受付・判定までお願いしております。震災以後の新規申請は6月20日現在176人です。

介護保険料が徴収できない状況であり、歳入不足が懸念されますが、介護保険災害臨時特例補助金により補てんの見込みであります。

子育て支援業務について、ご報告いたします。

まず、保育所の広域入所について、申し上げます。3月10日現在、町立のコスモス保育園に160名、私立なみえ保育園に60名の入所申し込みがございました。しかし、3月11日の東日本大震災により、

住民全員が全国各地に避難している状況にあります。

現在、全国各地に避難している町民から避難先市町村の保育所への広域入所の申し込みが続々申請されております。

6月21日現在、広域入所申込数、県内が38名、県外が91名の合計129名の申し込みがございます。今後、更に申し込みが増えることが想定されます。

なお、保育料につきましては、東日本大震災に伴い、保護者の経済的負担軽減を目的に浪江町保育所費用徴収規則第4条に基づき、平成23年3月1日から平成24年3月31日まで保育料を減免措置としております。

続きまして、子ども手当について、申し上げます。

子ども手当につきましても、受給対象者が全国各地に避難していることから、受給者の現況を把握するため、子ども手当支給通知及び受取先金融機関の変更届を合わせて送付しております。

なお、子ども手当の支払日につきましては、支払月の7日となっておりますが、受取口座の変更が多数想定されることから、今回は6月27日に支払を予定しております。

また、避難所の子育て支援のため、岳子育てサロンを4月21日、土湯子育てサロンを5月23日開設しました。40人程度の幼児・児童生徒を預かり、保育、母親のケア等を行っています。

津島診療所の運営について、ご報告いたします。

3月11日の大震災に伴う原発事故により避難を余儀なくされた避難住民の生命を守るため、12日から15日まで津島診療所、19日から4月17日まで避難先である東和町に仮設診療所を立ち上げ、浪江町内の病院、医院の医師のご協力を得ながら診療にあたってまいりました。

さらに4月18日から二次避難先の岳温泉あづま館内に診療所を移し現在に至っております。不安といらだちの中で健康を害される方々が急増し、震災後の患者数は4,200名を数えております。

また、5月10日には厚生労働大臣に対し、避難住民の現状を訴えるとともに、仮設住宅地内への診療所の設置に伴う建設費及び医療機器等の購入費に対する補助、仮設診療所設置届出等の簡略化、現行どおりへき地診療所としての運営継続を求めてまいりました。5月26日には当町の要望に添った回答が得られ、仮設診療所建設に伴う補助金3,100万円が確定し、さらに、5月27日付で仮設へき地診療所として継続許可をいただいたものであります。

今後、避難住民の方々が安心して受診できるよう、医療の充実を図るとともに、診療体制の強化に努めてまいりますので、皆様のご

協力をお願いするものであります。

教育行政について、ご報告いたします。

3月11日に中学校の卒業式が行われました。平成22年度の卒業生は男子115名、女子118名、合計233名で、卒業時の進路状況は、高校進学が227名で97.4%、家事手伝いが5名、未定が1名でありました。

次に、3月11日東日本大震災及び原発事故後の児童生徒の状況について、ご報告いたします。

まず、避難状況と安否確認状況であります。小学校の児童については、苅野小学校では13時30分に一斉下校しましたが、それ以外の学校は震災のあった時刻には、子供達は学校に残っていました。

14時46分の地震発生時には、担任が机の下に身を隠すように指示、その直後、津波警報の発令により、全員校庭に避難しました。

特に、請戸小学校の場合は、校庭に集まると同時に大平山を目指し一時避難しました。その後、大平山から6号線を通りサンシャイン浪江に移動しました。

一方、中学生の場合は、当日卒業式がありましたので、14時46分の地震発生時には全員下校していました。

避難した子供達については、教職員が手分けして家族と連絡を取り、迎えに来た家族の方へ名簿をチェックしながら引き渡しました。

安否確認は、震災後のあわただしい状況の中、各教員が携帯電話で行いました。3月27日の時点で所在未確認の小学生は409名、中学生は55名でありましたが、5月30日現在では所在が確認できない子供は小学生が17名、中学生が2名であります。今後とも確認に努めてまいります。

なお、大変残念なことに中学生1名の死亡が確認されています。心からご冥福をお祈りいたします。

次に、震災後の就学状況について、ご報告いたします。

4月6日、区域外就学児童生徒の平成23年度入学式及び始業式が行われました。5月30日現在の小学校在籍数は1,097名、中学校は607名、合計1,704名で、現在は、全国260市区町村、689校に在籍者のほとんどが区域外就学で転入学しております。

小中学校児童の899名、52.8%が県内に、そして786名、46.1%が県外に就学している状況であります。

県内に転入学した子供達の通学手段の確保であります。二次避難された福島市の土湯温泉、二本松市の岳温泉、猪苗代町、川俣町からは、それぞれ町スクールバス2台と民間大型バス8台を借り上げて、各小中学校へ送迎しております。

また、5月9日から県立高校のサテライト校が開校いたしましたので、高校生用として、各避難所からそれぞれの高校まで、民間大型バス5台を借り上げて送迎しております。

次に、就学援助制度について、ご報告いたします。

当町の小中学生は、全国260市区町村、689校に1,704名が転入学しておりますが、避難している子供達への就学の確保は大変重要です。そして避難されている保護者の方々は、学用品費はじめ給食費等々の支出は大変厳しい状況です。

文部科学省は、5月2日に平成23年度第一次補正予算が成立したことを受けて、被災した子供達に対して速やかに支援をするよう指示しました。

これを受けて町でも、転入学している全国の市区町村に対し、就学援助費の支給については、柔軟に対応していただくようお願いしたところです。

次に、心のケア相談員の配置について、ご報告いたします。

長期にわたる避難生活のため、心身の疲れや悩みが募り、カウンセリングを必要とするケースが増えております。

子供達やご家族の心のケアの相談業務を行うため、5月2日から3名の相談員を、各避難所に配置しています。相談員は、各避難所を巡回し、避難者の悩み事などを聞き、必要な助言や指導を行っております。

以上、3月11日の震災以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

緊急的な町の取り組みについて。～町の復興に向けて - 暗中八策 - ~

被災以降、町が現在置かれている状況は、原発事故が収束しない緊急対応期・避難期であって、明確に復旧・復興ビジョンを示すことが困難な暗闇の時期にあります。町民生活の安定を図るため、当面、町では喫緊の課題への対応策として、8つの柱に取り組んでまいります。

町では、いわばこの「暗中八策」を幕末の荒波を乗り切ったように着実に実施していくとともに、さらに充実させてまいりたいと思います。

まず、避難生活を支える施策の充実を図ります。

具体的には、(1)生活支援の充実として、災害への補償・賠償を確保(国等への要請)していくとともに、町としての相談窓口、相談体制を強化していきます。

(2)教育・子育て支援の充実として、町民の教育環境を確保す

るため、浪江町立の小・中学校を二本松市に設置、放射線量の測定対策、災害による学力・体力格差の防止、心理カウンセラーやボランティアなどの派遣による心のケアの徹底を図ります。

(3) 経済生産活動の支援強化として、町の基盤である農林水産業、商工業の従来の仕事継続できるよう支援を行います。さらに、国県の緊急雇用制度等を最大限に活用して、町独自で就労の場を確保していきます。

(4) 医療・高齢者福祉の支援強化として、従来受けていた医療情報や、適切な介護体制整備のための情報ネットワークを整備するため、全国の自治体や国への支援を強く要請します。また、デイサービスを受けることができる施設を新設します。

次に、町民の絆を維持していく活動の充実を図ります。

具体的には、(5) 新たなコミュニティの創造として、県内外に避難した町民の方々の「絆」を再生するため、広報・広聴のネットワーク強化、避難所への情報伝達強化、避難所や仮設住宅の自治組織強化を図ってまいります。

次に、浪江町に戻るための具体的準備を進めます。

具体的には、(6) 環境モニタリングの実施として、浪江町全域の大気、土壌、水質の汚染度合いの調査を行い、生活、農漁業を主とする産業の再生を目指すための基礎データとする取り組みを開始します。

(7) 社会インフラ復旧のための調査実施として、町民帰還の前に最低限のライフラインが復旧できるように、道路、上下水道、公共施設等の損壊状況、必要な対策等を調査・研究していきます。また、農業や漁業の基幹設備の復旧のための基礎調査を実施いたします。

次に、施策実現のための行政体制の整備を図ります。

具体的には、(8) 行財政運営体制の整備として、税収確保が困難なため、町に対する特別な交付税配分を強く要請し、歳入を確保していきます。また、徹底的にムダでムラな仕事を削減し、重要な行政サービスに特化していきます。

以上、8つの施策について、早急に具体化を図ってまいり所存です。町の再生・創建にご協力を賜りますようお願いいたします。

また、私が検討している町の復興に向けたビジョンについても、この場を借りて、説明させていただきます。

復興ビジョンのイメージとしては、複合災害経験の風化を防ぐために「災害対策研究都市」を目標に、学術研究機関と原子力災害関係の行政研究機関の誘致を図り、産学官連携による新しい産業づく

りで就労の場を確保するといった、新しい浪江町を創建したいと考えております。

新しい浪江町の創建にあたっては、国・県の全面的な支援が必要であるため、「復興庁・復興局」の設置を提案し、国家プロジェクトの位置づけを強く要請してまいります。今後、町民の皆様のご意見・提言を斟酌し、町の再生を図ってまいります。

今は暗闇の底にいますが、「明けない夜はない」ことを信じ、浪江町が一体となって、ともに新しい町を創建し、平穏な日々が送れ、生業ができる元通りの町にするよう力を合わせて頑張る所存です。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認を求める案件が41件、条例の一部改正案件が2件、平成23年度の補正予算案件が1件、専決処分の報告が1件、繰越計算書報告が6件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、当町住民を受け入れていただいている二本松市及び市民の皆様、さらには災害復興支援のために、県内外から来ていただいている他自治体の職員の皆様、ボランティアの皆様、温かい励ましやご支援を多数いただいておりますことを感謝申し上げます、行政報告とさせていただきます。

議長（吉田数博君） 以上で行政報告を終わります。

一般質問

議長（吉田数博君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については質問・答弁合わせて60分となります。一括方式は慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いをいたします。

なお、今回は会場の都合もあり、一般質問中の残り時間の表示ができませんので、議長が残り5分前、1分前に通告をいたします。質問者はそれにしたがって、時間内に終了されますようお願い申し上げます。

佐々木 英 夫 君

議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

19番、佐々木英夫君の質問を許可します。

19番。

[19番 佐々木英夫君登壇]

19番（佐々木英夫君） 19番、佐々木英夫が一般質問をさせていただきます。

町長始め職員の皆さん、いいですか。私も、歳を70過ぎますと涙もろいところがあります。お見苦しいところをお見せいたしますが、ご容赦願います。

まず、本来は町行政がやるべきことを、先般、議会が町民との懇談会を開きました。その中でたくさんの要望がありました。我々もしかられることは覚悟で行きましたが、大変な状況でした。それは町に言わなければならないと思うようなことも、議員が悪いということと言われれば、なるほどその通りだと思います。地区で一生懸命聞いてまいりました。

ただ、一般質問に出していませんが、一つだけ提案、要望ということで申し上げますが、連絡が取れないというのです。近くの人との連絡が取れない。それから、この方の連絡先がどこだろうといっても、個人情報がある限り出せない。これら非常に不満のようです。確かに、行政も我々も個人情報という法律がある以上は、それを破ってもやるということができないというのは、十分にわかっています。では何らかの方法で解決しなければならない。昔、我々は覚えているんですけども、我々より若い方はおそらく記憶にないと思いますが、戦後、ラジオで安否確認のためにいろんな放送しました。行方不明とか尋ね人です。このときに、ラジオでは毎日やっていました。そこで、町が最近出したのありますよね、お知らせですか。あの中にだんだん用紙が大きくなってくると思います。その中に一部分をさいて、例えば「佐々木英夫です。誰々さんの居所を知りたいと思います」と出せば、ここの番号に電話くださいと携帯番号を書いてやれば、いろんな方が見るんですよ、その人だけでなく。何世帯に送るかあれですけども、その世帯の方はそれぞれに佐々木英夫はここにいるんだなということがわかるんですよ。だから、紙面の一部をさいて、尋ね人欄というものを設けてはいかがでしょうか。できるだけ町民のうっぷんを少しでも少なくしていただければと思っております。

そこで、質問の第1に入らせていただきます。番号がいろいろまちまちになると思いますが、原発収束についてお伺いいたします。

本当にこのことについては我々もいらだち、東電に対して、国に対して。人生ここまで来て、あと少しというところで東電と国に翻弄されました。あといくらぐらい。議員は残り一年ちょっとぐらいですか。本当にこういうことになるとは思っていませんでした。私

は、国と東電は絶対に信用していません。枝野官房長官が「直ちに人体に影響を及ぼすことはない。」と言ったことを覚えています。本当にそうですか。こんなことはばかげた話です。よく議長が言っていましたSPEEDI、あれなかなか出さなかった。もう既に爆発して、2、3日中には国ではわかっていたのです。だからその影響を受けているのは飯舘村です。あれを2カ月、3カ月吸って、あの作物を食べて過ごしたんです。こんな理不尽なことをする政府を信用できますか。ということは皆さんに収束についてどうだといっても、これは結論は出ないと思います。でも、政府、国、これにやっぱり十分要求をきちんとしていただく。

もう大分長くなりました。町長もやるべきこと大事だと。そろそろひげを剃ってもいいのではないですか。そうすると昔の町長に戻れますので、そして頑張っていたいただければと思います。

そこで、町民は感じたと思いますが、町長としての考え、町民の不安をどう解消するのかお伺いしたいと思います。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

先ほど、佐々木英夫議員が、国あるいは東電を信じられるかということで、私も今まで原発行政を推進してきた立場のほうから見て、全く安全神話が崩壊してしまった。それから人間関係が、信頼関係が完全に失われてしまったということで、大変疑念を持っております。

今、議員のほうからおただしをいただいた、町民の安全安心をどういうふうにしていくのだというご質問でありますけれども、やはりこれだけ私ども全国に、さらには親族、友人がばらばらにされて、我々の日々の生活、暮らし、あるいは生業を崩壊してしまった事故については許すことはできません。そういうことで、これからこういうものを検証して、そして後世に長く伝えていくように、しっかりと踏まえていきたい。町民の安全安心については、さらに今の事故を風化しないように、安心できるような生活に戻れるような政策を展開してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） 町長も私も、東電、国に対する意見は同じのようです。一番許せないのは、浪江町に対して6月4日ですか。文部科学省、浪江町の積算放射線量の推計値を大幅に過小評価していたことがわかったという記事がありました。文部科学省は5月16日、昼曽根の推計値を30.7ミリシーベルトと発表しました。3日、2回目は61.1ミリシーベルトの訂正をしました。そしてあやまったとい

うことはなんだといったら、データの入れ間違いだと言っているのです。こんな命に関わるのが、データの間違いで許されますか。まったく国の言っていることは話にならない。この辺も含めて町長に頑張ってもらいたい。町長は、我々の大将なんですよ。避難する時もあなたについていったんですよ、みんな。大将の後をついていった。だから大将としてみればやりたいことがいっぱいあったと思います。しかし、住民はなんだといったら、町長の顔を見たかったけれど見れなかった。町長が来なかった。私も一度町長、顔を出してやってくださいといいましたよね。なんだといったら、あなたが大将なんです。やっぱり大将で町民が全部ついていったわけですから、頑張してほしいと思います。ですから我々の頭がないこと、町がこれだけ優秀な頭がそろっているのだから、がん首そろえているんだから頑張りたい。いろんなことを町長に申し上げてやって欲しいと思います。

続きまして、今後避難者にどう生活支援をしていくか。最近1人当たり10万円、避難して体育館にいる方は12万円という話が出てくることはわかってきました。本当に100万円をくれたつきり、まったくお金に対しては国も県も東電も出ないでしょう。その辺を町長からちょっとご説明を願いたいと思います。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） まず東電の一次払いが大体終わるか。それで二次払いが今持って支払がなされていない。このことについては、先日も石崎執行役員のほうにも強く要請しておりまして、とにかく私もすべて着の身、着のままで逃げてきたということで、もう100万円をほとんど使っている方々おいでになる。したがって、とにかくお金を出さないと、いろんな形で生活できませんということで強く要請してまいりました。さらには、国の減災対策の生活支援チームの事務局長の副大臣にもお話をしまして、とにかく避難している方々はお金に困っているということで、早く出していただくよう。私はこういうことが東電でできないんだから、国で払ったらいいでしょう。国が立て替えて、そしてそれから東電に請求したらいいでしょうという話をしました。そういうことで本当に今、お金に皆さん大変困っておりますので、そういうことを申し上げてまいりました。

それから先ほどの文部科学省のいわゆる損害賠償紛争委員会ですか。基準がいわゆる自賠責法に基づいた補償の仕方だということなんです。1日入院4,200円、それを30日かけると12万6,000円になるんです。交通事故より軽いという表現をしていたんですね、審査会

の委員長。名前ちょっと忘れましたがけれども。これはとんでもない話で、私どものこの避難している生活の状況をどういうふうに理解しているのか。それから将来を見渡して、どういうふうに私どもが不安になっているのか。そういうことを一切考えないで、自賠責の入院費用、さらには6カ月後には精神的な苦痛も緩和するだろうから半分でいいだろうと。とんでもない話で、私はこの審査会の追加指針ですけども、これを認めるわけには行きません。そういうことで、皆さんと議会と一緒に、この問題を精査しながら戦っていきたいと考えています。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） ぜひその気持ちを忘れないで、浪江町のために頑張っただけだと思えます。とにかく保安院も、前の頃ヨウ素が海水で薄まるから、影響はないと説明していました。土壌、海水、食品、空気の汚染は1,250倍。スリーマイル、チェルノブイリどころでなくなっている。この辺は今から検証しないとわからないと思えますが、とにかく先程言った町長の意見を国にぶつけてやってください。私も一緒になってむしろ旗持って後ろから追いかけますから、やってほしいと思えます。

続きまして、東北電力浪江小高原発についてお伺いいたします。東北電力株主232人の方達が、もう立地を辞めようじゃないかという話が出ています。確かにこれだけの事故を起こして、また浪江に原発を作るということは、非常に町民を不安に陥れると思っております。なんとかなくなればと思っております。たまたま私も1カ月、もうちょっと前でしょうか、東北電力の原町営業所に行きました。職員はやっぱり東京電力の社員と同じ体質です。もう作ればこっちのものだという頭なのです。電気は独占だという頭があるものだから、我々を人間と見ていないのです。こんな会社をまた許したら絶対だめだと私は思って帰ってきました。職員に言いましたよ。「林本部長さんに言ってくれ。佐々木英夫はどんなことがあっても東北電力は反対する」ということを言ってきました。

ここで町長に考え方を伺います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 浪江小高原原子力発電所の誘致の件でありますけれども、議員ご案内のとおり、昭和42年に浪江町議会が誘致議決をして、そしていろんな地権者の方々の賛同を得ながら、町の地域活性化につなげていこうという計画を推進してきたわけです。やはり今回の事故を見て、全国の府県の中で自治体の首長さんが脱原発だというようなご意見も出てきているようです。さらには国の方針と

しても、今の経済産業省は推進していきたいという話をつい最近出しましたけれども、これはもってのほかで、現在、事故が収束していないのに原発推進だということは全く信じられない話でございます。私ども、全国に44都道府県に皆さん避難しております。そして県内に1万1,000人の方が避難しております。こういう避難して、虐げられたような状況をしている最中にそういうふうにしていくということは、大変私は考えられないと思っております。しかしながら、この原発の誘致の問題については、これから事故の検証も行われるでありましょうし、さらには国のエネルギー政策も脱原発のほうに向いていくと思しますので、これを注視しながら見守っていきたいと考えます。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） 実は私も20年近く議員やってますから、棚塩、小高の原発には賛成して、進めなさいと行ってきました。しかし、それには絶対安全ですよという言葉がありました。ですから、いろんな原発に研修に行くと、5重に囲まれていて、例え爆発しても放射能は外に飛ばないと聞いていたんです。全く嘘ですね。現実はこのような状況になるわけです。それで私は思いました。どんな安全な指針を作っても、想定外というのは絶対にあるんです。大体自然に立ち向かった時、自然に負けないでやろうなんていうことは絶対に。岩手県の田老の堤防も世界一だと言われました。あざ笑うような感じで津波は飲み込んでいきました。人命まで奪っていきました。やはりこのようなことはやるべきではない。元に戻って、頑張るだけ頑張るといこうが私はいいいのではないかという気はいたします。ですから海江田大臣も原発再開を示しました。安全でないものを何で続けるのかと私は思っています。国の方針は全くわかりません。やっていることが全然違うんです。そんなに電気が欲しかったら、東京湾に作ればいいではないですか。それは皆さんに言っても、国のやることですから、皆さんはただ聞くだけで答えをくれとはいいません。そう思いませんか。東京に持っていけばいいですよ。あちらでやったら、おそらくできるわけないでしょう。都民の人が反対して。だからそんな反対するものを、何で我々が犠牲になっていたか。本当に不思議でなりません。しかし、そこには国の嘘を我々は信じていたんです。絶対大丈夫ですよ。大丈夫だったというのは何が大丈夫だったのか知りません。これから検証すれば、いろいろなことがわかってくると思います。ぜひ今言われた東北電力については苦しいかもしれませんが、将来、孫、ひ孫、子孫のために町長の舵取りが非常に、いや、いい町長いたんだなということで

残していただきたいと思ひます。

続きまして、除去表土を原発敷地内へ搬入ということでしたが、これは私も広域議会に動議出しまして受け入れてもらえませんでした。あんな馬鹿な話ないですよ。郡内の町長が一堂に集まったとして、これはみんなでやらなければならないということなのですが、それはどうしても通らないことですからやりましたが、文部科学省が敷地搬入の計画を予定しております。こんなことを許したら、処分場として問題があると私は考えております。地元に住む人間として、飛散防止しなければならないものを、飛散しようと思ち込むという考えがよくわからない。ぜひとも、この辺を反対の態度で言ってほしいと思ひますが、町長のお考えをお願いしたいと思ひます。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） このがれきの処分ですが、これは県知事が発表しましたように、福島県内には県としては絶対に受け入れられなという強い表明がございましたので、断固拒否するという考え方に同調していきたくて考えております。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） それを聞いて安心いたしました。

時間がどんどん経ちますので次に移りたいと思ひます。借上げ住宅について、住民から不満が出ております。なぜ満足する住宅を提供できないのか。それはこういう時期ですからいろいろ難しいことがあると思ひます。でも、できれば1人でも2人でもいいから、はい、満足しました。いいところに世話してもらいました。というような仮設住宅であってほしいと思ひますが、いかがでしょうか。

議長（吉田数博君） 答弁、建設課長。

建設課長（原 芳美君） 借上げ住宅については、県が住宅を借りまして、町がここの世帯の状況を見ながらご案内するというような形で進めるということになっております。そのように進めた中でも我々が福島市や、二本松市の地理に不案内な部分も多々あったかと思ひますが、そのため宅建業会の協力を得ながら進めました。それで数字で申し上げますと、提供された戸数が765で、マッチングした部分で223。かなり低い数字となっております。住宅が狭かったり、汚かったりなどの理由で同意が得られなかったという部分がございます。ここで、その中でもこういう状況がありまして、借上げ住宅特例制度という自ら見つけたほうに移行してはということで、6月1日からそういう制度もスタートしていると理解をしております。

以上です。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） 借上げ住宅については、必死でやってきたこと、一生懸命やっているということですから、まずいと申し上げれば、大変職員に申し訳ないのですが。ただ、今ちらっと答弁の中に、県から提供されたということを行いましたね。だから県も、不動産屋にあなたのところでいくらいくらよこしてくださいとっているそうです。私、これを決めたのはどこですかといったら、私らもここに行きなさいと言われた。これ私が「ここへ行けというのは誰が決めたのですか。」と言ったら、「県です。」とカウンターにいる人は言ったんです。「本当に県か。」と言ったら「そうです。」と頑張るんです。女の人です。「じゃあ私これから県に行ってくる。どこに行けばいいですか。」と言ったら「ちょっと待ってください。」と言われたら、あちらに行って相談してきたら、「はい、これは浪江町で決めました。」と言っているんです。確かに思ったとおりにいかないのはわかります。私の言っているのは、我々は我慢していますよと言った時に、だけれども一般の人、いろんなところにいる方達は、少しでも自分の要求を通したいということ。全員の要求は無理だと思えますけれども、その中で、少しでも、例えばその中に障がい者がいるとかあるいは高齢者がいるという方については、町が親身になって聞いてくれるのが職員に求められる職場でないかという気がします。

ですから原課長に悪いとかそういうことは言わない。もういろいろやってきたわけだから、これを責めません。これからもし少しでもあったら、そうですかというあなたの親、あなたの子供、あなたの知人とかそういう方ですから、もっと力を入れる。自衛隊が言っていましたよ。死体を運ぶ時に、死体を掘り起こす時に、死体だと思わない。自分の親だとか、自分の兄弟だと思えば、何とも思わなくなるよと言っていました。その精神を私は課長達にお願いしたい。それは言われればおもしろくないところもあるでしょう。でも、やはりそんなようなことを考えなかったらできないと思います。確かに、外にいる町民も不満も持っているわけですから、役場に申し上げられないんです。どこへ持ってくるんだというところに来ます。私はよく聞きます。役場に行ってなかなかこれは無理だなというときはこれは無理ですねと話しますが、なるほどその通りだと思ふことは町に行ってお願ひします。

でもなかなか窓は開かないようです。一つでもいい、二つでもいいから、心を開いてください。そうお願いしておきます。

次に行きます。危機管理について。このことは住民生活課長。これわかりますよね。あなたに11月に差し上げた。室町、東北に大津

波が。12月に一般質問に私出しました。時間のないところあったために、なかなか全部ができませんでしたが、これは住民課長に申し上げました。貞観の地震。1100年前のこと。このことも、東北大学の教授がもう既に言っていたんです。大きな津波が来ると。それから地震も。15、6年前ですかね。建築の講習で郡山に行った時に、郡山の日本大学の建築科の教授が、必ず20年以内に来ます。宮城県沖地震どころでないぐらいの地震が来ますよ。私が講習で聞いた言葉を議会で何回かやりました。もし、この職員の中に1人でも真摯に私の言葉を受け止めていてくれる方がいたら、私は請戸の人間をあんなに殺さなくて済んだと思う。だから私はオオカミ少年になっていたかもしれない。何回も言うんだから、津波来るよ。大きな地震来ますよということは、議事録を見ると必ず載っているはずですよ。ですから私は闘病の渡部貞信議員に、「貞信さん、あんたのところ津波来るからね。」ということは、11月頃から言っていたんです。私、占い師ではないから別に根拠はありませんけれども、必ず来ますよ。やっぱり真摯に我々の言うことも受け止めて欲しかった。もし1人でも、先ほど言ったように、1人でもいいから佐々木の言うことも考えてみようではないか。それを本気になって請戸の皆さんに伝えていれば、私は180人なんて死亡者を出す必要はないと思います。死亡者でなくて行方不明もありますから、死亡と行方不明で180人近くになりますけれども、1人でも2人でも見つけれられたのではないかと考えています。

ですから、皆さんのこれから1100年前のことですから、そう考えるということは無理かもしれませんが、まだ地震が来るといっているんです。これはいつの新聞ですか。6月8日の新聞にまた載っています。貞観、明治、昭和三陸型の地震が近々まいります。ですから、必ず東日本大震災に匹敵する大津波を引き起こします。これはマグニチュード7以上の断層を調べたという大学教授が言っているわけです。未破壊域が残る可能性のあることが判明した。また、地震が壊れていない部分もありましたと言っている時ですから、先ほど言ったように真摯に1人でも受け止める方がいたら。今のところ来ても皆さんこっちに逃げてきましたから、我々のところは心配ありませんけれども、帰れるようになったらなるほどそうだなということ、もう一度かみしめていただきたいと思っております。

それで私の町長に申し上げたいことは、計測器をひとつ各家庭に1個ずつでもいいからあてがっていただければという気がしますが、もしそれができなければ補助をだせるような体制を整えられませんか。どうでしょうか。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） 放射能の線量計だと思います。これもやはり非常に重要なことですので、今議員おただしのとおり、手配をしていただきたいと考えています。現在全国各地で線量計の受注がありまして、生産が間に合わないという話も聞いておりますけれども、ぜひ大学等、あるいは放射線に関する研究機関とタイアップしながら、線量計の物質があるかどうかも確認しながら、ぜひ議員おただしのとおり、手配をしてまいりたいと考えております。よろしくをお願いします。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） いずれにしても浪江町の住民は、避難所で命を絶ったもの、あるいはストレスが溜まって脳梗塞になった、うつ病にかかっている人も多数おります。これを考えただけで、誰を恨めばいいのか。東電の社長は犯罪者ではないのですか。本当に浪江町は2,000万円をもらいましたよね。あの金は町民に渡す必要ないからあれで裁判うって欲しい。弁護士つけて。あれは犯罪者ですよ、完全なる。人を殺しているわけですから。

それから、我々が金に代えられない大切なもの。私なんか絵を描きますから絵を描く資料を、本をいっぱい持っていました。全部家に置いてきました。雨漏りしていますから、全部だめになるかどうか分かりませんが、本当に心は金で買えませんよ。隣組のつながりの心、それから私が大事にしてきたいろんな書類。全くムダにしまうのかという。今度立ち入り行けますが、おそらく行ってもそんなに、こんな袋一つですから持って来れません。何であんな小さなもので。もちろん仏様ぐらいなのかという気がしますがけれども。仏様といえば、重いですよ。迎え火たくと先祖が帰ってくると教えられてきました。今先祖が帰ってきて、浪江町の上空うろうろしていますよ、集団で。そういうことが起こりうるのではないかという気がしています。かわいそうだなと。それを起こしたのは誰だ。東電です。につくき東電ですよ。中には土下座しろと、土下座させられました。そしたら新聞に、あそこまでやる必要ないだろうという県民のいろんな言葉、震災に対するものが出ていますよね。そういう人もいました。しかし、私たちの思いをした人間は、それにあってしかるべきだったかもしれませぬ。だからそういうことを書く人は、そういう目に遭ってないんですよ。冷たい板の間に本当にあっちこっと逃げて、やっと寝床を確保するのが精一杯。そうやってきた人でないと、やっぱり土下座しろという言葉は出ないと思います。やり過ぎなところもあります。でも、このぐらいはやった人でない

とわからないと思っています。

これから町長の力が相当発揮される場所がいっぱい来ております。町長、倒れられると困るんです。あまりストレスをためないように。我々は内部被ばく、それからガンにおびえて毎日過ごしております。このこともぜひ町長の頭に入れて欲しい。

津島に行った人達、3日間ぐらいたったけれどあそこで完全に被ばくしています。ですから内部被ばく、あるいは骨の中に入っていくと言っていますから、ガンが一番怖いわけです。私どもはあと10年というところです。ですから子供達や若い人たちが可哀想だと思います。そのことも町長の胸の内に入れて、この言葉をよしという気持ちを持って頑張っていたらと思います。

それからヨウ素剤、町にありましたよね。あのヨウ素剤はどうしました。何も役に立たなかったような気がするんですけど。それでマニュアルどおりにいったのかどうか。避難訓練なんかは何回もやりましたよね。何ができて何ができなかったか。ひとつ誰かわかったら教えてください。

議長（吉田数博君） 答弁者、住民生活課長。

住民生活課長（植田和夫君） お答えいたします。

3月11日の地震発生と同時に、防災計画により災害対策本部を設置いたしました。11日に起きた大地震は、国内観測史上で最大規模を記録し、経験したことのない大きな揺れであったことを記憶しております。三陸沖を震源といたしまして、大津波が起きました。その津波は、防波堤や護岸を乗り越えて、当町の港や住宅地を襲い、請戸地域を中心に被害が広がり、そして広い範囲で土砂崩れや停電が発生しまして、有線、携帯を問わず電話は繋がらない状態が町内でも続き、家族と連絡が取れないいららが募ったことを覚えております。町では、防災無線による大津波警報発令と同時に、避難指示を行い、役場を含め、町内各避難所で約2,200人避難されました。町内における避難状況、それから倒壊の家屋、道路陥没などの多くの被害の状況の報告があり、全体でどれほどの被害になるか、想像さえつかない状況にあったことも覚えております。

それから、当日の2時5分に町では自衛隊を要請いたしました。12日の朝から町の消防団、それから自衛隊、町職員による行方不明の捜索を実施する予定でありました。

しかしながら、今回の原発事故により、断念せざるを得なかったことに怒りを覚えております。なにせ、災害が3つ重なってきたということで、マニュアルどおりには、職員の配置もなにもできなかったと思います。地震の津波警報が出てから、広報車2台を出しま

して、避難するように広報いたしました。ただ、その時には第1波がもう来たような状況で、職員も車で津波に追われるような形で逃げてきました。大津波の時には、Jアラート、防災無線による大津波警報で、即避難するようにということで防災無線を流し続けたところでございます。

先ほどの議員の質問の中に、いわゆる防災訓練の中で、平成20年度、平成21年度、津波に対する防災訓練を実施いたしました。その訓練の内容の成果と言いますと、先ほど行政報告でもございましたが、請戸小学校の児童が校庭に集合して、即座に避難道路を大平山のほうに向かって走ったということでございます。そして先生達の判断だと思うのですが、大平山よりもっともっと進もうということで、地元の住民の方が、北廻の農道を通って国道6号に向かって逃げたそうでございます。その時、なかなかそこを六角茶屋からサンシャインまでは時間もありませんでしたものですから、いわきの車、かなりの車があったそうです。そのトラックの荷台に小学生がみんな乗せてもらって、サンシャインに送り届けられたということでございます。

今後、国や県においても、危機管理について見直しを図られる。これは図らなければ、今後とも対処していけないということでございますので、町といたしましても災害時の避難誘導、避難者の把握などの行動や対応の検証が必要であろうと考えております。

以上です。

[「ヨウ素剤」と呼ぶ者あり]

住民生活課長（植田和夫君） ヨウ素剤につきましては、町で今現在も、私のところで扱っております。そのときに、まだそのようなヨウ素剤の使用とかそういうものについては、指示も何もまだございませんで、線量がどれくらいあるかも、まだ、把握できない状態でございますので、ヨウ素剤については使用しておりません。

以上です。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） ヨウ素剤については、20番議員がよく言っていたのですよ。ヨウ素剤どうするのですか。町側は、ヨウ素剤を馬場議員が一人ひとりに渡しておいたらどうだといったら、職員が持ってあがりますからということで、町に保管しますよということでした。ただ、ああいうふうに関実に爆発が起きた時に、誰もヨウ素剤なんか持って逃げなかったでしょう。だから、これももう一度検証する時が必要かもしれません。本当に職員ももう一度考え直して欲しい。

それから、請戸の子供達を1人も死なせずに。1人ぐらいですか亡くなったの。とにかく助けられたということは本当にマニュアルどおりなのかなという気はしますけれども、どうも私が考えると、いろいろマニュアルどおりではなかったと思う。確かに、あのような地震が来るといふこと、誰も想像していなかったです。私が前から言っていたんだから、来るよ、来るよ。1人でも真摯に受け止めて、佐々木の言う話をもう一度みんなで考えようかなんていったら、一般も含めて、こんなに殺さなくても良かったという私は考えを持っておりました。これをいったって無駄だということに対してはその通りですねというかもしれません。

今町は、浪江町の再生を考えているようです。最後に町長に申し上げておきます。防災に強いエコタウン再建が必要です。農業は集約型として再生させなければなりません。関東大震災の時は、帝都復興院の創設が次の日に決まっていた。ところが今の政府は全くできておりません。実際の設置は26日の午後後藤先生がやったという話が残っております。ですから浪江町も本当に復興するのあれば、早めに考えて欲しい。その時、津波の恐怖に合わないような形。津波は50年、100年に一度は必ず来るような気がいたします。昭和8年の三陸津波から80年ということになると、それに耐えられるような居住環境を作るのが町長の任務だと思っております。

危険地域の避難と、これも原発の時の避難道路も必要ですよと言っていたけれど、ついにできませんでした。公的施設や学校、保育所など、財源の問題はあると思いますが、すべての行程を考えないと、本当の意味での安心できる町はできないと思っております。将来の子供達が、子孫がよくぞ安全な町を作ってくれたというような町をつかって欲しいと私は思っておりますので、よく職員の皆さんも考えて、残り務めの間は、みんなでこれは考えなくてはならないと思えます。私も1年ちょっとありますから、知っている範囲内では十分いろんな意見を言っていきたいと思えます。とにかく文句になりましたけれど、この辺はからっと一回払拭して、新しい浪江町を作りたい。

町長もぜひ、体を壊したら何にもならない。なんか乃木大将みたいになって、今切るのもったいないでしょうけれども、そろそろ昔の有さんに戻ってもらえればと思っております。

これで佐々木英夫、一般質問を終わります。

議長（吉田数博君） 以上で19番、佐々木英夫君の一般質問を終わります。

議長（吉田数博君） ここで10時45分まで休憩いたします。
（午前10時32分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。
（午前10時45分）

馬 場 績 君

議長（吉田数博君） 続いて一般質問を行います。

20番、馬場績君の質問を許可いたします。

20番。

[20番 馬場 績君登壇]

20番（馬場 績君） 20番、馬場績です。未曾有の地震と津波で多数の町民が犠牲になり、原発災害で避難生活を送らざるを得ない町民の皆さんに、この場をお借りして衷心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。

またこの間、町長始め、役場職員が不眠不休で被災者支援に当たってこられたことに対し、議員の一人として評価を惜しまないものであります。今後ともよろしく願いいたします。

同時に、原発は安全と強弁してきた政府と県、東京電力の安全神話が完全に崩壊したと同時に、あの原発事故で人々の生活が、地域が、今後の人生設計が打ち砕かれた瞬間であり、その怒りと苦しみは決してついでるものではないことも明らかであります。きょうは、逃げまどった町民の思いと、ぬぐいきれない生活の不安と健康被害。今だからこそ示しておくべき復興、復旧の課題。そして国難をもたらした原発依存のエネルギー政策の抜本的転換の方向について、被災自治体として、何をどのように発言すべきなのかについて質問を展開してまいりたいと思いますので、ご答弁をよろしく願いいたします。

質問の第1は、2万1,000人の浪江町が、自力で避難せざるを得なかった3月12日早朝からの混乱は、なぜ起きたのかについてであります。原子力災害特別措置法に基づく福島県原子力防災計画に定める通報のあり方と、避難指示は適切になされたのか。浪江町と国、県、東京電力の対応は、どうであったのかという問題であります。原子力災害特措法第10条による異常事態の発生について、国、県、東京電力からは通報があったのか、なかったのか。あったとすれば、その月日、時間についてお答えください。

さらに、緊急事態宣言とその対応について定めた原子力災害特措法第15条に基づく指示があったのか、なかったのか。また、浪江町

長、東京電力、その両者と立会人である福島県の3者で結んでいる東電第1原発にかかわる通報連絡協定書第1条に基づく、いわゆる原子炉に緊急事態発生後、直ちに連絡することと定めた協定は履行されたのか、否か。簡潔にお答えください。

なお、緊急事態宣言による避難用バスの手配において、大熊町あるいは東京電力社員は、3月12日早朝6時出発で、茨城交通や東京の大型観光バス50台から60台が既に配備されていたことが、大熊町、双葉町の町民から直接聞く機会がありましたが、事実を確認されているかどうか。浪江町においてはなぜそうした用意がなされなかったのかであります。お答えください。

福島県原子力防災計画と、原子力災害特措法の具体施行において、そうした格差がなぜ発生したのかであります。一連の経過を検証されると同時に、この是正を求めるべきは浪江町の当然の権利だと思うわけであります。

質問の第2であります。このことに連動し、重大問題となるのは、国も県も爆発直後からのSPEEDIの汚染予測情報が手元にありながらこれを公表しなかったという問題であります。第一原発で、すべての給水機能が喪失し、炉心冷却不能という緊急事態が確認されたのは3月11日午後4時26分であります。地震発生から2時間後のことであります。外部電源も切断され、自動停止した1から3号炉のメルトダウン、いわゆる炉心融溶、爆発も当然予想される事態に陥っていたわけであります。福島県の原子力防災計画によれば、そのとき何をすることになっているのか。マニュアル化しております。緊急モニタリングの活動として、環境における放射性物質の影響を把握する。そのために、第1段階で気象データの収集、SPEEDIネットワークシステムによる予測情報の収集、そして大気中放射能濃度予測地図の作製など、緊急時モニタリングの重要項目が列挙されております。3月12日早朝、緊急避難の指示で津島に避難をした多くの町民は、食べる物もなく寝るところもない。寒さに耐え、3月15日まで過ごしました。あとでふれますけれども、恐れるほど高い放射能汚染情報があったなど全く知らないまま過ごしたわけであります。国も県もSPEEDIによる汚染予測図を確認していながら、私たち町民と県民にとって最も必要な時に、最も必要な情報を公表していなかったわけであります。このことに対して町長は、どのようなお考えをお持ちなのか、改めてお答えいただきたいと思えます。

緊急時の情報共有において、町長はいつどのような情報提供を受けたのか、受けなかったのか。あるいはまた、東京電力からは放射

性物質の放出について、どのような情報提供があったのかについても、この際、この場で明らかにしていただきたいことでもあります。もし、何も情報提供がなかったとすれば、原子力災害特措法に基づく国、県、東京電力の対応は極めて重大な責任を伴うわけでありませぬ。あれこれの弁解で済ませる話ではありません。明快な答弁を求めます。

質問の第3は、放射能線量情報が闇の中に押し込められたがために、津島に避難した1万人余の人々は、高線量の被ばくをしたのではないかということでもあります。たくさんの子供や若い人々は本当に大丈夫なのか。その不安と恐怖、怒りにどう応えるのかということが、今問われているわけでもあります。

あのとき汚染の空間域にいて避難生活を余儀なくされた多くの町民の最大の関心と要求は、汚染の実態を今こそ知りたいということと、自分の被ばくによる健康被害とその対策について、どうしてくれるのかということでもあります。

国や県は事故から3カ月を過ぎた今、ようやく被ばく調査に乗り出すことを決めました。6月18日に発表された県民健康管理調査検討委員会の方針では、6月中に浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区2万8,000人を対象に問診検査を行い、内部被ばくを推計、またそれと並行して100人を抽出し、内部被ばくの実測調査をするということが明らかにされました。

問題は、ホールボディカウンターの対象についてであります。政府は、0から5歳児の内部被ばく検査を先行させるということですが、線量の高い3町村で合計100人というのは対象者の何%になるのでしょうか。先行とはいえ、早期に全員を対象として検査をすべきであります。そのために機材と人的体制、検査システムの拡充を求めるべきであります。

しかも浪江町は、明らかにされた積算線量から見ても、一番高いわけであります。県が5月2日に発表したとおり、県民が一番多く避難した津島地区は、県立浪江高校津島分校で28.7マイクロシーベルト/h、最大値の昼曽根は44.4マイクロシーベルト/hとなり、極めて高い数値が示されております。こうした実態に則した検査を実施すべきであります。

実施に当たっては、まず小学生以下、小学生、中学生、そして高校生、授乳中の母親、妊婦と若い世代など、優先順位を示しつつ、対外的に全町民の内部と外部被ばくの検査を実施すべきではないでしょうか。町長はこのことに対し、どのように求めていくのか答弁を求めるものであります。

一歩踏み込んで検討する極めて重要な課題でありますので、明快な答弁を求めます。健康調査の必要性は、何度くり返しても繰り返し求め過ぎることはありません。と同時に、町民の長期の定期的な検査と被ばく罹災健康手帳などを交付し、必要な時に無料で医療診療と健康相談を受けられるようにすることなど、早い時期に町民の被ばくに対し、安心できる具体的措置を実行させるべきであります。町長は国や県、東電に対してそれを求めるかお答えください。

質問第4は、放射線の大气汚染と、土壌汚染調査の実施についてであります。町職員による空中線量調査が実施されていることは承知しております。町民はストレスを感じるほど毎日、毎日原発事故のニュースを見ております。

町民の思いは、1日も早く、冷温収束をして欲しい。そして1日も早く浪江に帰りたい。その願いはまだ帰れない。いつ帰れるかわからない。その悔しさと一体のものだと私は思います。

空中線量調査は、原発から5キロ圏内、そして5キロから10キロ圏内、そして20キロ圏内、そして30キロ圏内、30キロ圏超など、ある範囲毎にきめ細かく調査をする必要があるのではないのでしょうか。点ではなく面的な調査をする。

土壌汚染についても同様であります。特に、土壌汚染の調査は重要であります。土壌は線量の程度が一番正確にわかるからであります。線量の低いところから作物を栽培し、その変化についても調査する必要があると考えます。

海洋汚染調査は、海水と漁種と海域調査が必要ですから、もっと大がかりになると思います。

浪江町の復興を展望するなら、先ず基礎調査から始めるべきと考えます。土壌、水、大気などの基礎調査は被ばくのことを考えると、専門家が参加する必要があると考えます。国と東電が責任を持つ。県の主体性も発揮してもらおう。当然であります。復興に向けた基礎調査の方針を具体的にお示しください。

次は、空前の原発災害と医療介護、福祉教育、そして仮設に入居する人、民間住宅特例借上げで生活する人、県外で避難している町民への支援など、課題は限りありません。特に、東電への損害賠償請求の支援と被災自治体の運営基盤の確立は、復旧復興の骨格となるものであり、避けて通れるものではないこととなります。新しい情報に寄れば、東京電力の補償賠償について、課税の対象にするではないかと。そういう検討もされているそうであります。町長はそのことをご承知なのかどうか。そのことに対してどのような認識をお持ちなのか、お答えください。

基本は、被災町民の目線で生活再建を推進すべきであり、人的にも物的にも、公共サービスの面からも原子力災害から住民の命と生活を守り、再出発するためには、原子力災害という特別な困難を直視すれば、従来の制度や法律や司法の枠組みの中では、全く合わないということ、幾多の事例が既に証明しております。ではどうするか。県知事も早々と国に求めた復旧復興のための特別立法を作らないと考えております。そうした問題意識と方向付けに対し、町長はどのような所見をお持ちかお示しをください。

その立場から、差し迫って重要と思われることについてお尋ねいたします。一つは医療体制の問題です。混乱する避難者のよりどころになったのは津島診療所の移転開設だと思います。今後、この津島診療所がどのような形で、どこで運営されるのをお答えください。

避難体制と避難患者の受け入れ、大きな支えになったのが二本松社会保険病院であることは、避難患者が実感していることであります。浪江町の透析患者を含め、最大各地からの避難患者70名が岳下住民センターに寝泊まりをしておりました。そして、二本松社会保険病院に通院なされていたわけであり、現在は、岳下仮設住宅に入居した6人、住民センター11人にまで縮小、再編されましたが、二本松市では社会保険病院が唯一の公的病院であり、人工透析設備のある病院でもあります。病院関係者の話では、一時は病院が患者を緊急受け入れし、さながら避難所の様相であったと語っております。そして看護師が食事の提供をしたり、避難患者の洗濯までやって、本当に公的病院としての責任を果たすことができた、今感激を伴いながら話してくれております。浪江町は二本松を拠点に、丸ごと移住をし、仮設着工件数1,069戸、さらに本宮市、松川、さらに周辺の民間住宅借り上げを含めると、ここには数千人規模の町民が居住するものと予想されます。避難生活の大きな問題は、衣食住とあわせて医療、介護が安心できるかどうかということではないでしょうか。仮設入居など、生活環境の急変は、体調の急変を引き起こすことも、あまたの事例が証明していることもご承知のとおりであります。我々浪江町民にとっても二本松社会保険病院の存立の重要性はますます大きくなるばかりであります。

そこで率直にお尋ねいたします。二本松に避難してきているわけであり、けれども、このような重要性に鑑み、二本松社会保険病院の公的存続のために、二本松市長とも連携しながら、病院機能拡充のために政府に働きかけていくべきではないかと考えます。できれば、内部被ばくの検査体制も設置していただければ、大変ありがたいのではないかと思います。それも含めて答弁を求めるものであ

ります。

保健と介護サービスも深刻であります。保健指導の医療の現状と介護サービスの受け皿はどのように準備されているのか、お答えください。

生活再建の重い課題を2つ質問いたします。一つは、仮設住宅入居後の生活費負担の問題です。ある人は雇用保険にも入っていません。したがって、失業保険も受けられない。これまで子供3人を育てきて、貯金もない。仮設に入ったら、上下水道料、光熱費、食事、食費、家に戻れないので夏服も買えない。ないないづくしでどうやって生活しろというのか。何とかして欲しいと語ってくれました。原発災害だから東電に出させるしかないと話しましたがけれども、東電は個人に対しては、先ほど町長からも質問者からもお話がありましたように100万円、または75万円の仮払で済まそうとしているのではないかと。しかも今後の賠償金に課税するなどということはとんでもありません。6月16日付の日本共産党の救援復興の情報によれば、衆議院本会議での共産党、高橋千鶴子議員の質問に答えて、細川厚生労働大臣は次のように答弁をしております。「仮設住宅の入居により、基本的には自立していただくこととなります。ただ現に救助を必要とするものであれば、これは災害救助法の対象になりうるものでございます。」と答弁されております。要するに政府は、仮設住宅入居後も生活支援は可能だと言い切っております。失業されている人、高齢者の人、家族人員が多い人、通院されている人、あるいは介護で大変な人、子供の教育にお金がかかる人、人々の生活はさまざまあります。実情に応じた仮設入居者への支援をどうなされるのか。今後の町の対応を求めるものであります。お答えください。

2つは、補償賠償の相談と具体的支援であります。商工会や農協、畜産組合など、団体で取りまとめ、それぞれの協議会で請求事務のサポートをしてくれております。商工業者の場合、それでも粗利の2分の1、250万円、50万円、20万円の限度など、障害はありません。同時に、圧倒的多数は個人です。地震にかかわらず損害賠償の一次、二次指針にかかわらず、明らかに支払うべき損害請求であっても、東電にご相談をしてくれと言っても、それは快しと思っていない人が大勢おります。町の行政機能が回復しない現状で、補償賠償のサポートをするのは大変だと思いますが、どんなことがあっても町民を見放すようなことがあってはいけないと思います。

ぜひ、人員の追加も求めて補償賠償について、浪江町として具体的に支援できる体制をとるべきであると考えます。お答えください。

自治体体制の復旧・復興の課題。その問題と対策、その方向についてお尋ねいたします。

浪江町の全産業と町民の生活基盤がすべて失ってしまったわけですから、一言で復旧復興を見通せる段階でないというのが現状であることは了解いたします。当面は、生活を支える雇用対策をどう進めるかではありますが、町がすべて雇用の受け皿づくりをする。緊急雇用対策事業でこれを吸収するというのも、限りなく不可能に近い問題であると私は考えます。私は、ある意味では特別立法による対処とも合わせて、公共と民間を活用した国県を含めて、半ば公的な国、県主導による雇用創出を求めるべきであると考えますがいかがでしょうか。

そして、事業再開と負債ゼロからのスタートを支援するよう求めるものであります。お答えください。また、浪江町も被災者であります。行政スタッフ、医療介護、保健の専門職がせめて週休が取れる人的体制を国に求め、あらゆる面で自治体体制に対する支援拡充を求めていくべきだと思いますが、町長の所見をお示しください。

原発事故の基本認識と脱原発、再生エネルギーへの転換についてお伺いいたします。今回の原発事故で、町民の被った犠牲、収束のめどが立たない現状は、私たちに何を明らかにしたのでしょうか。一つは、他の災害とは全く異なる危険を伴うのが原発災害だということであります。二つは、今の原発は未完成の技術であり、ブレーキのかけようがないということ。つまり人類は、核兵器と同じでありますけれども、原発と共存し得ないということではないのでしょうか。私は、町議会議員になってからも、その前から原発は危険なもの。絶対大丈夫という安全神話を一掃しないと、重大事故を招くということであらゆる事故を通じて警鐘を乱打してまいりました。残念ながら、そのことが現実になってしまったことは、悔やんでも悔やみきれぬものではありません。世界有数の地震国であり、津波の危険性の高いこの日本で、どんなに厳しい安全審査をしても原発は絶対安全などと言える代物でないことは、目の前でその事実が証明しております。原発撤退に対する町長の見解、さらには新しいエネルギー政策への転換に対し、町長はこの浪江町から大胆な政策転換を求める発信をすべきではないかと思えます。

最後に、児童、生徒、教職員、保護者に対する心のケアが必要だと思います。スクールソーシャルワーカーの配置など、専門職の配置、あるいは夏休みを利用した安全地帯での夏休み学校などを計画してはどうでしょうか。

以上、答弁を求めて第1回目の質問を終わります。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。多岐にわたっておりますので、一つ一つお答えしていきたいと思えます。

まず、原子力災害特措法10条の件についてでありますけれども、東電よりは残念ながら通報はありませんでした。

次に、15条の件についてでありますけれども、これまた東電よりは情報はございませんでした。

それからEPZの協定については、履行されておられませんということで、私は認識をしております。そのことについては、後日東電より、電話連絡したが不通であったため、連絡ができなかったとの話がありましたけれども、連絡はどのような形であれ、この重要避難を起こしている事象については、町民の生命を守る立場として、非常に怒りを感じております。

それから事実確認でありますけれども、原子力委員会の秋葉助手より、双葉町、大熊町には避難バスの手配を受けたと聞いており、議員おただしの通り認識をしております。

また、是正を求めるのは当然でありますけれども、この協定書の中には町民の命があることを強く訴え、ただの紙切れではないことを十分認識させたいと考えております。

それから情報共有については、国、県、ましてや東京電力よりは全然情報がありませんでしたので、非常に遺憾に思っております。精査をして、訴訟を視野に考慮していきたい。そしてSPEEDIの公表の隠ぺいについても、このような考え方で対処してまいりたいと考えております。

それからホールボディカウンターの件については、議員おただしのとおり、被災者が心配なところでありますので、理想的には全町民が受診されるよう措置したいと考えておりますし、さらには提案のあった大学病院と研究機関との連携を構築したいと考えております。

また、被ばく罹災健康手帳の交付の件についてでありますけれども、これまた検討してまいりたいと考えております。

それから復興に向けた基礎調査の方針と、具体的計画についてでありますけれども、大気、土壌汚染及び水質検査を町独自で調査をして、環境モニタリングを一部先週より実施しております。そのデータを基に、福島大学と連携をして分析を行っていただき、利かすべき資料として事前の復興の見通しを付けたいと考えております。

さらにライフラインの損壊状況の調査です。本年末または今年度

末まで行いたい。将来に備えた復旧の手かかりとしてまいりたいと考えております。

それから、賠償額課税の対象についての認識でありますけれども、これは私は認識をしておりません。さらに災害救助法では、この原災は対応できないことから特別立法制定を、これまでも何度か国、あるいは県のほうに要請してまいりまして、福島県知事もこの特別立法制定については力強い要請を今しておるところであります。

それから、補償賠償の支援についてでありますけれども、顧問の弁護士を中心に全力を尽くして支援体制をとり、今議員がおただしのように、増員対処しながらでも、個々人の補償賠償について相談窓口を強化してまいりたいと考えております。

それから最後に、原発事故の規模認識と再生エネルギーへの転換はどのように考えるのかということでありますけれども、東京電力においては、今回の事故は、想定外の津波が原因としておりまして、人災とは認めていない状況にありました。

しかし、町としては早い段階から一貫してこれは人災であると考えて、国の原子力災害対策本部としても、5月17日の方針で本災害による津波に対して、国策による被害者と表現したほか、原子力安全委員会委員長も、6月9日の衆議院の東日本災害復興特別委員会において人災と述べております。町が主張していた人災との認識が、ようやく受け入れられつつあると思っております。

それから、国と東京電力においては、原子力の安全神話を優先して、一度事故が発生した場合の甚大な被害想定を怠って、発生時の実効ある対応策を講じてこなかったことが今回の事故により明らかになったと私は考えております。

次に、再生エネルギーの転換についてでありますけれども、リスクの高いエネルギーから脱却して、リスクの低いエネルギーに転換していく観点から論じられているものだと認識しております。第4次浪江町長期総合計画と連動するように、このリスクの低いエネルギー転換に推進すべきと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

以下のご質問については、担当課長が答弁いたしますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉田数博君） 津島診療所事務長。

津島診療所事務長（紺野則夫君） それでは今後の津島診療所運営についてお答えいたします。現在、津島診療所は、岳温泉あづま館内に仮設診療所を設けております。今後、ホテル、旅館等から避難されている町民の方々が仮設住宅に移られることから、仮設入居者が

最も多い二本松市安達運動場内に仮設診療所を設けまして、今までどおり、国保診療所として避難住民の方々の診療にあたってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 答弁者、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 二本松社会保険病院の存続といいますか、二本松市と連携して政府に訴えかける考えがあるかということでもありますけれども、二本松市ではこれまで数回にわたり国に対しまして存続を求めてきたということでもあります。

当町にとりましても、避難住民の入院治療については、はずせない医療機関であるという認識をしております。二本松市の考えもあることと存じますので、今後二本松市と連携を密にしながら対応していきたいと考えております。

次に、雇用と財政支援対策でありますけれども、現在、緊急雇用対策ということで52名の雇用をしております。

内容としましては、住民票の発行業務、あるいは避難所連絡時の運營業務、一時帰宅業務、仮設住宅業務など、16事業で52名の直接雇用ということでもあります。

今後、緊急雇用等々の制度を利用しながら職員採用について、庁議に図っていきたく思っておりますし、また、県が実施するがんばろう福島“絆”づくり応援事業というものがあります。これは避難者、失業者の方を対象に、1,000人規模の雇用創出を、目指しておりますので、これらの事業も大いに活用しながら、雇用の活用をしていきたいということを考えております。

次に、事業再開にともなう負債ゼロへの支援策についてでありますけれども、国における二重ローン問題の協議の中で、各金融機関に被災者における既存負債の放棄等について、話し合いが行われております。町といたしましても、被災事業者が事業を再開するためには二重ローン問題の解決が、重要であると認識しております。国、県に対しましても、問題解決のための要望をしてまいりたいと考えております。

また、次に自治体財政支援対応の拡充についてでありますけれども、浪江町では今年度税収がほとんど見込めないということで、かなり厳しい財政状況になるという考えを持っています。これまで機会あるたびに普通交付税、あるいは特別交付税、さらには別枠での交付金等の創設を要望してまいっております。今後とも、これらについては要望を続けていきたいと考えております。

次に、仮設住宅等における生活再建であります。これにつきまし

ては、東京電力の原子力災害でありますので、基本的には東京電力が補償するものと考えております。このため、東京電力に対しましては、第二次の補償金の仮払というものを強く求めていきたいと考えております。

そのほかには、災害義援金の給付であるとか、生活資金の貸付制度の周知、雇用の支援につきましては、先ほど申しましたように緊急雇用であるとか、絆づくり事業の活用を考えております。

また、物資の支援ということで、現在保管しております食糧等の物資とこれにつきましては、仮設住宅あるいは県内アパートに避難されている方に宅急便で配送するというも行っております。これらにつきましても、できるだけの支援を行っていきたいと考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

健康保険課長（木村 潔君） では、議員おただしの内部被ばく、外部被ばくの健康調査をどうするかについてお答えいたします。

議員おただしのとおり、浪江町、飯館村、川俣町山木屋地区の住民に対して100名程度ということで、浪江町には89名の割当てがございました。それで、6月27日より4歳から67歳の89名を抽出して先行調査を行います。県ではその後、2,000人規模で日本原子力研究開発機構でのホールボディカウンターの検査を予定しているということでもあります。

それから、外部被ばくの件なのですけれども、これについても新聞報道で町民全員にアンケート調査をするということになっておりますけれども、これも県立医大のほうで事務局となりまして、7月には全町民にアンケート用紙を配って、健康調査を行いながら、長期にわたって追跡調査を行っていききたいという予定であります。

それから、保健指導エリアなのですけれども、現在のところ保健師は4名と少ないのですけれども、臨時の看護師2名、それから各保健所、それから長崎県からの応援を得まして、体育館、岳温泉、土湯温泉、それから猪苗代と裏磐梯。それから仮設は桑折、笹谷等を今回始めたところでございます。ですから、4名しかいなくて大変なのですけれども、今後順次仮設が開設しますので、その分臨時等を含めて募集して回っていききたいと思ひます。

それから、介護保険なのですけれども、介護保険のこれからのサービスについては、一応現在のところ仮設住宅にデイサービスを4カ所、福島は笹谷、それから安達運動場。それから岩代の杉内、本宮のみんなの原っぱにデイサービス。それから本宮の恵向公園ですか、バスが出ている向かいの所にデイサービス、グループホームを

予定しております。

以上であります。

議長（吉田数博君） 答弁者、教育総務課長。

教育総務課長（屋中茂夫君） 私のほうから、大気汚染と土壌汚染調査対応についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在、教育委員会が関係する調査では、町独自の調査を含めまして3つの調査が入っております。まず1つは文部科学省が事業主体の土壌採取調査です。実施者は日本原子力開発機構（J A T A）と東京電力でございます。この調査は、第一原子力発電所から80キロメートル圏内を2キロメートルかける2キロメートルのメッシュを選定します。浪江町については、20キロメートル圏内外、それぞれ17カ所ずつ、合計34カ所のメッシュ内の土壌を採取します。土壌は、表層から5センチ深さのサンプルを5カ所。もしくは表層5センチ深さのサンプルを5カ所2つ、30センチメートルの深さサンプル1カ所を採取します。また、同地点での空間線量も測定しております。

2つ目は、警戒区域と計画的避難区域について、内閣府が実施する事業で、実施者は電力中央研究所と東京電力が行います。この調査を文部科学省の2キロメートルメッシュで実施する路上調査と整合性を図り、これを補完する空間線量調査でございます。この調査には3通りございますけれども、まず一つは浪江駅付近と富岡駅付近の2キロメッシュ地点をさらに100メートルメッシュに区切り、それぞれ400地点を計測する基礎データ収集モニタリングでございます。2つ目は、基礎データを基に行う調査で、警戒区域と計画的避難区域の2キロメッシュ内をさらに1メッシュ当たり20地点程度を選定し、全部で4,340地点を計測する広域モニタリングでございます。3つ目は、広域モニタリングの結果を踏まえ、これらの区域の環境改善対策の実施方法等の検討のための基礎データを得るため、住宅や道路、校庭などの詳細調査を行う、個別詳細モニタリングでございます。これらの調査は、6月中旬から10月末まで行う予定であると聞いております。この調査の結果につきましては、速やかにデータを地元へ提示するよう要望しているところでございます。

大きな3つ目の調査としては、浪江町が独自に福島大学の協力を得て行うものです。町内の小中学校、高校、公共施設など17カ所を毎週金曜日にサーベイメーターで地表50センチと1メートルの高さの空間線量を測定します。6月17日から調査に入っておりまして、当分の間継続して測定する予定でございます。結果につきましては、町のホームページや広報等でお知らせします。

町民の思いは一つです。1日も早く原発収束をし、家に帰れることです。この各種環境モニタリングを通じて、浪江町民の皆さんの安全確保と1日も早い帰宅ができるよう努力してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（吉田数博君） 教育長。

教育長（畠山熙一郎君） 学校関係のご質問にお答えいたします。

不自由な避難生活が長引いておりますが、これに子供達には大変なストレスが、教職員は兼務という特殊な状況が加わっておりますので、子供達、保護者、教職員における心の負担が懸念されることから、心のケアについては、早くからかなり進めてまいったところでございます。具体的には、5月から3名のカウンセラーを町独自で採用していただきまして、岳、土湯温泉、それから猪苗代の3つの地区に派遣し、週3回の巡回等も行い、子供達と保護者の相談に当たってまいりました。

また、県から派遣されるスクールカウンセラー1名でございますが、教職員の活動拠点である旧木幡第二小学校に週1回の割合で勤務していただきまして、兼務によって県内に赴いている教員、そしてそこに学んでいる子供たち、そういった方々のサポートに当たっております。それから小中学校の管理職も、県内各地に駐在する形で浪江町の子供達と教職員がいる学校を訪ねて指導や助言を行っております。

さらには、木幡二小に勤務する3名の養護教諭も、こういった方々とチームを組みまして活動しておりますので、カウンセラー、養護教諭等が情報交換などをするために、ケース検討会を定期的に行うようにしています。それには、巡回指導に当たっておる、これは県の事業を受けてですが、巡回指導に当たっている福島大学の教授などにも加わっていただき、専門性を高めながら鋭意務めておるところでございます。

スクールソーシャルワーカーにつきましては、町の独自の取り組みを充実させながら、実は県教育委員会が関連事業としてスクールソーシャルワーカーの緊急派遣事業などをしておりますので、こういったものを進めてまいりたいと思っております。

夏休みを利用した、安全地帯での夏休み学校のご提案でございますが、子供達の心と体の安全をするために、さまざまな試みがある中で、そういったご提案があるということを知っております。これにつきましてですが、浪江町の場合には子供達が点在しております、なおかつ夏休みが終わるまでは全員が避難先のそれぞれの学校

に在籍するという形をとってございますので、今お話しいただきました安全地帯での夏休みの学校ということを実現するにはいろいろとハードルが高いのかなと思わざるを得ません。

ただ、任意団体から同様の提案などもございますので、そういった中で臨機に対応して行くことが必要だろうと思っております。

なお、子供達を放射線被害から守ることは極めて重要なことですので、今後、教育再開を予定しております小学校、あるいは中学校でも、もちろん子供達が区域外就学で学んでいる市や町の教育委員会とも協議しながら、なすべきことにはきちんと対応していかねばならないと考えておりますので、ご理解とご支援をいただきたいと思えます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 再質問したいと思えます。

全体として、町長の答弁も含めて、本当に町民の生活再建をどうするかという前向きな立場でご答弁があったということでありがとうございました。

全体の受け止め方はそういう受け止めをしたわけですが、いくつかこの問題で再質問をしたいと思えます。

最後に答弁いただいたスクールソーシャルワーカーの件ですが、県の教育委員会でもそういうこと考えているということなので、それを活用する計画があるのかどうかということです。これも具体的に話していると10分の時間がすぐなくなってしまうので、簡潔に実態をお話ししますけれども、どこの誰とは申しません。中学生です。ホテル暮らしをしていると。朝になると37度の熱を出す。下痢をする。しかもそれが続いていると。無理に学校に行けともいえない。子供の気持ちを大事にしているという話がありました。

それから、学校の先生方としては、今回の避難で本当に家族ばらばらで遠距離通学もしている。それから保護者は先ほどもお話ししましたけれども本当にないなづくしだと。子供に本を買ってやりたいし、少しはぜいたくとはいわないのだけれども、少しは子供の欲しいものを買ってやりたい。それも無いということで、子供と親の関係も含めて、避難生活が故に子供に迷惑をかけているという話も直接私も聞いております。それらを含めて、カウンセラーというのは心理の立場から相談に応じるということなので、私はやっぱり先生方も子供も保護者も本当に悩んでいると。しかもそこには経済的な問題もあるということなので、カウンセラーでは手に負えない問題があるということのはっきりしている。これも話すと長くなりますけど、実際本宮市で、県内ではほかにあるのか。本宮市でやっ

ているということなので、行って中学校の校長先生にも聞いてきましたし、それから教育委員会の係の先生とも話をしました。やっぱりやって良かったということなんです。まずこういう時期だから、社会福祉士なんだね。福祉面にも通じた相談員がいないと、とてもとても学校あるいは教育委員会では対応しきれないということです。非常に私はこの時期大事なことはないかと思えます。浪江では足りるのかということもいろいろあると思えますけれど、実態はそういうことでした。ぜひ教育委員会として、3者の心に寄り添った体制を作りたい。一歩踏み込んで取り組むというお考えがあるのかどうかお尋ねいたします。

最初に戻ります。まったく町長が怒りを抑えきれないと言われたとおり、SPEEDIの情報も含めて、あるいは国も県も東電も、緊急事態発生に当たって、なんらの指示も、具体的な対応もしてこなかったと。私は、浪江町を何と思っているのかというそういう軽い話ではないと。本当に、私も収まりつかないわけだけれど、感情的になってもどうしようもないわけなので、ぜひ、県議会でも問題になっているようです。国会でも問題になっているようです。それほど重要な問題だということです。これは、町長にお願いしたいのだけれども、事実に沿って、国と県と東電はこうだったということを書きにして、だから浪江町は浴びる必要のない被ばくをってしまったと。この責任はどこにあるのだということを実際に沿って経過を整理して、国と県と東電にその責任について明らかにする必要があると。それをなされるお考えがあるかどうか。

いろんな問題で裁判も視野に町民の立場で戦っていくということですから、議会も町長のその立場も全面的にバックアップして、許せないものは許せないと、明らかにするものは明らかにすると。出させるものは出させるということで頑張っていく必要があると思えます。

議長もしっかり私の顔を見てうなずいておりますから、心してくれたものと思えます。

それから、内部被ばくについていろいろ今やっていると。このあと2,000人調査をするということですが、新聞報道によれば、母乳からのセシウムが検出されているということです。それからあとこれは、今朝ほど実は三瓶議員からいただいた情報なのだけれど、津島の「ゆうの里」というところで、耳のないウサギが生まれたということで、ユーチューブに流れているのだそうです。それと今回の原発での爆発、被ばくと因果関係があるかどうかということは科学的に証明していく必要があると思うのだけれど。これです。5月21

日に動画投稿サイトユーチューブに流れたというものです。

これはこれで科学的に検証していく必要があると思うのだけれど、私のところは土壌で毎時50マイクロシーベルト/hです。空間線量で44.8とっていますから。私のところも含めてあの4日間は町民の人達が津島に滞在したわけです。最も危険な時期でした。

したがって、内部被ばくそれから土壌調査については、先ほど教育総務課長から答弁ありましたけれど、内部被ばくについては早急に。大量の規模といってもその体制もあるから無理なことは言えないかもしれないですけど、あらゆる可能性を追求して100人、2,000人だと言わないで、大規模に内部被ばくの調査をして欲しい。

実は6月11日、町長にも出席していただいて、岳温泉で朝の10時半から夕方5時まで、被災3カ月交流の集いを行いました。その時、これも名前は申しませんが、実は私はがんで手術をしているのだと。その後、体調を悪くしていると。行った先の病院で内部被ばくの検査をしてくれと頼んでいるけれども、先着があって受けられないと。なんとか優先的に内部被ばくの検査を受けさせてほしいという相談を受けました。だからそういう深刻な事例はたくさんあります。

ではどうするか。内部被ばくの検査をあちら任せではなくて、あらゆる可能性を追求して、大規模に検査できる体制を求めていくべきだと思います。これは町長が答えるのか課長が答えるのかわかりませんが、お答えください。

それから、生活再建の問題で2つだけ。東電の仮払補償金に対して、税務当局はどうも課税を検討しているのではないかということが、ある説明会で話があったそうです。まずこれが事実かどうか。これは行政サイドで国や県を通して確かめて欲しい。私は損害賠償はもちろん100%受ける権利を持っている一人でありますけれども、今回の事故に対して、損害賠償をした。それが課税の対象になる。とんでもないことです。特別立法の中で免除措置を図る必要がある。これを求めるかどうか。それから生活再建の問題。生活保護打ち切られております。実は、きのうの民友新聞では福島県扱い400件あるんだそうです。県内では4件打ち切ったということではありますが、その中に浪江町が入っている。そのことを浪江町は知っているかどうか。

以上、お答えください。

議長（吉田数博君） 教育長。

教育長（畠山熙一郎君） スクールソーシャルワーカーの件でございますが、先ほどのご答弁を若干補足させていただきますが、問題が

非常に複雑だということは、我々教育環境会議などでも認識しております。内容によりましては関係課のほうにもつなぐという形で活動の幅は広げております。ただ、それで十分だとは思ってございません。実は大学教授の話在先ほどちょっと申しましたが、スクールソーシャルワーカーという立場ではありませんが、幅広い視野から助言をいただいて今進めております。せっかく本宮市の例をお話しただきましたので、そういったことを勉強し、我々の活動を進めながら検討してまいりたいと思いますが、おそらく一番難しい問題だと思しますので、検討しながらその可能性を探っていくということでご理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

健康保険課長（木村 潔君） それでは内部被ばくについてのおただしの件について、説明が少々足りなかったものですから、お答えしたいと思っております。

国から来ているのは4歳から19歳までが各年代2名、男女1名ずつ。それから20歳から67歳までが男女1名ずつ。隔年で2名です。1歳飛び。20歳の次が22歳という形で、人数がそうになっています。

それで議員先ほどおただしの母乳関係で、0歳から3歳児の母親を7名抽出して、これは千葉県の方に行くのですけれども、なかなか夕べから電話をかけているのですけれども、千葉県まで行くというのがなかなか同意してくれる方がいまして、ランダムに抽出するというだけでなく、各年代の生年月日順に男女を選んで、それで断られると次という形で夕べから電話をしております。

それから生活保護で、県の扱いでなっているのですが、現在のところ。浪江町では当然知っていますけれども、浪江町の方が打ち切られたという話ですけれども、私どもには、まだその話は来ておりませんでした。

以上であります。

議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

町長（馬場 有君） 賠償金に対する課税の問題です。これは事務局を通して確かめたいと思っております。それからもしそういうことがあるということであれば、特別立法の中に免除措置を入れるべきだということ強く要請してまいりたいと思っております。

以上です。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 生活保護の問題から。実は、町で知らないわけがないんだよ。これはこういう場だから名前は言いませんよ。福島

市に避難されているある高齢の方です。浪江町から後期高齢者の保険証が送られてきたということですから、その方は生活保護受給世帯の人です。生活保護が打ち切られて、いろいろお金がかかったと、打ち切られて大変だという話をされております。それから、今1人。これも直接話を聞いているから間違いありません。申請地が変わったから打ち切りますということで打ち切られたと。

それで課長もご存知だと思うのだけれども、生活保護世帯で今回100万円、場合によっては75万円。それから義援金、浪江町で42万円をいただいたと。義援金については、これは福島県ではあくまでもお見舞い金だから、収入認定はしないということで統一見解を出しました。補償金の問題なのです。これは1世帯100万円ということで、あるいは単身世帯75万円ということで出している。東京電力から言えば、補償賠償の一端だということかもしれませんが、先ほども議論になりましたけれども、これだけの精神的苦痛を味わっているわけです。仮に、そういうことでお金をもらったからということでも、それを収入認定をして生活保護を打ち切るというやり方は、私はあまりにも人権無視ではないか。しかも浪江町ではいわゆる県扱いの生活保護打ち切りの実態についても把握されていないということですから、一体こういうふうに混乱している時だからこれ以上責めるつもりはないけれども、実態はそうなっていると。だから一番いいのは自主更正計画も出したらいいということだとだから、私はやっぱり生活保護再申請の意思がある方には、これは申請を受け付けると。さらに仮設に移れば、収入のないまま、健康状態が悪化して医者に行くという人達も増えてくるわけだから。収入のないところで身体条件が悪化すると。しかもその回りには知らない人ばかりだということになれば、本当に場合によっては自殺を選択するということも、行政側としては、あるいは我々としては思考の範疇に入れておかななくてはならないですよ。それは絶対浪江町の仮設からは自殺者は1人も出さないという構えで対処する必要がある。だから保健師についても、介護サービスについても、医療体制についてもこういう時期だからこそ体制を強化する必要があるということをお願いしたのですけれども。

ぜひそういう問題が出ないように、じゃあどうするかということで、さらに具体的に提案をしたいと思うのですが、これは、文教厚生常任委員会の避難所毎の座談会の中でも出されました。電話を入れて欲しいと。場合によっては70歳以上の高齢者、あるいは単身世帯というところには、アイネットというのも設置するというのを考えるべきではないか。

それから、緊急事態の場合の通報措置として、避難所の集会所など、何らかの通報システムを考えるべきではなからか。

それから、仮設住宅との関係でいえば、これはこの前、担当課長にお願いしたのだけれども、もう自治会がなくて混乱しているということですから、全部埋まらなくても早い時期に自治会組織を作つて、そこで仮設に入っている人達がいろんなコミュニティをとることができるような体制を作る必要がある。自治会づくりについて、今後どう進める考えなのかお答えください。

それから、復興ビジョンについてでありますけれども、暗中八策の柱についてお示しいただきましたけれども、私はどういう理念で復旧復興のビジョンを進めていくかということだと思ふんです。町民生活の再建、これを明確に復興ビジョンの理念に据えると。その上で、今は担当セクションでいろいろ検討しているようだけれども、今の段階はしょうがないと思う。ある一定時期になったら、やっぱりそれぞれの立場から復興ビジョンについて、町民の意見が反映できるような体制を作っていく必要があると思ふます。どうされるのかお答えください。

それから、被ばく手帳についても関係方面に求めていくということですが、私はとりあえず浪江町として被ばく手帳みたいな罹災あるいは被災証明書を出しているけれども、どこから被ばく手帳を出すかということ、これまたいろいろ検討する必要があると思ふんです。被ばく手帳を出して、被ばく手帳を持って行けば、いろんな意味で心理的な相談も含めて、相談に乗ってもらえるような体制も作っていく必要があるのではないかと思ふます。

別の角度から言えば、被ばく手帳の交付について求めていくという町長の答弁がありましたけれど、私も5月18日、議会として政府関係者に申し入れした際、居並ぶ民主党と政府関係の幹部の方々に対して、深刻な被ばくをしていると、被ばく手帳を発行してくれということを申し入れしてきました。しかし、実際はまだそれを検討するという段階で、具体化はしておりません。町長これ、やっぱりほかの町村にも関係することではあると思ふけれども、浪江町が、どういう表現にしたらいいかということはいろいろ検討する必要があると思ふしております。町民が4日間なら4日間、被ばくしたことを証明するということを書いて、それを持って大学病院やあるいは専門の相談員に対しても相談できるような形をとるべきではないかと思ふますけれども、いかがでしょうか。お答えください。

それから、夏休み学校について、今はとてもとてもまだそういう状況ではないということですが、実は長野県の南牧村の村長さんが

らぜひ浪江町の町民を、何回かに分けて受け入れをしたいということ
を申し入れてきました。多分町長のところにも来ているのではない
かと思いますが、それも含めて、その心をいやすことができるよ
うな夏休みの町民の心安らく場が持てるような対応を考えるべきで
はないか。どうされるかお答えください。学校のほうでは今無理だ
ということですから、別な角度でどうでしょうか。ご検討ください。
お答えください。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

復興ビジョンの件でありますけれども、先ほど行政報告で申し上げ
ましたように、これだけの複合災害、震災を受けたものはないと
思います。そういう形の中で、やはり災害対策研究チームのまちづ
くりの一つのビジョンとしていいのではないかと考えています。こ
れだけのものの災害を後世に伝えるべき。風化をしてはならないと
考えています。そういう中で、今、いろんな全国の大学から研究に
力を貸してやるので、何とか頑張ってくださいという、全国の各大
学からも申し入れもございます。

さらには、企業についても、企業からやはりこういうような産業
づくりをするために、企業の研究所を持ってきたいというような話
も伺っております。そういう意味を含めて、やはりそういう都市作
りの視点のもとに、議員おただしのとおり、生業が元に戻るよう
な形のまちづくりをしまいたい。そのためには、農林漁業の再
生ということも必要でありますし、あるいは商工業の特に物作り、
あるいは流通、そういうもののまちづくりも必要だと。さらには津
波の被害は甚大でありましたので、やはり住宅政策もこれからど
ういうふうにしていくのかというものをすべて含めた中での復興ビ
ジョンにしまいたいと考えます。

当然、いわゆる生業のできるようなまちに復興していききたいと、
こういう視点の中で考えていききたいと思っております。

それから、自治会組織を作ってコミュニティの構築、これは当然
コミュニティ、絆づくりは必要であります。そういう形の中で仮設
住宅の中で、やはりそういう自治組織をつくっていただいて、いろ
んなまちに対する意見なり、要望なりもたくさん出てくると思いま
すので、ぜひ絆を絶やしてはならないという感覚の中で、形成をし
ていききたいと思っております。

さらには、いわゆる町民の安らぎのある場所も、夏休み等展開し
たらどうだというお話、いいお話でございます。先ほど馬場議員か
らお話がありましたように、長野県から私のほうに要請はございま

した。それは教育委員会のほうになりますけれども、何らかの形でそういう安らぎの場を与えて、そして心が安まるように、そして生きる力を要請できるように、やっていきたいとこのように考えております。

以上です。

議長（吉田数博君） 答弁者、健康保険課長。

健康保険課長（木村 潔君） 生活保護の打ち切りの件についてなのですが、確かに今度の震災によって、所管が町から国に変わったのは間違いはないのですが、受給している方は浪江の町民でありますので、戻りましてから県と連絡をとりまして要望していきたいと思っております。

それから、議員おただしの仮設についてのアイネットは、これは固定電話は、なかなか仮設は難しいものですから携帯式のアイネット、決裁おりて7月あたりから申請があれば設置できると思っておりますのでご協力よろしくお願ひしたいと思っております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 以上で、質問を終わります。

最大の教訓は、原発から脱却するという事だと思っております。環境省の調査では、自然エネルギーは原発の40倍のエネルギーが埋蔵していると。日本の技術でも非常に有力だということでもありますので、新たな一步を踏み出せるようにお互い頑張っていきたいということをお願いして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（吉田数博君） 以上で、20番、馬場績君の一般質問を終わります。

通告を受けました一般質問は、すべて終了いたしました。

以上で、一般質問を終わります。

議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、午後1時30分まで休憩といたします。

（午後 0時02分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

承認第1号から承認第36号一括上程、説明

議長（吉田数博君） お諮りいたします。日程第6、承認第1号から日程第36、承認第31号までを一括議題といたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって日程第6、承認第1号から日程第36、承認第31号までを一括議題といたします。

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について(井手小丸辺地))、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第1号から承認第31号まで、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案につきましては、既に3月8日開催の3月定例会において議案上程し、委員会の審議に付されている状況にありましたが、3月11日の大震災及びその後の避難指示により、議案審議ができず廃案となってしまったため、地方自治法第179条第1項の規定により、3月22日に専決処分させていただきましたので、これを報告しその承認を求めるものであります。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、井手小丸地区辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

この総合整備計画に組み込まれた事業は、償還の際、交付税措置がある辺地債事業の対象となるものであります。

議長（吉田数博君） 日程第7、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について(津島辺地))、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第2号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年3月定例会で議決をいただきました津島辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、移動通信業鉄塔施設整備事業の減額ほか、事業費等の変更があったため、整備計画の変更について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

議長（吉田数博君） 日程第8、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について)、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第3号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、広域行政圏計画策定要綱が平成21年3月31日をもって廃止されたことに伴い、双葉地方広域市町村圏計画の策定及び総合調整に関する事務を組合の共同処理する事務から削除するため、双葉地方広域市町村圏組合規約の変更することについて専決処分したので、その承認を求めるものであります。

議長（吉田数博君） 日程第9、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（福島県市町村総合事務組合規約の変更について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第4号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、市町村合併により市及び町村の構成が変わったことに伴い、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、福島県市町村総合事務組合規約を変更することについて専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

議長（吉田数博君） 日程第10、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町道路線の認定及び廃止について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第5号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、津島地区中山間地域総合整備事業による道路整備に伴い、浪江町道路線認定及び廃止について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

議長（吉田数博君） 日程第11、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第6号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、町長等の給与の特例等に関する条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるものであります。改正理由は、町長について本来支給額の50%を減額、副町長、教育長についてはそれぞれ30%を減額するため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第12、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第7号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、職員の給与に関する条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるものであります。改正理由は、福島県人事委員会勧告の内容を踏まえ、職員の通勤手当及び超過勤務手当について所要の改正を行うため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第13、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第8号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

改正理由は、国、県に準じて育児または介護を行う職員の早出、遅出勤務制度を整備し、職業生活と家庭生活の両立支援を図るため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第14、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について専決処分したので、承認を求めるものであります。

改正理由は、職員の給与に関する条例の一部改正等に伴い、関係条文を整理するため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第15、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて（職員の育児休業等に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第10号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

改正理由は、国家公務員の育児休業に関する法律等の一部を改正する法律による、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が、本年4月1日から施行されたことなどに伴い、所要の改正を行

ったものであります。

議長（吉田数博君） 日程第16、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第11号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、浪江町国民健康保険条例の一部改正について専決処分をしたので承認を求めるものであります。

改正理由は、平成21年10月から平成23年3月までの間、暫定的に引き上げた出産育児一時金の支給額について、平成23年4月から恒久化するため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第17、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第12号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について専決処分をしたので承認を求めるものであります。

改正の理由は、道路法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、占用料の改定を行うため改正したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第18、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第13号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整備に伴い、歳入歳出それぞれ2,882万1,000円を減額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第19、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第14号 専決処分の承認を求めることにつ

いてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整備に伴い、歳入歳出それぞれ71万5,000円を減額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第20、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第15号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算第5号の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整備に伴い、歳入歳出それぞれ2,561万1,000円を増額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第21、承認第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第16号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第3号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整備に伴い、歳入歳出それぞれ169万1,000円を増額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第22、承認第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第17号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整理を行ったものであります。

議長（吉田数博君） 日程第23、承認第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第18号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整理に伴い、歳入歳出それぞれ534万4,000円を減額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第24、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第19号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整理に伴い、歳入歳出それぞれ282万6,000円を増額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第25、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第20号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成22年度予算の整備に伴い、収益的収入209万円、収益的支出33万円をそれぞれ増額したものであります。

議長（吉田数博君） 日程第26、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第21号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は平成23年度浪江町一般会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ71億3,900万円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第27、承認第22号 専決処分の承認を求め

ることについて（平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第22号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ305万4,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第28、承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第23号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ23億5,551万9,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第29、承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第24号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,384万1,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第30、承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第25号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,194万

3,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第31、承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第26号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ600万円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第32、承認第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第27号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ5,210万8,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第33、承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第28号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ15億8,105万6,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第34、承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第29号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算の専決処

分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ557万2,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第35、承認第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第30号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,413万7,000円と定めたものであります。

議長（吉田数博君） 日程第36、承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町水道事業会計予算）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第31号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は平成23年度浪江町水道事業会計予算の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、平成23年度収益的収入の3億4,611万2,000円、支出を3億2,012万8,000円、資本的収入1,165万円、支出を1億8,948万9,000円をそれぞれ定めたものであります。

以上、承認第1号から承認第31号について、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（吉田数博君） 以上で一括上程については終わりました。

引き続き議案上程を行います。

日程第37、承認第32号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第32号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について専決処分をしたのでその承認を求めるものであります。

制定理由は、役場機能を二本松市東和支所に移したことにより、掲示場の所在を定めるため制定したものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（吉田数博君） 日程第38、承認第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町一般会計補正予算（第7号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第33号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成22年度浪江町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認を求めるものであります。

内容は、東日本大震災及び東京電力㈱福島第一原子力発電所事故により避難している町民の方に生活援助資金の貸し付けを行うため、歳入歳出それぞれ5,000万円を補正増したものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 事項別明細書により説明を申し上げます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

まず歳入であります。款18繰入金ということで財政調整基金繰入金5,000万円、財政調整基金を取り崩しての予算編成となっております。

次に6ページ、歳出であります。款2総務費、目5財産管理費ということで5,300万円の補正増であります。公共施設修繕工事ということで、きめ細かな交付金事業を一本化して振り替えたということでもあります。目6企画費、補正額が1,000万円の補正減になります。委託料1,000万円、工事請負費907万円の減であります。公共サインの設置工事についてきめ細かな交付金事業で予定でありましたが、事業が実施できないということで、公共施設修繕工事のほうに振り替えを行ったものであります。

款3民生費、目8災害救助費5,000万円であります。災害生活援助資金貸付事業貸付金ということで、社会福祉協議会のほうに貸付を行うために補正をしたものでございます。

款10教育費、小学校費、目2教育振興費であります。補正額240万円の補正減でございます。義務共済費ということで、光を注ぐ交付金で、図書購入を予定しておりましたけれども、今回の震災で事業の実施できないということでの減額でございます。

次の項3中学校費も同じでありまして、補正減が210万円でございます。理由は同じでございます。

次に、項5社会教育費、目2中央公民館費ということで750万円の補正増であります。公民館分館改修工事で光を注ぐ交付金で事業

を実施するというごさいます。

目7 図書館費、備品購入費で300万円の補正減であります。これも図書費を減額するというごさいます。光を注ぐ交付金で実施できないというごさいます。

次に、項6 保健体育費、目6 地域スポーツセンター建設事業費で4,300万円の補正減、地域スポーツセンター外構工事、これもきめ細かな交付金事業でやるつもりでありましたが、事業の実施ができないというごさいます。

次に、3 ページをお開きいただきたいと思ひます。

繰越明許費の補正であります。款2 総務費ということで公共施設改修事業5,300万円、今回補正増したものについて繰越明許費を設定するというごさいます。

次に、款3 民生費、社会福祉費ということで災害生活援助資金貸付金を5,000万円ということで、平成22年度、平成23年度分の貸付金ということでの繰越明許費でござひます。

次に、2 変更でござひます。款6 農林水産業費、農山漁村活性化プロジェクト交付金事業、これは立野の中の農道整備になります。補正前の金額が550万円、補正額を800万円と変更するものでござひます。

次に、款10 教育費、社会教育費、公民館分館整備事業ということで、補正前が400万円、項目補正が公民館分館事業1,150万円ということで、これは請戸公民館についての整備事業を図りたいということでの繰越明許費でござひます。

次に、廃止でござひます。総務費で公共債整備事業ということで1,000万円。教育費の小学校、中学校社会教育費、これは図書整備費について、これをすべて廃止をしたい。

また、地域スポーツセンター事業についても4,300万円を廃止するというごさいます。

以上であります。よろしくお願ひします。

議長（吉田数博君） 日程第39、承認第34号 専決処分の承認を求むることについて（浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第34号 専決処分の承認を求むることについてご説明いたします。

本案は、浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について専決処分したので、そ

の承認を求めるものであります。

変更内容は、現協定第3条第1項中の完成予定年度、「平成22年度」を「平成23年度」に改めるものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第40、承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第35号 専決処分の承認を求めることについてご説明をいたします。

本案は、議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について専決処分をしたので、この承認を求めるものであります。

改正内容は、平成23年度中の議員報酬月額を10%削減するものであります。

よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

議長（吉田数博君） 日程第41、承認第36号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税特別措置条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第36号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町税特別措置条例の一部改正について専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

これは、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める政令等の一部改正に伴い、その適用期限を平成25年3月31日まで延長するものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） 浪江町税特別措置条例新旧対照表にて説明をさせていただきます。

減収補てん制度を規定している省令のうち、平成22年度末にその期限が到来するものについて、平成25年3月31日まで期限の延長をしたところでございます。

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を省令、平成19年総務省令第

94号3条第1項第1号で、平成25年3月31日までに行われた同意に限るものについて、固定資産税について不均一課税をすることとしています。

浪江町税特別措置条例第4条の2において、当該同意、平成25年3月31日までに行われた同意に限るの日から起算して5年以内に対象施設を設置した理由を申請して、固定資産税が課されることになった年度から3カ年の固定資産税の課税を免除する規定であります。

次に、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条、地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令、平成13年総務省省令第54号第1条第1項第1号で、平成25年3月31日までに行われた生産設備であって、それを構成する減価償却資産の取得価格の合計額が2,700万円を超え、増加する雇用者数が15人を超えるものについて、固定資産税について課税を免除または不均一課税をするものとしているところでございます。

条例第5条第1項において、平成25年3月31日までに設備を新築または増設した者に対しては、固定資産税は当該固定資産税が課される年度から、3か年分のものに限り初年度100分の0.14、第2年度100分の0.35、第3年度100分の0.7にする規定であります。

よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第42、承認第37号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第37号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、浪江町国民健康保険税条例の一部改正について専決処分をしたので承認を求めるものであります。

これは地方税法施行令の資料を廃止する政令、平成23年政令第44号が改正されたことに伴うものであります。

詳細については、税務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） 浪江町国民健康保険税条例、新旧対照表にてご説明いたします。

第2条第2項は基礎課税額の変更であります。世帯主及びその世帯に属する国民健康保険被保険者数につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割及び世帯別平等割額の合計額が51万円を超える場合につきましては、基礎課税額51万円とするとしたとこ

るでございます。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等課税額の変更であります。世帯主及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額が、14万円を超える場合につきましては、後期高齢者支援金等課税額を14万円とすることにしたところでございます。

第2条第4項は、介護納付金課税額の変更であります。市町村の区域内に住所を有する40歳以上65歳未満の医療保険加入者である世帯主世帯及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額が12万円を超える場合につきましては、介護納付金課税額は12万円とするとしてしたところでございます。

第23条の国民健康保険税の減額条項であります。今回の基礎課税額につきましては、第2条第2項本文の基礎課税額から、ア（国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額、被保険者1人について1万8,550円）及びイ（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割、特別世帯以外の世帯につきましては1万6,240円、特定世帯につきましては8,120円）に掲げる額を減額して得た額。（当該減額して得た額が51万円を超える場合については、51万円とするということであります。）

第2条第3項の本文の後期高齢者支援金等課税額からウ（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額、被保険者1人について6,160円）及びエ（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金課税額の世帯別平等割額、特定世帯以外の世帯5,460円、特定世帯2,730円）に掲げる額を減額して得た額が14万円を超える場合は14万円としたところでございます。

第2条第4項本文の介護納付金課税からオ（介護納付金課税額被保険者に係る被保険者均等割額、1人について7,070円）及びカ（介護納付金課税被保険者に掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が12万円を超える場合には、12万円））の合算額としたところであります。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第43、承認第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第1号））、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第38号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、平成23年度浪江町一般会計補正予算（第1号）の専決処

分の承認を求めるものであります。

内容は、避難所運營業務、義援金支給業務、スクールバス運營業務など、災害救助費の2億5,873万5,000円、避難者の生活支援として緊急雇用創出事業3,000万円、仮事務所として借用している二本松市役所東和支所及び男女共生センター経費7,090万円など、総額3億8,301万9,000円を補正増したものであります。

詳細につきましては、総務課長が説明をいたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思います。

歳入であります。款10地方交付税であります。今回補正額が3億9,680万円あります。これは特別交付税ということで、今回5億1,680万円の特別交付税が交付になりました。それを補正するものでございます。

次に、款10県支出金、目4土木費県補助金であります。補正額が1,378万1,000円の減額であります。内訳としまして、ふるさと雇用再生特別基金事業1,494万9,000円の補正減ということでございます。今回の災害によりまして、事業実施困難であるということでの減額でございます。また、緊急雇用創出基金事業費ということで116万8,000円がございすけれども、これも事業実施ができない分、減額が含まれております。この減額分と今回の災害によつての緊急雇用のための補助金が3,000万円でございます。その差し引きで116万8,000円の増ということでありまして、今回の災害に伴う緊急雇用としまして3,000万円がここに組み込まれてございます。

次に、歳出であります。款2、目5財産管理費5,961万2,000円の減であります。これは庁舎に関する管理費を減額したということでございます。次8ページになります。目24仮庁舎管理費ということで、今回7,090万円の補正増であります。11需用費500万円でございます。一般事務費、それぞれ災害事業費に係る仮設庁舎に関する事務費でございます。12役務費で290万円の補正増。通信運搬費、手数料等が主なものでございます。13委託料であります。2,500万円の補正増であります。これは仮庁舎の設営委託料、また仮庁舎の運営委託料でございます。節14使用料及び賃借料で3,300万円。内訳としまして施設使用料で2,300万円、現在使用しております男女共生センターの庁舎になっている部分と会議室の部分でございます。また、複写機等の賃借料が1,000万円合わせて3,300万円です。15工事請負費200万円、仮庁舎の耐震工事費でございます。節18備品購入費300万円で、これも仮庁舎に伴う備品購入費ということで

ございます。

次、款3民生費であります。目3災害救助費ということで、3職員手当で1,500万円でございます。一般職員の時間外手当であります。節4共済費297万7,000円、これは緊急雇用の臨時職員に係る社会保険料でございます。40人の3カ月分を補正したところでございます。7賃金2,280万円、これは同じく雇用賃金の3カ月分ということでございます。次に11需用費で1,207万3,000円の補正増であります。消耗費で400万円、燃料費750万円。これは公用車避難所用のものでございます。また印刷費150万円、修繕料100万円は、義援金の申請用の封筒であるとか、避難所の修繕料でございます。次に10ページになります。12役務費で1,170万円の補正増であります。通信運搬費で1,000万円、これは電話料であるとか、義援金の申請代の郵送料でございます。通信運搬費で150万円でございます。緊急雇用の郵送等でございます。節13委託料3,273万円でございます。内訳としまして災害援助金の処理業務委託料、または避難所等清掃委託料等でございます。次に、14使用料及び賃借料5,922万5,000円、大きなものは自動車借上料5,565万2,000円。これは主にスクールバスの借り上げということです。節19負担金及び交付金ということで1,520万円、小中学校の給食費の負担金でございます。町で負担するというところでございます。次に、20扶助費で1億700万円、これは災害援護費ということで、仮設住宅に入居する際の日常品等の支給等でございます。

次に、款5労働費になります。目3ふるさと雇用再生特別基金事業1,294万9,000円の減額ということで、今回災害で実施が困難だということでの減額でございます。次に、目4緊急雇用創出事業ということで2,883万5,000円の補正減でございます。これについても減額でございます。

次に、予備費であります。今回の補正額が1億2,878万円ということで、財源の調整をしております。

以上であります。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第44、承認第39号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第39号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

制定理由は、役場機能を二本松市東和支所に移したことにより、事務所の名称、位置及び所管区域を定めるため制定したものであります。よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第45、承認第40号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第40号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について専決処分したので、その承認を求めるものであります。

改正理由は、役場機能を二本松市東和支所から二本松市郭内の福島県男女共生センター内に移したことにより、掲示場の所在及び名称を変更するため改正したものであります。

よろしくご審議下さるようお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第46、承認第41号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 承認第41号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について専決処分をしたので、その承認を求めるものであります。

改正理由は、役場機能を二本松市東和支所から二本松市郭内の福島県男女共生センター内に移したことにより、事務所の位置を変更するため改正したものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第47、議案第39号 浪江町税条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第39号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律（平成23年法律第30号）により、地方税法の一部が改正されたことに伴い、条例の一部改正をするものであります。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

詳細については税務課長が説明をいたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） 浪江町税条例新旧対照表によりご説明申し上げます。

第22条第1項、東日本大震災により、その者の有する資産について、受けた損失の金額については、所得割の納税義務者の選択により、平成22年度において生じた損失の金額として、平成23年度分の個人町民税の雑損控除額の控除及び雑損失の金額の控除の特例を適用することができるものとするとしてあります。

第22条第2項、雑損控除適用指定、前年分の総所得金額等から控除しても控除しきれない損失額についての繰越期間を3年から5年に延長することとしたところです。

第22条第3項、生計を一にする親族が、受けた損失があるときは、親族の平成24年度以後の年度分に係る雑損控除の適用は、平成23年度において、生じなかったものとみなすということでございます。

第22条第4項、親族資産損失額が平成24年度以降の各年において生じたものである場合における、生計を一にする親族が受けた損失があるときは、親族の平成24年度以後の年度分に係る雑損控除の適用は平成23年度において、生じなかったものとみなす規定については、当該特例損失金額が生じた年とするということでございます。

第22条第5項、町民税の申告に雑損控除の適用を受けようとする旨、記載がある場合に限り適用すると定めてございます。

第23条第1項、住宅借入金等特別規定額控除の適用を受けていた住宅が、東日本大震災により住居の用に供することができなくなった場合においても、控除対象期間の残りの期間について、引き続き住宅借入金等特別税額控除を適用することができるとしてあります。

第24条第1項、東日本大震災により、滅失または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度分の固定資産税について、住宅用地に係る課税標準の特例措置を受けたもののうち、家屋又は構築物の敷地の用に供されている土地以外の土地について、平成24年度から平成33年度までの各年度に係る賦課期日において、住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該土地を住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとし、この場合において、次に掲げる事項を記載した申告書を1月31日までに提出することとしたものであります。

第1号、当該特例措置の対象となるものの範囲を、平成23年度に係る賦課期日における当該土地所有者と当該所有者等が個人である場合における相続人、当該所有者等から当該土地の譲渡を受けたそ

の者の3親等内の親族及びその当該所有者等が法人である場合における合併法人等とするほか、住宅用地とみなす土地のうち、小規模住宅用地の特例措置の対象となる土地の範囲について、所要の規定を制定するものであります。

第2号、平成23年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋分を記載し提出することとしたところでございます。

第3号、被災住宅用地が住宅用地の特例に規定する家屋の、敷地の用に供する土地として使用することが出来ない理由を記載することとしたところでございます。

第4号、固定資産税賦課に関し、町長が必要と認める事項を記載することとしたところでございます。

第2項、東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地で、平成23年度の固定資産税について、住宅用地に係る課税標準の特例措置を受けたもののうち、家屋または構築物の敷地の用に供された土地以外の土地について、平成24年度から平成33年度までの各年度における賦課期日において、住宅用地として使用することができないと町長が認める場合に限り、当該の土地を住宅用地と見なして、課税標準の特例措置等の地方税法の規定を適用することとし、この場合において、次に掲げる事項を記載した申告書を1月31日まで提出することとしたところでございます。この場合、町長に住宅用地の申告が必要としたところであります。

第3項、東日本大震災により滅失し、または損壊した家屋の敷地の用に供されていた共用土地であった土地に対して課する固定資産税については、当該土地の各共有者が当該土地の持分の割合等によって按分した額について納付する義務を負うこととしたところでございます。

第1号、代表者が毎年1月31日までに、代表者の住所及び氏名を記載することとしたところでございます。

第2号、共用土地の所在、地番、地目及び地籍並びにその用途を記載することとしたところでございます。

第3号、被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途を記載するものであります。

第4号、特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合を記載するものであります。

第5号、按分する場合に用いられる割合に準じて、定めた割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法を記載したところでござ

います。

第4項、仮換地等に対応する従前の土地が、被災住宅用地である場合において、当該被災住宅用地につき、土地登記簿等に、所有者として登記等がされているもので、平成23年度に係る当該被災住宅用地の所有者等をもって、当該仮換地に係る所有者とみなされたときは、当該仮換地等に対して課する平成24年度から平成33年度までの各年度の固定資産税については、当該仮換地等の被災住宅用地とみなして、課税標準の特例措置等の整備をしたところで、この固定資産税額の按分については、特定被災共用土地納税義務者とあるのは、仮換地等納税義務者と、特定被災共用土地のとあるのは、仮換地等特定被災共用地にとあるのは、仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地にとするところといたしてごさいます。

附則で、この条例は公布の日から施行する。ただし、附則に3条を加える改正規定（附則第23条に係る部分に限る）は、平成24年1月1日から施行することとしたところといたしてごさいます。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第48、議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、東日本大震災に対処するため、特別財政援助及び助成に関する法律及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行令等に関する政令の施行等に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） それでは議案第40号の新旧対照表によりご説明を申し上げます。

まず、第1条であります。災害障害見舞金の支給を追加するものであります。「自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に対する災害障害見舞金の支給及び」というものを追加することといたしてごさいます。

第2条につきましては文言の整理でありますので、説明を省略させていただきます。

第3条につきましては、第3章を新設したことによります文言の追加等ということといたしてごさいます。

第4条であります。第4条第1項は、遺族の順位について定めるものでありまして、第1号は、死亡者の死亡当時において、死亡者側により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にするということでございます。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 2時31分）

議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 2時43分）

議長（吉田数博君） お諮りいたします。議案第40号について資料不足のために後回しということで、次、議案第41号に移りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

それでは、議案第40号については、資料が揃い次第説明をいたたくということで、議案第41号に入ります。

日程第49、議案第41号、平成23年度浪江町一般会計補正予算（第2号）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 議案第41号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、災害弔慰金の支給、仮設住宅の運営、仮設学校の運営などを行うため、歳入歳出それぞれ19億2,735万4,000円を補正増するものであります。

歳入の主なものは、災害救助費県負担金12億4,730万8,000円、財政調整基金繰入金の合計額であります。

歳出の主なものは、災害弔慰金12億2,500万円、災害見舞金1億8,600万円、避難者生活支援物資等災害援護金1億8,530万円、町立保育所休止に伴う保育所入所委託料1億6,400万円、スクールバス借上料6,100万円などであります。

詳細については、総務課長が説明をいたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。

6ページをお開きいただきたいと思います。歳入であります、款15県支出金、目2民生費県負担金であります。今回の補正額が12

億4,730万8,000円であります。内訳としまして災害弔慰金9億1,875万円、これは国2分の1、県4分の1の負担金をみております。災害救助費で3億980万8,000円、これは避難所等に要する災害救助費の国、県の負担金でございます。災害障害見舞金で1,875万円、これも国2分の1、県4分の1ということの負担割合でございます。

次に、項2県補助金、目4労働費県補助金であります。今回、補正額が5,148万6,000円であります。緊急雇用創出基金事業ということで、当初10の事業で補正するとみておりましたけれども、これに7事業を追加するというところでございます。次に、目8教育費県補助金、今回補正額が8,106万円、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金ということでございます。補助率100分の100ということでございます。

次に、款18繰入金、目1財政調整基金繰入金ということで、今回補正額が5億円でございます。補正後の財政調整基金の残高が5億2,016万1,000円となります。

次に、款20諸収入でございます。項5雑入、今回補正額が4,750万円でございます。災害援護資金借入金ということで1,750万円ということでございます。これは県からの借入金、県から借り入れて被災者のために貸し付けるということでございます。災害見舞金で3,000万円、これは県の町村会からの見舞金でございます。次に、目24仮庁舎管理費で350万円でございます。11需用費300万円、光熱水費、これは仮庁舎の増設分の光熱水費を見込んでおります。

款3民生費、目8災害救助費でございます。職員手当1,500万円、時間外手当でございます。共済費709万1,000円、賃金で4,425万1,000円、これは追加臨時雇用を30名見込んでおるためのそれぞれの補正増でございます。11需用費2,093万7,000円でございます。消耗品費で800万円の補正増であります。これは仮設教室、教材、教育委員会関係の消耗品費になるかと思えます。燃料費につきましても500万円、公用車あるいは賃貸バスの燃料費でございます。光熱水費280万円は、仮設住宅の集会所等の光熱費を見込んでございます。修繕料300万円につきましても、仮設住宅の修繕料を見込んだところでありまして、産業振興課というところでありまして、これにつきましてもは緊急雇用分についての補正増でございます。

8ページの節12、役務費3,562万円でございます。通信運搬費で1,000万円、仮設住宅入居者の決定通知書等に係る通信運搬費用分でございます。手数料2,700万円は、仮設住宅に係る浄化槽等の点検、あるいは汚泥等の手数料を見込んでおります。次に、13委託料

1億7,550万円、保育所広域入所委託料でございます。町外の各保育所に入所いたしております。それらの委託料ということでございます。また、仮設住宅給水設備維持管理委託料が主なものでございます。14使用料及び賃借料6,007万2,000円、自動車借上料6,100万円ということでございます。これは、スクールバス小学校、中学校、高校これらの借上料が主なものでございます。15工事請負費1,200万円、仮設教室改修工事ということで、旧下川崎小あるいは旧針道小の改修工事でございます。16原材料費400万円ということで、校庭の砂の原材料費を見込んでございます。節18備品購入費2,231万5,000円でございます。これは仮設住宅集会所用の備品あるいは仮設教室用備品、これは机、イス、テレビ等でございます。これが主なものでございます。次に19負担金補助及び交付金ということで300万円、災害援護費負担金ということで二本松市で立替えをしております。その立替え分についての負担金ということでございます。次に、節20扶助費であります。16億2,130万円の補正増であります。災害援護費で1億8,500万円、災害見舞金1億8,600万円。災害見舞金につきましては町単ということで1世帯30万円の見舞金を予定しております。災害障害見舞金で2,500万円、これは県の借入れを原資とした見舞金でございます。災害弔慰金12億2,500円ということで、津波の災害等に係る弔慰金、避難に係る弔慰金を見込んでございます。節21貸付金1,750万円、災害援護資金貸付金1,750万円、これらは県の資金を原資とした貸付金でございます。

款4衛生費、目2予防費、13委託料1,530万円減でございます。これは組み替えということになります。これは委託料の組み替えをしたということでございます。予備費で9,873万2,000円の減額をして、予算の調整をしてございます。

以上であります。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 資料が整いましたので、配布のため暫時休議をいたします。

（午後 2時52分）

議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 2時54分）

議長（吉田数博君） 先ほどの議案第40号について内容説明を総務課長お願いします。

総務課長。

総務課長(根岸弘正君) 途中ですが、最初から説明を申し上げます。

まず、第1条であります。災害障害見舞金の支給を追加する項目でございます。

第2条につきましては、文言の整理ということでございます。

第4条につきましては、遺族の地位について号数を増やすということでございます。遺族について、第1号は死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にするということの号を別に設けたということでございます。それによって、配偶者から以下子、父母という遺族の順位になるということでございます。

第2項につきましては、「、父母及び祖父母については、死亡した者の死亡の当時その者によって生活を維持し、又はその者と生計をともした者を先にし」を削りまして、以下文言の整備をするものであります。

第5条につきましては、金額の改正でございます。災害弔慰金の額を、その死亡者が死亡当時において生計を主とし維持していた場合につきましては、「300万円」を「500万円」に、その他の方にあつては「150万円」を「250万円」に額を引き上げるものでございます。ただし書きで、災害障害見舞金の受けている場合につきましては、その見舞金の額を控除した額とするということになっております。

第3章では災害障害見舞金の支給についての規定を新設しております。

第9条では、「町民が負傷又は疾病にかかり、災害弔慰金の支給に関する法律、別表に掲げる程度の障害があるときは、災害障害見舞金を支給する。」とするものであります。この別表というものは両眼が失明したもの、あるいは咀嚼及び言語を失ったもの、精神系統の機能又は精神に著しい障害、あるいは胸腹部臓器の機能の著しい障害を持ち、常に介護を有する者など、9項目が指定されているところであります。

第10条では、その見舞金の額を世帯の生計維持者については250万円、その他の方が125万円とするものでございます。

第11条については、準用規定でありますので説明を省略させていただきます。

第12条は、条の繰り下げ及び引用法令の改正でありまして、13条は災害援護資金の限度額等の改正であり、第1号では、療養期間がおおむね1カ月以上である世帯主とし、世帯主の負傷かつ次のいずれかに該当する場合とし、アとして、家財についての被害金額が、

その家財価格のおおむね3分の1以上である損害及び住居損害が主にない場合、家財の価格の3分の1以下の被害ということでご理解いただきたいと思います。

その他について「100万円」を「150万円」に。

イとしまして、家財の損害がおおむね3分の1以上あり、かつ住居の損害がない場合については、「180万円」を「250万円」に。

ウとしまして、住居が半壊した場合「190万円」を「270万円」に。

エとしまして、住居が全壊した場合「250万円」を「350万円」にそれぞれ金額を引き上げるものでございます。

第2号は、世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合。

アとして、家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合につきましては、「100万円」を「150万円」に。

イとして、住居が半壊した場合「110万円」を「170万円」に。

ウとして、住居が全壊した場合につきましては「170万円」を「250万円」に。

エとして、住居の全体が滅失若しくは流失した場合「250万円」を「350万円」にそれぞれの金額を引き上げるものであります。

第3号は、住居が半壊し、被災者住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合、特別の事情がある場合の金額の読み替え規定であります。

附則第2条でありますけれども、東日本大震災に係る災害援護資金貸付の特例でありまして、償還期間を「10年」から「13年」、据置期間「3年」を「6年」、厚生労働大臣が被害程度、その他の事情を勘案して定める場合の期間を「5年」とあるものを「8年」と延長し、貸付率を年3%を1.5%に、保証人を立てる場合にあっては無利子とするものであります。

同項2号であります。災害援護資金貸付に係る償還免除及び保証人について特例措置を講ずるものでございます。

施行日でありますけれども、公布の日から施行し、平成23年3月11日から適用するものであります。よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第50、報告第1号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第1号 専決処分の報告についてご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された町長の専決処分事項について、専決処分をしたものであります。

専決の内容は、福島地方広域行政事務組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、同組合より福島県市町村総合事務組合から脱退する旨の申し出があったため、福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少、及びこれに係る規約の変更について専決処分をしたので、これを報告するものであります。

よろしくお願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第51、報告第2号、平成22年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第2号 平成22年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法第213条第1項の規定に基づき繰越明許費を設定した経費について、同法施行令第146条第2項の規定により、その計算書を報告するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） 別紙の繰越計算書によりご説明申し上げます。7つの事業がございます。主な事業を説明させていただきます。

款2総務費、公共施設改修事業、金額が5,300万円になります。翌年度繰越額が5,300万円ということで、未収入特定財源が4,096万1,000円、きめ細かな交付金でございます。一般財源が1,203万9,000円でございます。

次に、民生費、災害生活援助資金貸付事業ということで、金額が5,000万円、翌年度繰越額が3,000万円でございます。社会福祉協議会に貸し付けて、1世帯2万円を貸付金として貸付するものです。財源は3,000万円でございます。

次に、款10教育費、2小学校費、小学校屋内体育館耐震補強事業ということで4,686万8,000円、翌年度繰越額が4,686万8,000円になります。財源内訳は未収入特定財源で2,303万8,000円、一般財源で2,383万円であります。場所は幾世橋小学校、大堀小学校の2校の事業になります。

これらの事業、7事業になりまして金額合計1億7,181万1,000円、このうち翌年度繰越額が1億5,181万1,000円であります。既収入特定財源が109万4,000円、未収入特定財源の国県支出金で7,973万円、

一般財源で7,098万7,000円ということで、1億5,181万1,000円を平成22年度から平成23年度に繰り越しするというものでございます。

よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第52、報告第3号、平成22年度浪江町一般会計事故繰越繰越計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第3号 平成22年度浪江町一般会計事故繰越繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法第220条第3項但し書きの規定に基づき、設定した事故繰越に係る歳出予算の繰越について、同法施行例第150条第3項の規定により、その計算書を報告するものであります。

詳細については、総務課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） これにつきましても、繰越計算書別紙によりご説明申し上げます。

これらの事業につきましては、今回の災害によりまして事業の契約はしたけれども、支出まではいかなかったということであり、事業の完了をみないでお支払いできなかったということでの事故繰越であります。

事業に関して大きなものでは、携帯電話基地局整備事業、支出負担行為、契約金額になりますが7,507万4,655円であり、翌年度繰越額が6,692万9,960円。財源内訳といたしまして、国県支出金、未収入特定財源になります。5,001万7,000円、地方債1,690万円、これは辺地債になります。その他1万2,960円ということで翌年繰越になります。一番下の高速道推進事業、負担行為額5,984万5,090円であり、支出済額が5,268万6,690円、支出未済額715万8,400円でございます。翌年度繰越額であります。財源内訳としまして、一般財源を財源として繰り越すものでございます。

次に後ろのページになります。下から6行目、総務費、総務管理費、地域情報通信基盤整備事業、負担行為額が5億5,367万3,937円、支出済額が2,894万6,937円、支出未済額、翌年繰越額でありますけれども5億2,472万7,000円であります。

財源内訳としましては、既収入特定財源で3億3,773万5,000円、未収入特定財源、国県支出金1億8,699万2,000円でございます。これら合わせた合計が支出負担行為額が24億7,015万2,603円、支出済額が17億2,079万1,452円、支出未済額、翌年度繰越になります。

ども7億4,936万1,151円。

これらの財源内訳としまして、既収入特定財源が3億4,670万5,870円、未収入特定財源としまして、国県支出金3億6,168万4,834円、地方債1,690万円、その他1万2,960円、一般財源として2,405万7,487円。これらの事業について、平成22年から平成23年に事故繰越しを行うものであります。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第53、報告第4号、平成22年度浪江町一般会計継続費繰越し計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第4号 平成22年度浪江町一般会計継続費繰越し計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続繰越しした継続費について同法の規定により、継続費繰越し計算書を報告するものであります。

詳細については、総務課長が説明をいたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

総務課長（根岸弘正君） これにつきましても計算書によりご説明を申し上げます。

この埋蔵文化財発掘調査事業、平成22年度、平成23年度ということで継続費を設定しまして、平成22年度の年割額を1,248万2,000円としたところであります。ただ、平成22年度は支出することができませんでした。そのために翌年度で繰越額として1,248万2,000円とするものであります。財源としましては、その他で1,248万2,000円です。

裏面をご覧いただきたいと思います。先ほど申しましたように継続費としまして平成22年度1,248万2,000円、平成23年度756万9,000円ということで、合計2,005万1,000円の全体計画でありましたけれども、平成22年度支出ができなかったということで、平成23年度支出予定額を2,005万1,000円とするということで、平成22年度の支出額はなかったということでございます。それにつきましては、平成23年度に合わせて支出を予定しているところでございます。

よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 日程第54、報告第5号、平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越し繰越し計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第5号 平成22年度浪江町公共下水道事業

特別会計事故繰越繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法第220条第3項但し書きの規定に基づき、設定した事故繰越に係る歳出予算の繰り越しについて、同法施行例第150条第3項の規定により、その計算書を報告するものであります。

詳細については、上下水道課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

上下水道課長（星 光美君） 平成22年度に支出負担行為を行ったものとして、東京電力の事故によりまして、災害と原発事故によりまして、事業ができなかったということで平成23年度に繰越ということですが。支出負担行為の合計額は7,524万900円、翌年の支出が1,494万4,000円となっております。

主なものは、工事といたしまして管工事、あるいは補修、あるいは完成はしてはいるのですが、確認できなかったということもありました。

議長（吉田数博君） 日程第55、報告第6号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第6号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき継続繰越した継続費について同法の規定により、継続費繰越計算書を報告するものであります。

詳細については、上下水道課長が説明をいたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

上下水道課長（星 光美君） 裏の継続費繰越計算書のほうで説明したいと思います。

継続費の総額5億1,600万円は、平成20年から平成22年までの継続費であります。

うち平成22年度分として1億5,400万円を予算計上しておりますが、支出済額は5,137万7,000円。残額が1億262万3,000円となりまして、これを平成23年度に繰り越す。

理由は災害等によりまして、工事の確認あるいは検査ができなかったということがあります。よろしくをお願いします。

議長（吉田数博君） 日程第56、報告第7号 平成22年度浪江町農業集落排水事業特別会計事故繰越繰越計算書について、町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

町長（馬場 有君） 報告第7号 平成22年度浪江町農業集落排水事業特別会計事故繰越繰越計算書についてご説明いたします。

本案は、平成22年度において地方自治法第220条第3項但し書きの規定に基づき設定した事故繰越に係る歳出予算の繰り越しについて、同法施行令第150条第3項の規定により、その計算書を報告するものであります。

詳細については、上下水道課長が説明いたします。

議長（吉田数博君） 内容説明、上下水道課長。

上下水道課長（星 光美君） 次のページの事故繰越計算書で説明します。支出負担行為額180万6,000円、支出済額が170万1,000円となっておりまして、翌年度繰越額が10万5,000円となっております。

災害による年度内に支出完了することが困難となったということです。よろしく願いいたします。

議長（吉田数博君） 以上で、提案理由の説明並びに議案の説明が終わりました。

質疑については30日に行います。

発委第1号の上程、説明、質疑、採決

議長（吉田数博君） 日程第57、発委第1号、災害対策特別委員会設置に関する決議（案）について、提出者の議会運営委員長鈴木辰行議員から趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、鈴木辰行君。

議会運営委員長（鈴木辰行君） 災害対策特別委員会設置に関する決議（案）について。

次のとおり、災害対策特別委員会を設置するものとする。

記、1．名称、災害対策特別委員会。

2．設置の根拠、地方自治法第110条及び委員会条例第5条。

3．目的、平成23年3月11日に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う、被害状況及び被災者に対する支援施策並びに復旧復興に対する調査のため。

4．委員の定数、議長を除く全議員19名であります。

これについての説明を申し上げます。3月11日の震災以降、議会としては、早急な対応をすべく特別委員会設置のための臨時議会召集を求めてきたところでありますが、被災者対応で臨時議会の開催ができないという町の状況から、きょうに至ったところです。この間、全員協議会を開催し、国、県、東京電力への要望活動等を中心に行ってきました。

今後は、この委員会を立ち上げ所管を超えた情報の共有化を図り、現在取り組んでいる町の各種施策に対し、議会のチェック機能を発揮するものであります。

また、国、県、東京電力に対する要望活動などの推進や、今後示されるであろう町の復旧、復興に向けた施策について、議会として議論を進めるためにも必要と考えます。

そこで地方自治法第110条及び委員会条例第5条に基づき、特別委員会の設置を求めるものです。

名称については、先ほど説明したとおりであります。

以上であります。

議長（吉田数博君） これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、発委第1号 災害対策特別委員会設置に関する決議（案）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

議長（吉田数博君） お諮りいたします。ただいま選任されました災害対策特別委員会委員の選任については、議長を除く全議員となっておりますので、委員会条例第7条第1項の規定によりそのように指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

したがって、災害対策特別委員会の委員は、議長を除くすべての議員を選任することに決定いたしました。

ここで、直ちに災害対策特別委員会を開催し、正副委員長の選任を行ってください。

場所は3階特別会議室といたします。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午後 3時21分）

議長（吉田数博君） 再開をいたします。

（午後 3時29分）

議長（吉田数博君） ただいま開会された災害対策特別委員会において、委員の互選により、委員長に小黒敬三君、副委員長に三瓶宝次君が選任されました。

次回日程の報告

議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動の日程を申し上げます。24日、27日午前9時30分から3階、特別会議室において、災害対策特別委員会による集中審議を行います。関係課長等につきましては、委員会への出席要請があった場合には、よろしく願いをいたします。

また、全員協議会を28日午前10時から3階、特別会議室において開催いたしますのでご参集願います。

延会について

議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

延会の宣告

議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって延会することに決定いたしました。

30日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午後 3時30分）

平成 2 3 年 6 月 2 4 日 (金曜日) 休 会

平成 2 3 年 6 月 2 5 日 (土曜日) 休 日

平成 2 3 年 6 月 2 6 日 (日曜日) 休 日

6 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 3 年浪江町議会 6 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 3 年 6 月 2 7 日 (月曜日) 午前 9 時開議

- 日程第 1 会期中の会議について
- 日程第 2 災害対策特別委員会の正副委員長の選任報告について

出席議員（20名）

1番	愛澤	格	君	2番	山崎	博文	君
3番	山本	幸一郎	君	4番	吉田	数博	君
5番	若月	芳則	君	6番	横山	精一	君
7番	渡邊	文星	君	8番	泉田	重章	君
9番	橋爪	光雄	君	10番	田尻	良作	君
11番	渡部	貞信	君	12番	鈴木	辰行	君
13番	佐藤	文子	君	14番	紺野	榮重	君
15番	佐々木	恵寿	君	16番	小黒	敬三	君
17番	勝山	一美	君	18番	三瓶	宝次	君
19番	佐々木	英夫	君	20番	馬場	績	君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	上野晋平君
教育長	畠山熙一郎君	総務課長兼会計管理者	根岸弘正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口勝美	書記	鈴木清水
------	------	----	------

開議の宣告

議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は20人であります。定足数に達しておりますので直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

会期中の会議について

議長（吉田数博君） 日程第1、会期中の会議について、会期日程が変更になりましたので、再度お諮りいたします。

27日、30日を本会議、28日、29日を議案調査及び委員会等のため休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よってそのように決定いたしました。

災害対策特別委員会の正副委員長の選任報告について

議長（吉田数博君） 日程第2、災害対策特別委員会の正副委員長の選任報告についてを議題といたします。去る23日に設置された災害対策特別委員会において、委員の互選により委員長に小黒敬三君、副委員長に三瓶宝次君が選任されましたのでご報告いたします。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） よって災害対策特別委員会の正副委員長については、委員会報告のとおり決定いたしました。

次回日程の報告

議長（吉田数博君） 休会中の委員会活動の日程が変更になりましたので、改めて申し上げます。本日、本会議終了後、及び28日、午前9時30分から3階、特別会議室において災害対策特別委員会による集中審議を行います。関係課長等につきましては委員会への出席要請があった場合にはよろしくお願いをいたします。

また、全員協議会を29日午前9時から3階、特別会議室において開催いたしますので、ご参集願います。

散会について

議長（吉田数博君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

散会の宣告

議長（吉田数博君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

なお、直ちに3階、特別会議室において災害対策特別委員会が開催されますのでご参集ください。

30日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をよろしくお願い申し上げます。

（午前 9時02分）

平成 2 3 年 6 月 2 8 日 (火曜日) 委員会

平成 2 3 年 6 月 2 9 日 (水曜日) 全員協議会

6 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成23年浪江町議会6月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成23年6月30日(木曜日)午前9時開議

- 日程第 1 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策
定について(井手小丸辺地))
- 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
(辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変
更について(津島辺地))
- 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて
(双葉地方広域市町村圏組合規約の変更につ
いて)
- 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて
(福島県市町村総合事務組合規約の変更につ
いて)
- 承認第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町道路線の認定及び廃止について)
- 承認第 6号 専決処分の承認を求めることについて
(町長等の給与の特例に関する条例の一部改
正について)
- 承認第 7号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の給与に関する条例の一部改正につい
て)
- 承認第 8号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一
部改正について)
- 承認第 9号 専決処分の承認を求めることについて
(一般職の任期付職員の採用等に関する条例
の一部改正について)
- 承認第 10号 専決処分の承認を求めることについて
(職員の育児休業等に関する条例の一部改正
について)
- 承認第 11号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険条例の一部改正につい
て)

- 承認第 1 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町道路占用料徴収条例の一部改正につ
いて)
- 承認第 1 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町一般会計補正予算 (第
6 号))
- 承認第 1 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計補正予算 (第 1 号))
- 承認第 1 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計補正予算 (第 5 号))
- 承認第 1 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計補正予算 (第 3 号))
- 承認第 1 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町公共下水道事業特別会
計補正予算 (第 4 号))
- 承認第 1 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町介護保険事業特別会計
補正予算 (第 4 号))
- 承認第 1 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会
計補正予算 (第 2 号))
- 承認第 2 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町水道事業会計補正予算
(第 4 号))
- 承認第 2 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町一般会計予算)
- 承認第 2 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町文化及びスポーツ振興
育成事業特別会計予算)
- 承認第 2 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町国民健康保険事業特別
会計予算)
- 承認第 2 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町国民健康保険直営診療
施設事業特別会計予算)

- 承認第 2 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計予算)
- 承認第 2 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算)
- 承認第 2 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算)
- 承認第 2 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町介護保険事業特別会計予算)
- 承認第 2 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町財産区管理事業特別会計予算)
- 承認第 3 0 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算)
- 承認第 3 1 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 3 年度浪江町水道事業会計予算)
- 日程第 2 承認第 3 2 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について)
- 日程第 3 承認第 3 3 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 2 年度浪江町一般会計補正予算(第 7 号))
- 日程第 4 承認第 3 4 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について)
- 日程第 5 承認第 3 5 号 専決処分の承認を求めることについて
(議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について)
- 日程第 6 承認第 3 6 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町税特別措置条例の一部改正について)
- 日程第 7 承認第 3 7 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町国民健康保険税条例の一部改正につ

- いて)
- 日程第 8 承認第 38 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成23年度浪江町一般会計補正予算(第1号))
- 日程第 9 承認第 39 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について)
- 日程第 10 承認第 40 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について)
- 日程第 11 承認第 41 号 専決処分の承認を求めることについて
(浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について)
- 日程第 12 議案第 39 号 浪江町税条例の一部改正について
- 日程第 13 議案第 40 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 日程第 14 議案第 41 号 平成23年浪江町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 15 報告第 1 号 専決処分の報告について(福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について)
- 日程第 16 報告第 2 号 平成22年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 17 報告第 3 号 平成22年度浪江町一般会計事故繰越繰越計算書について
- 日程第 18 報告第 4 号 平成22年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 19 報告第 5 号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書について
- 日程第 20 報告第 6 号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第 21 報告第 7 号 平成22年度浪江町農業集落排水事業特別会計事故繰越繰越計算書について
- 日程第 22 発委第 2 号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 日程第 23 発委第 3 号 高放射能がれきの最終処分場福島県内建設計画の白紙撤回を求める意見書(案)

- 日程第 2 4 発議第 1 号 原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書
(案)
- 日程第 2 5 常任委員会委員の選任について
- 日程第 2 6 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 2 7 議会報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第 2 8 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（20名）

1番	愛澤	格君	2番	山崎	博文君
3番	山本	幸一郎君	4番	吉田	数博君
5番	若月	芳則君	6番	横山	精一君
7番	渡邊	文星君	8番	泉田	重一章君
9番	橋爪	光雄君	10番	田尻	良作君
11番	渡部	貞信君	12番	鈴木	辰行君
13番	佐藤	文子君	14番	紺野	榮重君
15番	佐々木	恵寿君	16番	小黒	敬三君
17番	勝山	一美君	18番	三瓶	宝次君
19番	佐々木	英夫君	20番	馬場	績君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場 有君	副町長	上野 晋平君
教育長	畠山 熙一郎君	代表監査委員	山内 清隆君
総務課長兼会計管理者	根岸 弘正君	企画調整課長	谷田 謙一君
税務課長	大浦 泰夫君	住民生活課長	植田 和夫君
産業振興課長	高倉 敏勝君	建設課長	原 芳美君
健康保険課長兼福祉こども課長	木村 潔君	教育総務課長	屋中 茂夫君
上下水道課長	星 光美君	生涯学習課長	島田 龍郎君
津島支所長	紺野 則夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	宮口 勝美	書記	瀧 美佐江
書記	鈴木 清水		

開議の宣告

議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員数は18人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、渡部貞信議員から午前中の欠席の届け出、三瓶宝次議員からは2時間程度遅れるとの届けがあります。

（午前 9時00分）

議事日程の報告

議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

承認第1号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（井手小丸辺地））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について（井手小丸辺地））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

承認第2号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（津島辺地））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（津島辺地））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

承認第3号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（双葉地方広域市町村圏組合規約の変更について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

承認第4号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（福島県市町村総合事務組合規約の変更について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（福島県市町村総合事務組合理約の変更について）を採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

承認第5号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町道路線の認定及び廃止について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町道路線の認定及び廃止について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第5号は原案のとおり承認されました。

承認第6号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（町長等の給与の特例に関する条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第6号は原案のとおり承認されました。

承認第7号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分の承認を求めることについて（職員の給与に関する条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第7号は原案のとおり承認されました。

承認第8号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分の承認を求めることについて(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、承認第8号は原案のとおり承認されました。

承認第9号の質疑、討論、採決

議長(吉田数博君) 日程第1、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについて(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、承認第9号は原案のとおり承認されました。

承認第10号の質疑、討論、採決

議長(吉田数博君) 日程第1、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第10号 専決処分の承認を求めることについて(職員の育児休業等に関する条例の一部改正について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長(吉田数博君) 起立多数であります。

よって、承認第10号は原案のとおり承認されました。

承認第11号の質疑、討論、採決

議長(吉田数博君) 日程第1、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町国民健康保険条例の一部改正について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番(馬場 續君) 第11条の改正について1点だけお尋ねいたします。改正される中身には第11条第1項で「特定健康診査等を行うもの」ということで、新たに「等」が入っただけであります。条文の変更があります。この「等」が入ることによって保健事業がどのように変わるのか、その点についてお尋ねいたします。

議長(吉田数博君) 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長(木村 潔君) 第72条の5の特定健康診査等ということですが、これは今後どのようなものが出てくるかわからないので、「等」を入れて幅広く対応したいということで、「等」を入れたと考えております。

議長(吉田数博君) 20番。

20番(馬場 續君) 今避難してきているわけですが、避難先で特定健康診査を幅広く行うということになってくるわけですが、二本松市との連携や、その他の市町村との連携をどのように図りつつ、特定健康診査事業をお進めになるのか、確認したいと思います。

議長(吉田数博君) 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長(木村 潔君) 今、各市町村と協議しております。また郡内の8カ町村とも協議しまして統一してできないかということで今協議しております。ぜひ、皆さん健康被害が出ているような状態にありますので、ぜひ我々としては健康調査を今までどおり、それ以上にやっていきたいと考えております。

議長(吉田数博君) 20番。

20番(馬場 續君) 関係市町村と協議中であり、これまでどおり基

本健診等をやっていききたいということですが、質問の最初に戻りますけれども、幅広くという幅を広げた中身について、どのような健診医療を考えておられるのかお答えください。

議長（吉田数博君） 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長（木村 潔君） これを出す時点では、原子力の被ばくとかそういうものは想定していなかったと思いますが、こういう事態になってからは、そういうものも含まれると考えております。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第11号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町国民健康保険条例の一部改正について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第11号は原案のとおり承認されました。

承認第12号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 道路占用料徴収条例の改正については、先般連合審査でも審議をさせていただいたところではありますが、改めてお尋ねしておきたいと思います。

引き下げは3%、それによる影響は約200万円ということであります。第2条についても、書類の審査の中で質疑が行われましたが、協議の部分が軽くされたということで、2つの解釈が出てくると思います。協議しない場合、占有権をもつ浪江町が料金を決めるということが可能なのか。どうなのかということと。今度は逆に協議が削除されたことによって、電柱を敷設する事業者の意向によって占用料が決まるということなんです。それも含めて事業者とどのよう

に協議をされたのかお尋ねいたします。

議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

建設課長（原 芳美君） お答えします。2条の「協議」という文言が整理されました。これは同意するに当たって、同意の中に含まれていると解釈をしております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 法律的な解釈でやりとりするつもりはありませんけれども、「協議」という文言を削除して同意ということになると、もちろん同意しない場合には、従前の料金を徴収するということになるのか。それとも事業者のほうで、なかば強制的にという表現が適切かどうかわかりませんが、事業者のほうで決めた占用料について、なかば一方的に同意を求めてくるということになるのか。そうした場合、いずれの場合も占有権を持つ浪江町としては、どういう態度をおとりになるか、お答えいただきたいと思います。

議長（吉田数博君） 答弁、建設課長。

建設課長（原 芳美君） お答えいたします。同意する課税の中で、当然こういう理由が含まれます。今回改正になった金額で徴収するような形には当然なりますが、その中で、ここの部分の協議は、町ほうでそれぞれ対応する形と、また事業者がそれなりに事業者としての取り組みの中で、隣地に影響を与えるような部分については、それぞれ事業者と、同意を与える中で町のほうで当然入ってくるものと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 隣地に対する占用料については、町としても協議する姿勢だということではありますが、今回、改正条例に基づいて料金が示されております。今回の改正にあたって、いわゆる同意を求めてきたという経過がありますが、協議の中で同意をしたということなのか。具体的な対応についてお答え願います。

議長（吉田数博君） 答弁者、建設課長。

建設課長（原 芳美君） 当然同意を求めて来る場合については、周辺の影響等も当然考慮した中で同意を与えることになるかと思っております。一方的にということはありません。

今回は、引き下げについては、道路法施行令が国など県のほうでも引き下げになったということで、それに準じたような形の引き下げであります。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町道路占用料徴収条例の一部改正について）を採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第12号は原案のとおり承認されました。

承認第13号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町一般会計補正予算（第6号））を採決いたします。
採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第13号は原案のとおり承認されました。

承認第14号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算（第1号））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第14号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計補正予算(第1号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第14号は原案のとおり承認されました。

承認第15号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第15号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第5号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第15号は原案のとおり承認されました。

承認第16号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第16号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第3号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第16号は原案のとおり承認されました。

承認第17号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第17号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第17号は原案のとおり承認されました。

承認第18号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第18号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第4号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第18号は原案のとおり承認されました。

承認第19号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第19号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第19号は原案のとおり承認されました。

承認第20号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町水道事業会計補正予算(第4号))、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成22年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第20号は原案のとおり承認されました。

承認第21号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 績君） 私もこれまでの議会活動の中で、一般会計当初予算が、まるまる専決処分されたという経験は初めてであります。その要因は明確であります。東京電力第一原発の重大事故、過酷事故によってこういう事態を余儀なくしてしまったということについては、議員としてあるいは議会の立場から、その審議すらも奪われてしまったということに対して、新たな悲劇をおぼえるものであります。

その上でなんですけれども、町の財政について何点かお尋ねをしておきます。専決されたわけではありますが、その後の状況、今日的な状況を踏まえて、基準財政需要額が大幅に変わると思います。その上で基準財政需要額の大幅変更に伴う地方交付税等については、平成23年度において増える場合、あるいは減る場合、増減をどのように予測されているのかということが第1点になります。

それから、第2点は同じく財政の視点でありますけれども、非常に町財政も急迫しているということが推測されます。その上で、町の財政収支計画は作成されているのかどうか。財政計画、こういう時代における財政計画について、どのように対応されているのかというのが第2点。

それから第3点は、今日も代表監事が出席されておりますが、非常に事務方も避難の対応で混乱をしております。そういう中で監査業務はどのように行われているのか。

それから最後であります。さまざまな損害が発生しております。

一般質問でもトータルな部分でお尋ねしましたが、東電に対する損害賠償をある程度推計されているのかどうか。あるいは第1次の損害賠償を求める用意をされているのかどうかということについて、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田数博君） 総務課長兼会計管理者。

総務課長兼会計管理者（根岸弘正君） お答えいたします。

まず第1点の交付税関係ありますが、基準財政需要額、平成23年度につきましては、学校基本調査あるいは保育所の入所等については、だいたい一つ一つのものが減ってくるということで、当然ながら基準財政需要額は減るだろうということを予想しております。

また反面、基準財政収入額についても、税収がすべてほとんどが今年の税収が見込めないということですので、トータルにつきましてはどうなるかという予測というのは困難であります。ただ県からの情報によりますと、平成23年度の交付税につきましては、前年度の交付額でやるというお話をいただいております。

ただ、基準財政需要額から基準財政収入を差し引いた通常のやり方をやればどうなるかということについては、まだ算定しておりませんので見込んでおりません。

次に、財政収支計画でありますけれども、財政計画的なものはみておりましたけれども、この度の原発事故に伴いまして、これからの税収であるとか一般財源であり、また自主財源である税収がいつどのくらい見込めるのかというものは、今までの財政収支計画でも使いものにならないということでもありますので、これからやはりそういうものも見込みながら、これから新たな収支計画といいますが、そういうものを作っていかなければならないと感じております。

次に、損害賠償であります。現在、東京電力に対する自治体としての損害賠償はまだ行っておりません。ただ、一般質問でも申し上げましたように、やはり当然ながら自治体としての損害相当額が出ております。今後そういうものを集計しながら、これから損害賠償を東京電力に求めていきたいということでもあります。

議長（吉田数博君） 代表監査委員。

代表監査委員（山内清隆君） お答え申し上げます。

3月11日の大震災以来、監査はやっておりません。ただ、7月、来月から例月監査、8月には決算監査をやろうということで、できる範囲で書類を出していただきまして、そしてやっていきたいという形で考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 今いろいろ答弁いただいたわけですが、代表監

査委員以外に、今のことについて町長の方から何か補足答弁があればお願いしたいと思います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 一番最初の基準財政需要額の件ですが、こういう震災にあたりまして、大変な状況になったということで、再三、担当大臣のほうには普通交付税、特別交付税を、前年以上の増額をしていただきたい。とにかく私ども税収が全くないということでありますので、できるだけよろしくお願いしたい。

総務大臣のほうは、災害復旧債も考えられるのではないかというお話もありますが、やはり災害復旧債となりますと、ある程度借金という形になりますので、やはりここは特別という形で、特例措置で何とか復旧資金なり復興資金なり援助していただきたいとこのように強く要請しております。当局のほうも理解を示しておりますので、平成23年度については、なんとか乗り切れるのではないかと。ただ、平成24年度はどういう展開になっていくか。これはちょっと皆目検討がつかないという状況であります。

それから、東京電力への賠償補償については、これは町としても甚大なる損害を受けてますので、精査をしながら、特に職員の給料、時間外手当がものすごい状況になっておりますので、これは不眠不休で1カ月近くやっておりますので、そういう中でこれについての損害賠償これは請求してまいりたい。

さらにはインフラが今どういう状況になっているか。警戒区域でありますので、入れませんのでその辺の精査もできない状況でありますが、やはりこの原子力災害がなければ、普通の自然災害であれば復旧にこぎつけているわけありますから、その期間、相当なる減価償却の損害もあります。そういうものも踏まえて賠償、補償をしていただきたいということで要請してまいりたいと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 特例措置も含めて原発災害による財政の負担については、明らかに求めていくということでもありますから、ぜひそういう立場でお願いしたいと思います。

あえて、最後の質問に要望という形でお願いしますが、1つは、全国に散らばっている町民がいます。その人たちにも浪江町から見捨てられてしまったというような考えを持たせないように、最大限のサービスというか、できれば避難先の町民との交流なども含めて、ぜひ寂しい思いをさせないでほしい。具体的には、副町長を通して町長のほうに届けてくれということで、山形県に避難して

いる方から手書きのメモのFAXがありました。27、28人が避難しているということですが、町から何の連絡もないと。私たちは見捨てられてしまったのではないかと。そういう思いもしているので、ぜひ救いの手を差し伸べてもらいたいということも申し添えられておりましたので、それらも含めて全国に散らばっている避難所に対して、十分とはいかないと思いますけれども、財政を確保しつつ、浪江町の思いを伝える具体的な支援をお願いしたいと思います。

それから東京電力に対する損害賠償等の関係になってきますけれども、あとでまた一般会計補正予算が提案されますが、聯合審査の中では、残業手当については1,500万円打ち切りだと。実際は何十時間も残業をしているけれども、その何分の1で打ち切りというのが実態ではないかと。どういう形ではじき出すかということもいろいろあると思いますけれども、3月、4月、避難による混乱の中で、職員の個人の携帯電話を使っていると。深夜にわたる残業もやっているということですから、それらの補てんもできる限り、職員が身を削って救済事務に当たった手当を最大限、町長の責任においてやってもらいたい。

以上の2点については要望にさせていただきたいと思います。

以上であります。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第21号は原案のとおり承認されました。

承認第22号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第22号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第22号は原案のとおり承認されました。

承認第23号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険事業特別会計予算）を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第23号は原案のとおり承認されました。

承認第24号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算）、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第24号は原案のとおり承認されました。

承認第25号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 先ほど一般会計、水道関係で東京電力に対する損害賠償に対する対応をお聞きしましたが、その中で上下水道等インフラについても、東京電力に対する損害賠償を進めてまいりたいという町長の答弁でありました。

そこで下水道事業における、地震とは別に、東京電力の原発災害によって、これらの事業の損害を受けたということは、当然のように私もつかんであります。その上で、例えばこれらの請求にあたって、どういう形で調査をし、どういう損害の評価の方法を考えているのか。

今はそこまでは考えていないと、これからだというのであればそれはそれでやむを得ないのですけれども、損害に対する調査あるいは損害の評価についてどういうふうに対応するのか、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田数博君） 上下水道課長。

上下水道課長（星 光美君） 損害についてであります。今のところはまだ具体的には精査はしていないんですが、一応使用料も1億2、3千万円の収入見込額でしたけれども、実際運営していれば、使用料も補償の対象になるかと思えます。

今騒がれている放射能の汚泥処理の方面も含めて計算に入れなけ

ればならないという考えでおりますが、今のところ具体的には精査しておりません。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） その辺の調査と評価についてはこれから具体的に検討するということではありますが、大きなポイントとしては、原発災害によって使用料あるいは汚泥処理等ができなくなった損害について請求していく考えだということでもありますから、それはそれでお願いしたい。

そこで、ぜひ取り置きのないようにするべきだというふうに思っておりますが、そのことによって下水道事業の起債の償還が困難になるということは誰もが予想することです。この部分も含めて請求するというお考えなのかどうか。これは町長か副町長でしょうね。ご答弁をお願いします。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） これは公共施設関係はもちろんです。農業施設に対しての起債償還も出てまいります。そういうことを踏まえて、やはり起債の償還を含めて損害賠償補償を請求してまいりたいと考えております。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第25号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町公共下水道事業特別会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第25号は原案のとおり承認されました。

承認第26号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第26号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度浪江町工業団地造成事業特別会計予算)を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第26号は原案のとおり承認されました。

承認第27号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算)、これより質疑を行います。
質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 農業集落排水事業についても、下水道事業の損害請求と同じ立場で対応しなくてはならない。確認の意味で答弁願います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） もちろん農業集落排水事業についても、起債の償還、あるいは修理ができなかった損壊の部分、返済を受けてから損害の部分があると思いますので、そういう形のものを請求してまいりたいと考えます。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより、承認第27号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度浪江町農業集落排水事業特別会計予算)を採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第27号は原案のとおり承認されました。

承認第28号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 震災後の介護サービス事業についてであります
が、2点ほどお尋ねいたします。

1つは、あの混乱の中で、オンフルふたばに入所されていた方が特別な困難を伴いました。幸い150名に近い入所者が全員それぞれの施設に入所されたと聞いておりますが、聞くところによると、遠くの施設に行くと高齢者であるがゆえに、家族として訪ねたいんだけども訪ねることもできない。こちらに引き戻したいんだけども、受け入れ先がないということで、いろいろ困っている方がおります。

そうした場合、県内の施設、これは県との連携が必要だと思いますけれども、県と連携しながら、できるだけ家族のいる近くに、少なくとも県内にいる家族の場合は県内の施設、あるいは避難先においての家族の方々が家族訪問できるように、そういう施設入所の変更等についても、これは行政のほうで一方的にやるというわけにはいかないと思いますけど、そういう形で家族間や施設入所でいろんなご苦労されている方々に対する支援を行うべきではないかと。そのことに対する取り組みは、現在と今後においてどういうふうに進めていくお考えなのか。

それから、連合審査のときも介護認定のことでお尋ねをいたしました。実際は避難所なり、あるいは身内のところなり、仮設に入るなりということで、サービスを受けたくても受けられない。あるいは運動する機会もないということで、身体状況が非常に後退しているということが言われております。アンケートの回答の中でも足が弱くなって歩けなくなってしまったという人もいるわけですが、それらに対する対応、なかなか施設の面でも人的な面でも限界があると思うんですけれども、担当課としてそういった問題にどういうふうに対処されてきたか。あるいは問題視されてきたかお尋ねしたいと思います。

議長（吉田数博君） 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長（木村 潔君） 1点目の施設につい

ての支援は今後どうなのか。現在はどうか、今後はどうかという点ですが、確かにオンフル双葉当時150名が、県内ではなくて、県内も一部おりますが、栃木県のほうに散らばって避難しているのが現実であります。

確かに健康な方は、こちらで二本松市、福島市、猪苗代町等々にいるわけですから大変距離があるということで、ご不便かけていると思います。

現在は、入所者、ある程度はあたっているんですが、どこもいっぱい空きがない状態にあります。それで、県の高齢福祉課の方にも一番小さいサイズの特老を29床を何とか仮設にとお願いしたんですが、それは動かしてくるのが難しいということで言われてきていますので、今のところは難しい。でも今後、徐々にこちらに呼び込んで来るのが筋だと思しますので、その辺の努力はやっていきたいと思えます。

2点目なのですが避難所、それからホテル等にいると、確かに体を動かさないで、足、腰の弱っている方がたくさんおります。どちらかといいますと、包括支援センター関係で要支援1、2ぐらいの方が比較的運動していないというのが、現実だと思えます。

これは、桑折町、福島市、二本松市、本宮市と協議して、今後ともやっていきたいと。現実的に包括支援センターも手いっぱい、社会福祉協議会の中にあつたのですけれども、職員の方がばらけてしまって、現在は町職員で2名で行っておりますけれども、今も危ない状態であります。

それから、介護についてもケアマネジャーが、ケアプランを立てる方が極端に少ないということになっていきますので、今後は徐々に皆さんが戻ってくればそういう方も増えてくると思えますので、それをみて順次改善していきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 再質問させていただきます。質問の順序が逆になりましたけれど、わかっている範囲で結構ですけど、オンフルの方々は県内、県外何カ所に散在入所されたのか。わからないのはわからないで結構です。

それから、県外に避難入所された方で、県内に戻って来ているという方がどのぐらいいるのか。

それから、今、県の福祉課と協議しながら、仮設住宅内に入所施設の設置を求めているところだけでも、県の判断としては難しいという答えがあつたということですが、このままでいいのかという

問題があると思うんです。

方法はいくつがあると思うのですが、1つは、既存の施設を増設するというのも1つの方法ではないかと。既存の施設、例えばあとでお答えになればわかるわけだけれども、二本松なら二本松、福島なら福島のところに入ったと、それは余裕があったからではないと。押し込みで入ったということだと思うんです。そこで職員体制が十分な体制をとられているかということ、そうではないということになれば、やっぱりそこで働く人も、入所している人達も、避難という状態だからこそ、安心して入所生活を送れるという体制をとる必要があると思うんです。

これは、場所を聞いてここでやれるだけでは結論を出せるものではないと思うので、実態はそうだという認識を強めた上で、議会もそういうことになるわけだけれども、町長もそうした問題の具体的な解決のために取り組みを進めるということが必要ではないかと思います。これは異論ないと思いますので、お答えはなくても結構です。

それから、今答弁の中で地域統括センターは、機能不全になっていると、実態はそうだと思います。したがって、町の職員2人で対応しているということだから、なおのこと、こういう事態で介護サービス制度、いろんな意味で混乱と無理をきたしているのではないかと考えられます。

その上でなのだけれども、ケアマネージャーは専門職であります。避難先にそうした専門職がおられるかどうかわかりません。しかし人材活用という意味で介護福祉士とか、あるいはケアマネージャとか、あるいは正看であれ准看であれ、資格を持っている方がいるはずで、そういう避難している方々の人材活用ということも含めて、ただ施設をつくってくれということだけではなくてやっぱり人的な対応も含めて避難している町民に生きがいを与えると。あるいは仕事を与えるという立場が重要ではないかと思います。トータルな問題になりますので、町長になりますでしょうか。オンフルの分散について実態が分かっていたら、課長のほうからお答えいただきたい。

議長（吉田数博君） 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長（木村 潔君） オンフルの分散関係なのですが、一度名簿をもらったのですが、東和にいる時にもらったものですから紛失して、再度もらっておきたいと思います。

それから、県外から県内に落ちついた方がおられるかということなのですが、私は今のところは、そういう要望があるという方は聞

いたことがあるのですが、落ち着いたかどうかは定かではないので、情報不足で大変申し訳ないです。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） 人材活用についてお答えいたします。今、議員おただしのとおり、生きがいを与えると、あるいは生きる力を与えるということは非常に重要なことでありまして、そういう観点から今までもケアマネージャー、あるいは社会福祉士の方々が看護師を含めてそういう方々が避難所においてになれば、そういう形のもので人材を活用して、皆さんの避難している方々の力になればと思いますので、ぜひ活用を考えてまいりたいと考えております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） ケアマネージャーの方が、県内に仕事がなく仕事を探しているという人がいるかどうかまで私はつかんでおりませんが、看護職などについては仕事が見つからないということで相談されてきている方がおります。そういう意味で人材活用と福祉介護のサービスということをつなげて出来る人は大丈夫ということで、ぜひ具体的取り組みを願いたいと思います。

それから、オンフルの分散入所ではありますが、私の記憶に違いがなければ、県内、県外含めて47カ所に分散をしていると聞いておりました。その上でなのですが、町はやはり介護事業の被災者ですから、ましてオンフルふたばは浪江町にあった施設であります。混乱の中で、書類を紛失したということは理解はできますけど、やはり多くの方々は町民であったし、その後の事態はどうなっていくかということ把握していくというのも避難自治体としての重要な責任だということをご認識いただいて、早急にそういうものを確認するという対応をお願いします。答弁いりません。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

10番。

10番（田尻良作君） 今の20番議員の質問と町長の答弁で大体のところは理解したんですが、実は私仮設住宅のほうに入所しております。先ほど話があったように高齢者が、私の入居している仮設に結構多いのです。

それで、施設の問題なのですが、若干木村課長とはやり取りしたことはあるのですが、1点目の質問になりますが、これから1年、2年という状況の中で、施設の計画はどうなるかという質問したら、何カ所かは考えているという答弁がありました。ここで、もう一度そのあたりについて説明をお願いいたします。

2点目なのですが、先ほど町長のほうからも最大限努力するとい

う答弁がございました。果たして、今現状の避難生活の中で、高齢者たちが仮設住居の中で中通り、非常にこれから迎える夏、厳しいという地元の人々の声が多々私の耳には入っております。さらには、浜通りと違って中通りは雪が非常に多いと。寒さ対策等々あると思います。そこでなのですが、行政サービスの面から、地元とのデイサービス関係でどのような協議の場といたしますか話し合い、地元のデイサービス施設との話をもっていくのか、その辺を伺いたいと思います。

議長（吉田数博君） 健康保険課長兼福祉こども課長。

健康保険課長兼福祉こども課長（木村 潔君） お答えいたします。

施設については、委員会でも申したとおり安達運動場、杉内多目的運動場、笹谷東部、本宮運動場みんなの原っぱでデイサービス、4カ所、各施設20名の80名を図りたい。それから、恵向公園には重症のグループを。それでこれはきのうとおとといで入札は終わりました、工事に着工する前にオンフルンに行ってきたのですが、そこで使いやすいように内容を変えたいということで、きのう、おととい2回、設計と検討、打ち合わせをいたしまして、きのう施設のほうは、こういうふうに直してほしいということで意向を伝えたと聞いております。

それから、仮設入所関係で施設、デイサービスとかその他の地区でもありますので、その辺はどうなっているのかということなのですが、桑折町については桑折町の社会福祉協議会のデイサービスで対応していただきますという回答を得ております。

それから二本松市については、今のところ施設が満杯で対応は難しいということでもあります。

福島市については、市内にある程度業者があるので、そこでケアマネージャーが情報をつかんでいれば大丈夫だろうという回答を得ております。

それから本宮市につきましては2カ所つくりますが、そのほかに1カ所、特別老人ホームが近くにありますので、そこで対応していただけるという情報は得ております。

議長（吉田数博君） 10番。

10番（田尻良作君） 本宮市のほうでは地元の施設で対応していくという答弁があったのですが、本宮市は最後に質問したように、二本松市は11カ所の仮設の場所があるわけですから、その辺のところでは本宮市、二本松市にかかわらず、福島市、桑折町その辺の対応を、要望になります。よろしくお願ひしたいと思います。

それから、町長にお聞きしたいのですが、仮に今4カ所の介護施

設をこれから設置するという形になるのですが、新たにそういう事業希望者があった場合は、町としてはどのような審査の考えがあるかどうかお聞きしておきます。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 先ほど担当課長が説明しましたように、地区によっては民間業者のほうで施設等々に、お互いに利用していただくという形もあるというふうに思います。

現在、先程来から説明がありますように、デイサービスの件については、4カ所を設置して80名の対応をしていきたいというお話でありましたが、やはり地元との協議が必要な場合が出てくると思いますので、地元との話し合いの折り合いがつけば、新たな施設という考え方も生まれてくるのではないかと思いますので、そういう形の中で、とにかく私どもは、ちょっと言葉が悪いのですが居候しているという状況でありますので、ぜひ地元の関係機関との協議が大切なことであると認識しておりますので、その辺も踏まえて、施設をつくるという形になれば、それは検討していきたいとします。

議長（吉田数博君） 10番。

10番（田尻良作君） そういう形になれば、町としても努力していくということでもあります。

私は、北の桑折町のほうに入っているのですが、先ほどの課長答弁だと、地元からの桑折町ですね。多分社会福祉協議会との関係でそういうサービスが受けられるというようなことだと思うのですが、実は内々の話なのですが、桑折町のほうでも実はそこに入所、桑折町の町民も入所しているんです。そういうふうな関係の中で、ぜひ桑折町との交渉の中で、その4カ所には桑折町の仮設は入っていないわけですから、ひとつそのところにも、介護施設、デイサービス等々をお願いしたい。要望ですが、お願いしたいということで、私の再々質問を終わります。

以上です。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第28号 専決処分の承認を求めることについて(平成23年度浪江町介護保険事業特別会計予算)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第28号は原案のとおり承認されました。

承認第29号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町財産区管理事業特別会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第29号は原案のとおり承認されました。

承認第30号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町後期高齢者医療特別会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第30号は原案のとおり承認されました。

承認第31号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町水道事業会計予算）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 水道事業者に対する損害賠償請求についても、先ほどの下水道事業、農業集落排水事業と同じ立場で請求なされるかどうか、確認いたします。お答えください。

議長（吉田数博君） 答弁、町長。

町長（馬場 有君） 公共下水道事業での説明のとおり、上水道についても同じ考え方で賠償補償を請求してまいりたいと考えております。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町水道事業会計予算）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第31号は原案のとおり承認されました。

承認第32号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第1、承認第32号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第32号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町公告式条例の特例に関する条例の制定について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第32号は原案のとおり承認されました。

承認第33号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第3、承認第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町一般会計補正予算(第7号))、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第33号 専決処分の承認を求めることについて(平成22年度浪江町一般会計補正予算(第7号))を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第33号は原案のとおり承認されました。

承認第34号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第4、承認第34号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 績君） この議案についても連合審査で質疑をさせていただきましたが、改めて質疑をさせていただきたいと思っております。

連合審査の中で明らかになったことは、工事が完成して3月15日

に町の書類検査をやる予定であったけれども、原発災害によってそれができなかった。その後、6月3日に書類検査を終了して、工事代金の残金を先方に支払ったということであります。こういう経過があるわけですが、改めて単純に質問いたします。

大震災による施設の損壊が十分考えられます。これまでの事業者との工程では書類審査を起こすのみということであったにしても、引き渡しを受けていない段階で、損壊が予想されるという場合、書類検査だけで問題はないのかということが第1点。

それから、連合審査のときもお尋ねいたしました。そういう場合、広域でやっている工事契約の条文上、発注者甲、受注者乙の責任はどうなっているか確認をしてもらいたいという宿題を与えておりましたが、それがどういう形で確認されたかお答えいただきます。

議長（吉田数博君） 答弁、上下水道課長。

上下水道課長（星光美君） まず第1点目ですが、工事の確認ということで、先ほども答弁したのですが、3月15日に書類検査と現場検査をやる予定でありました。その以前にも試運転等を行ってまいりました。今回の工事は、浄化センターの増築によって、本体自体は平成20年度、平成21年度で終わっていたのですが、今回の1億5,600万円はポンプ設備と電気設備、あとは水処理の運転計装及び感知水量等などの設備工事であります。

そういうことで、震災等で審査できなかったということで、県のほうに問い合わせた結果、平成23年3月29日付けで県土木部総務課長及び技術管理課長を通じて、現場での立ち入り等が出来ない場合は、書類検査に基づいて検査ができるという連絡もありましたので、書類で検査をしまして平成23年度に延ばしたということでありませぬ。

審査した結果、6月3日に審査をいたしまして完了を認めたということでございます。県のほうも、完了と認めれば補助金対象になるということで、先ほどお金を支払ったということでしたが、まだ支払いは部分払いしかしておりませぬ。これから支払いの手続きをする予定でございます。

先ほどの第2点目なのですが、この根幹的な契約の中にはそういうところは載っておりませぬでした。

あと、工事に関しましては、実はきのう、おとといのお話だったものですから、書類が混雑しておりまして探せなかったということでもあります。工事に関しての契約書だったのですが、申し訳ありませんが探せなかった。

今後の件なのですが、一応完了したと確認したのですが、その後

の震災なものですから、その後については、どの程度被災しているかはまだ行っていませんので、まだ終点もしていないと。電気も入っていない状況で、どの程度の被災なのかも確認できないので、今後被災状況を確認して、あるいは県とも話し合いながら、ご指導を得ながら対応していきたいと思っております。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 大震災等による建設物の損壊に対する責任の帰属については、契約書の中には入っていないという答弁であります。そういう場合の責任帰属が明記されていない契約を結んでいるのに、書類検査だけで工事完了の確認をする。その上で工事代金を全額支払うということは、私は慎重であるべきだと思います。

最終的に、浪江町のほうで払うことになる場合があっても、契約書にない事態については、当然のことながら双方とも一定の責任があるということになるのではないかと思います。

県のほうに確認した上で、その手続きをとったということですが、私の意見としては、どの程度損壊されているのか調査もできないということですから、いずれ時間を見て調査をして、大震災による損害だという損壊の原因は判断できるにせよ、その損害分担について、一方的に町だけが負うべきものなのかどうなのかということについて、私は慎重であるべきだということが1つ。

それから、連合審査の中でも出たと思うのですけれども、保険に入っているのか、いないのか。改めて施設の保険の加入の実態と、それから加入していたとすれば、その補てんは可能なのかどうか。

以上お尋ねをいたします。

議長（吉田数博君） 上下水道課長。

上下水道課長（星 光美君） 議員言われたように、災害の損害につきましては、県のほうと慎重に相談いたしまして対処したいと思います。

保険のほうなのですが、先ほどの書類と同様見つからなかったと、よろしくをお願いします。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

19番。

19番（佐々木英夫君） 今の話、工事契約については、民間だと100%、それから官庁関係は正確にわからないですけれども、瑕疵担保というものがあるはずなんです。取りに行けば簡単なんです。先ほどの話だと混乱していてどこにあるか分からないということですから、契約会社にFAX送ってくれと言えば、すぐ手に入るのではな

いですか。そこさえ見れば、私はすぐ解決することだと思います。

いずれにしても、一番心配なのが、天災によるということが入っているかどうか。天災の場合はいいよと、逃れるということであれば瑕疵担保は駄目になりますが、全体にその瑕疵担保の件が入っていると、第何条かに。どうでしょうか。

議長（吉田数博君） 上下水道課長。

上下水道課長（星光美君） 今お話されたように、早急に確認したいと思います。

議長（吉田数博君） 19番。

19番（佐々木英夫君） 課長迷っていないで、向こうに契約の写しもっているんだから、すいませんFAXくださいということで、すぐ送ってもらえるから。そうすると20番議員に責められることないです。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

20番。

20番（馬場 績君） タイミング外してしまったけれども、今、担当課長の答弁でも明らかなように、契約書の内容もどうなっているか分からないということであるにもかかわらず、契約変更をそのまま議会が承認するということについては、私は不備の契約変更をそのまま認めることになると思うのです。

討論に入ってしまったから、これを撤回して再上程という手続きはできなくなりましたが、だから反対ということではなくて、そういう事情であれば、議案上程する前にそこまで考えて、あるいは調査をして提案すると。あるいは連合審査の中で、そういう問題も指摘されたわけだから、調査の上、提案者のほうから説明をして、議案取り扱いについては慎重をきすということが、こういう事態であればこそ、重要ではないかと思えます。

したがって、私は本案件については、不備の状態でも承認するわけにはいかないと態度を明らかにいたします。

議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第34号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町公共下水道根幹的施設の建設工事委託に関する基本協定の一部を変更する協定の締結について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第34号は原案のとおり承認されました。

承認第35号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第5、承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第35号 専決処分の承認を求めることについて（議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第35号は原案のとおり承認されました。

議長（吉田数博君） ここで、10時50分まで休憩いたします。

（午前10時37分）

議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時50分）

承認第36号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第6、承認第36号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町税特別措置条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第36号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町税特別措置条例の一部改正について)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第36号は原案のとおり承認されました。

承認第37号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第7、承認第37号 専決処分の承認を求めることについて(浪江町国民健康保険税条例の一部改正について)、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 續君） 国保税の条例改正であります。介護納付の部分で、限度額の引き上げになるという条例改正であります。この条例改正については、震災による激甚災害等の影響で、そのまま実行課税はされないということですが、これの附則を書いた専決第38号附則で、4月1日から施行するという事だけで、震災による実行課税はしないということも附則に書き入れるべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（吉田数博君） 答弁者、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） 質問にお答えいたします。

現在のところは、課税につきましては一応全期という形になっておりまして、この専決第38号の中にその分を折り込むということは、今までこれは国、県のほうから指示は来ておりません。今回の改正につきましては御存じのとおり、地方税法施行令の一部改正ということで月額改正ということでありまして、今後につきましては課税状況につきましては、いったん限度額の引き上げに基づきまして一応算定をいたします。それに基づきまして、今後減免等の措置によって対処していくという形になるかと思っておりますので、今の段階につきましては、取りあえずこういった形で対応させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 今の答弁は、地方税法改正によって限度額が引き上げられると。それで一度課税の計算をするということのも実行課税は実施されるということになっているので、附則に書き加える考えはないということですが、延期するということについては、法律上の措置だというふうに考えてよろしいとすれば、課税の手続きは課長が答弁されたとおりであっても、この条例改正だと4月1日から施行ということですから、実行課税はしないということは附則の1号でそういうふうにした上で、そのあとこの取り扱いについても明記しておく必要があるのではないかと私は思うのですけれども、実行課税をしないということの担保は税条例改正の上でどこに担保されていますか。

議長（吉田数博君） 答弁、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） お答えいたします。

今年4月18日に町税等にかかわる期限の延長ということで、告示をさせていただきました。この中につきましては、納付期限を当分の間延期すると。延期につきましては、まだ今のところはいつまでという部分については未定ということで、取りあえず今回の改正につきましては、限度額の上限の設定の変更でありまして、今後浪江町につきましては実行課税するかしないか、これは当然今後の対応の中で、多分担税力等も含めると、当然課税いたしましてもなかなか収納は難しいという形になってくるかと思えます。また、平成23年度につきましては、健康保険税につきまして御存じのとおり医療給付そのものが平成23年度どの程度医療費がかかってくるのか。そういう部分もまだ不明確です。当然これにつきましては健康保険課長の方から税務課の方に課税依頼というものが出てきまして、その中で対応していく形になりますので、今後の動向を見据えながら、今回の改正につきましては一応平成23年度4月1日からということで明記させていただきました。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） ちょっと納得しがたいお答えですね。担税力がないということが根底にあります。それはそれで誰も異論を差し挟むのではないと思えます。その上で、今の答弁にもありましたように、地方税法の改正の中に、課税の期限の延長ということが示されているということだとすれば、この附則には、平成23年4月1日から施行するということしか書いていないわけだから、課税の延期についても同時に書いておかなければ、行政の手続き上、あるいは保険加入者に対する、被保険者との関係です。実行課税しないという

ことはやっぱり明記しておく必要があるのではないかと。浪江町長の単なる行政判断でできる話ではなくて、地方税法の改正でそうなったという答弁をされているわけだから、附則の中に明記するのが私は筋だというふうに考えます。いかがですか。

議長（吉田数博君） 答弁、税務課長。

税務課長（大浦泰夫君） 今の質問でございますが、いろんな税につきましては、当然町税のものありますし県税のものあります。国税のものございます。現在の中につきましては、当然健康保険だけではなくて、住民税につきましても県民税、町民税も含めたそういう形の中でこういったことをいただいておりますので、健康保険税につきましては、取りあえず免除するとかという部分はこの条文の中では盛り込まない。別な案件の形の中で今後対応していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第37号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町国民健康保険税条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第37号は原案のとおり承認されました。

承認第38号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第8、承認第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第1号））、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 績君） 今回の補正予算の提案の中に。

これは議案第41号でした。これはありません。失礼しました。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより承認第38号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度浪江町一般会計補正予算（第1号））を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第38号は原案のとおり承認されました。

承認第39号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第9、承認第39号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） これですべて討論を終わります。

これより承認第39号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の制定について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第39号は原案のとおり承認されました。

承認第40号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第10、承認第40号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） これで討論を終わります。

これより承認第40号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町公告式条例の特例に関する条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第40号は原案のとおり承認されました。

承認第41号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第11、承認第41号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

17番。

17番（勝山一美君） 議案第41号、二本松事務所に本庁を移すということの議案ではございますが、承認案件第1号から第31号については3月30日、あるいは4月に行われた全員協議会で承認するという旨のお話をしておりました。承認第32号から承認第41号までの間に、私は町長にお尋ねしたいのですが、本定例会中、合同委員会の審査でもお話ししたのですが、この本定例会までの間に臨時議会が一度も開かれることなく終わって、本日の膨大な量の提案ということになっております。3カ月以上過ぎて、その間、議会と全員協議会では町長は10分か15分の間、全協報告はございましたが、全く議会が開かれていなかったということについて、町長からどのようなお考えだったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） お答えいたします。

議員ご案内のとおり、やはり3月11日から震災を受けてずっとこれまでの行政機能をとにかく1日も早く打ち立てようということと4月、5月というような形になりまして、大変議会の皆さんには議会を開くいとまがないというような状況で、大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、やはり臨時議会が開くことができなかったという要因は、いろんな町民の方が県内、あるいは県外へ避難をいたしまして、普通の行政機能ではない。要するに所在確認あるいは被災、罹災証明等々の発行等含めて、さらには第1次避難から第2次

避難に向けて、特に4月6日から第2次避難で第1次避難でありました体育館、あるいは公共的施設の形のものから避難をするのいわゆる第2次避難スキームにのっとった中で避難をしていくということで、非常に町民の方に対応する機会が非常に多くて、ニーズもその時は非常に多かったです。例えば仮払の問題とか、いろんな問題がありまして、やはりそれを一つ一つ町民のためにこなしていくというのが普通の行政としては考えられない業務でありました。

そういうことで、議会の皆さんには大変申し訳なかったのでありますけれども、臨時議会を開くいとまがなかったということで、ひとつご理解をいただきたいと考えております。

議長（吉田数博君） 17番。

17番（勝山一美君） 町長のお話は、十分斟酌しておりますが、夕べ某市の市長さんが親が慌てては子供は不安になるというお話をしていました。私も3月30日、初めて全員協議会が開かれた席で、議会が慌てては町民は不安を持つだろう。行政が慌てては町民が不安を持つだろう。粛々とやってこそ、町民が安心できる部分があるんだというふうに口を酸っぱくしてお話した。議員、諸兄、すべてそういった認識でおられると思いますが、本来なら本定例議会は、私は別な形の定例議会であるべきだというふうに考えておりました。しかし一度も開かれなかった部分、いろいろと案件が積み重なって、起立あるいは座るだけの状況の委員会になっているのかなというふうに、甚だ残念であります。本定例会の中で、この問題が取りざたされた中で、全員協議会の中ですが、議長は町長に申し入れたというお話をしました。もちろん、議長が正式に議員の諸兄にお話しするわけですから、書式にのっとった文章で当然臨時議会の開催を求めたと理解しておりますが、もし、そういった中で町長が状況を把握して、こうだということで議長が把握するようなお話を伺ったのかどうかはわかりませんが、地方自治法に抵触するおそれのある発言であると考えております。

議会も一つの組織として粛々と進みたいのですが、やはり節目、節目。ですから職員の皆さんも大変だったと思いますが、臨時議会が開かれるということは、その節目になると考えております。ただ毎日、日々残業を使ってただらだとやっているよりも、何か節目節目になったのではないかとも思います。大変な中だからこそ、やはり創意工夫をして開いていただければと。答弁はいりません。甚だ残念な定例会になったというふうに思います。

以上です。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） これですべて討論を終わります。
これより承認第41号 専決処分の承認を求めることについて（浪江町役場二本松事務所設置条例の一部改正について）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、承認第41号は原案のとおり承認されました。

議案第39号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第12、議案第39号 浪江町税条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） これですべて討論を終わります。
これより議案第39号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

議案第40号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第13、議案第40号 災害甲慰金の支給等に関する条例の一部改正について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） これで討論を終わります。

これより議案第40号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

議案第41号の質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第14、議案第41号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第2号）、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

20番。

20番（馬場 績君） 6ページ、雑入であります。4,750万円、災害援護資金借入金、これは貸付の県からの歳入の部分だという説明がありました。それからその下の災害見舞金ですが、今度初めて出てくる中身です。災害見舞金は、見舞金の総額、6月23日時点の総額が3,000万円だというふうに私は受け止めるわけですけど、第2款で質問するよりもここではっきりお尋ねできますけれども、災害見舞金は、現時点で何件で金額はどれぐらいになるのかお答えください。

それからこの予算書に、基本的に民生費、予防費が出ております。これは減額補正でありますけれども、私は、町長が一般質問でも答弁されたように、線量計を購入したいということや、あるいは内部被ばくの調査についても進めてまいりたいというお答えがありました。この予算の時点では、内部被ばくの県内各地の町村や、その他の動きがかなり明らかになっていた時期だと思うのですが、内部被ばくの検査と、この予算措置についてはどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

議長（吉田数博君） 総務課長。

総務課長（根岸弘正君） まず6ページの雑入であります。見舞金ということでもありますけれども、見舞金につきましては、これは県の町村会からの見舞金ということで、行政に対する見舞金ということで今回挙げたわけです。

おただしの件は義援金の一つにありますけれども、義援金につきましては予算計上されておられません。ただ6月20日現在で申し上げます。

すと、392件の義援金の受け入れがございました。その金額は、2億3,838万3,177円でございます。それと予防費の今回の補正でありますけれども、この9ページの補正につきましては、予防費の委託について他市町村で行うものについては扶助費ということでの組み替えを行ったわけです。13の委託料と、その上の扶助費の中での組み替えということでもっとわかりづらいのですが、災害援護費の20の扶助費の16億2,100万円の中に入れておまして、災害援護費1億8,530万円と言われましたけれども、ここに予防費として1,550万円入っております、この組み替えということでございます。内部被ばくに関する線量計というものにつきましては、この時点では予算化はしてございません。

以上であります。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 今の内部被ばくの予算措置についての補充の答弁をいたしますけれども、県の防災対策本部の田嶋本部長のほうに、私のほうから内部被ばくの検査を国の責任のもとでどうしてもやっていただきたいという形で、それです。最近、6月20日以降に実施するという約束が来まして、現在、サンプル的に抽出した形の中で今検査をしておる段階です。県のほうも全面的に協力するというところで、予算措置については国のほうですべてまかなうというお答えをいただいております。

以上です。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 績君） 義援金について、多額のご協力があったということについては私も協力してくれた関係各位にお礼を申し上げておきたいと思うのですが、予算措置において、別に今回、計上しないからだめになるということではないと思いますけど、これだけ被災に伴う行政需要が増幅しているわけですから、私は今回の補正に計上する気はなかったのかと。そしてそれぞれの避難者支援等のニーズにも応えていくと。放射能計測器等の確保等についても万全を期したこういう予算措置が必要ではなかったのかというふうに思います。改めて今回の補正、約3億円に近い義援金をなぜ計上されていなかったのかということについて、改めてお聞きしたいと思います。

それから、内部被ばくの検査については、総じて県の責任のもとでやっていただきたいということで、実際6月27日、第1回の検査が行われたということが新聞報道でもあり、連合審査でも説明会がありました。それで、その点に関して何点かお尋ねしたいと思います。

今回、被ばくの検査をしたのは独立行政法人放射線医学総合研究所において、浪江町の場合は住民の被ばく検査をしたと。その結果、6月28日の福島民友新聞によれば全員異常ないということでした。同じ時期に、毎日新聞等でも報道されましたけれども、放射線研究専門家の2人が、広島大学の名誉教授と、福島のわたり生協、広島大学で長い間、放射線防護について研究してきた斎藤先生でありますけれども、飯舘村と川俣町の住民15人の検査をしたらば、全員内部被ばくがあったということが確認された。なぜ違うのかと、大きな疑問を持ちました。今回、千葉県放射線医学総合研究所における検査は1回のみ検査になると。それから飯舘村、川俣町においては2回の検査をした。通常は2回の検査をするということになっているのだそうですが、これだけ深刻な問題が起きているわけですので、経費負担は県で持つということまでは結構ですけれども、2回の検査を求めるべきではないかというふうに思います。そのことについて、お答えいただきたいとします。

それからついでに補足しておきますけれども、飯舘村、川俣町の場合は、全員から2回ほどセシウムの検出があったと。微量けれども検出があったと。高い人では3.2ミリシーベルト。外部被ばくの場合は13.5から4.9ミリシーベルト。内部と外部の合計では高い人で14から4.9。2カ月の間をおいての調査だということですが、私は内部被ばくの検査が極めて重要だと。しかも10人とか、100人とか200人とかではなくても妊婦あるいは高校生以下の子供は、優先的に内部検査をすべきではないかと。その必要性については、今、飯舘村、川俣町の検査結果からも明らかだと。しかも検査の方法について問題有りだと。これは早急に改善を求めるべきではないかというふうに思います。お答えいただきたいとします。

それからこれに関しての質問はたくさんあるわけですが、千葉県に行つての検査というところに一つの難点がある。一番いいのは、やっぱり県内で検査できるようにすると。これは大熊町のオフサイトセンターにあった機械を医大に持ち込むという話も聞いておりますけれども、放射能医学の専門家でないといけないということもありますから、その体制を強化するということとあわせて県内で検査できるように改善を求めていくべきではないかというふうに思います。

それからあわせて今回の議会は、やはり放射線被ばくに対する対応はどうなっているのかというものが最大の焦点だと思いますが、状況調査についても県が実施してきた結果を6月26日に発表いたしました。それによれば、県内49市町村120カ所でありまして、被ば

く8カ町村はもちろん、ここには浪江町はもちろん入っております。どこまで接近して状況検査をするかということは、それはいろいろ検討する必要があると思えますけれども、大気中の汚染については100メートルメッシュごとに検査発表も明らかにされております。状況検査についても、もっときめ細かくやる必要がある。これをやはり調査のポイントを増やすと。ただ増やしたわけではなくて、情報公開するという形での状況検査実施を求めていくべきではないかと思えますが、状況としていかがお考えなのかお伺いいたします。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。

まず内部被ばくの関係でありますけれども、いわゆるホールボディカウンターの機械が国内に十数機しかないということの話を聞いておまして、非常に少ない状況の中で今回、浪江町、飯舘村、それから川俣町の方に、浪江町としましては人口の1割、10%をまず7月中、あるいは8月上旬まで検査をしたいという説明がありまして、今、いろいろ協議をしておるところであります。

議員おただしのとおり、県内で受診されるということが一番理想的にふさわしいと考えておりますので、ぜひ県内で検査が受けられる体制を整えていただくよう県には要請してまいりたいと思っております。

それから質問が前後しますけれども、先ほどの義援金の問題ですけれども、これは国の義援金と合わせて2万円、町民の方々に支給をしております。浪江町2万円を支給しまして、国と合わせて42万円、支給を終わっております。

それから今の大気・土壌の汚染の関係について、私ども町独自で現在調査をいたしておまして、できるだけきめ細かく大気汚染の状況を調査していきたいと思えます。

さらには土地もそうですけれども、一番重要な水の問題です。水質の問題が非常に重要でありますので、水質検査等も合わせてこれから調査をしてまいりたいと思えます。

以上です。

議長（吉田数博君） 20番。

20番（馬場 續君） 水質検査については全く町長と同じ考えでありまして、海水それから魚介類についても調査を進めていかないと、復興計画に立ち後れを来すというふうにも思えますし、東京電力の高濃度汚染水処理の問題と絡んで、調査をしてこそ改善の申し入れもできるということですので、水質、海水状態面の調査もあわせてやるように求めていただきたい。

それから答えがなかったのですが、独立行政法人放射線医学総合研究所では新聞で報道されたとおり、1回しかやらないのでしょうか。これではやっぱり検査の精度からいっても問題だと。しかもきょうの赤旗新聞によれば、国会議員団の調査で、ここには専門医が3人しかいないんですよ。しかも交代でやっているということですから、看板はいいんですが、体制は極めて不十分だということですから、いろんな形での体制強化を求めていかないと、希望的な内部被ばく、外部被ばくの検査についても、希望的な計画に終わってしまうのではないかと思っております。

これからの議会の課題でもありますけれども、特に県に対して強くその体制強化を求めていかなければ、実態に追いつかないということです。どんどん内部被ばくが進行するという問題で、その後の健康被害が心配ですので、改善措置を強く求める必要があるのではないかと。

あわせて教育長、被ばく調査問題に絡んで教育長はきのうの出来事ですからあるいは聞いていないと思うのですけれども、二本松の放射能汚染から子供を守る会で、二本松市長に要望したいという中身が、これあとでお持ちしても結構ですけれども、中身は子供の夏休みを何とかここから離れて対策をしてもらいたい。

それから教育施設や通学路の除染についても、ぜひ具体的にいうと野外活動はこれはいかんとこういう、慎重にしてもらいたいと。学校給食についても、成長盛りの子供なので、いわゆる汚染の心配のない食材の提供、学校給食を運営してもらいたい。

それからすべての子供の内部被ばく調査。あとはそこまでやっぱり我々が避難してきている二本松市の汚染が高いということもあってだと思っておりますけれども、新聞に発表されている自治体ごとの大気汚染では飯舘村に次ぐ汚染がこの二本松市なのです。二本松市役所は約1.3、正確に言うと1.28マイクロシーベルト/hということですから。そういう中で、学級ごとの疎開も考えてもらいたいという保護者まで出ていると。だから浪江町は、ここに小学校、中学校を独立開設するわけだけれども、二本松市とも連携しながら、やっぱり子供の生活上の問題、あるいは子供会や期末テストについても考えていく必要があるのではないかと。この要望に対して、私はその場にはおりませんでしたけれども、三保市長はこれらの要望に対して、できるだけの是正に努めてまいるという回答をしているわけです。教育行政を預かる教育長として、非常に心配していることだと思うのですけれども、下川崎にしろ、あるいは針道にしろ、決して汚染の度は低くないということですので、二本松市の教育委員会とも連

携しながら、子供の対策を考えていくべきではないかというふうに思います。

いずれにしても補正予算には、計上されませんでしたけれど、浪江町としてできる被ばく対策、検査も含めて、もっともっと具体的にやっていく必要があるのではないかと。緊急臨時議会を開くというぐらいの構えで、災害に対処してもらいたいと思います。

以上の点について、町長並びに教育長のほうから、誠意あるご答弁をいただきたいと思います。

議長（吉田数博君） 町長。

町長（馬場 有君） 内部被ばくの再々質問でありますけれども、体制の強化を求めていくべきだということで、当然いわゆる体制の強化は求めていくべきであると思います。私が考えるのには、原子力災害、原子力事故、本当に想定外のものが非常にすべてにわたって出てきていると。特に、放射能の格差、あるいは放射能の除去、除染についても、全く今まであまり準備していなかったというような状況が出ておると思います。この内部被ばくの件についても、まさかこんなに多くの方が被ばくしているだろうということを想定していなかったということがやはり現在慌てた状況で今、整備を整えようという形になっておるのかなと感じておりますけれども、やはり現実に起きたことは起きましたので、やはりそういうことで体制強化を求めていきたいと考えております。内部被ばくの件については、私が読んだ中ではやはり3回は必要だろうということが書いてあったものもございましたが、やはり1回だけでは非常にわからないところがあると思いますので、理想的に3回できるような体制強化を図って要望してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（吉田数博君） 教育長。

教育長（畠山熙一郎君） お答えします。

子供たちを放射線の危険から守らなければならないということは、本当に大事なことで認識しております。これまで、現在についてはそれぞれの町、あるいは市などに子供を預けてお願いしますので、そういったところでのいろんな対応に対して、私どもができる範囲でそれを足並みそろえて進めていくということに努力をしてまいります。

それから今準備している学校につきましては、独自の対応ということになってまいりますけれども、既におただしのように国が県がいろいろな対応をしております。後付けということになりますけれども、例えば測定器の配置であるとか、5歳未満に線量計を配布す

るとか、それから校庭などの表土の除去であるとか、高圧洗浄機あるいはデスクマットを交換する場合の補助であるとか、いろいろなものが既に行われておりますので、こういった聞いたことをとらえまして、子供たちのために活用していくことを考えてございます。

地元二本松市との協力でございますが、学校に編入する段階で非常に懇切ていねいに対応していただいておりますので、この関係を大事にしていきたいと思っております。例えば給食の問題などは、当初非常に難しい問題だと思ったのですが、いろいろ調べてみると、これからのことなのですが、二本松の学校給食と一緒にお世話になるのもちょっとはなしに出てまいりましたので、そういった中で、子供たちに食材を提供できる努力をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 他に質疑ございませんか。13番。

13番（佐藤文子君） 9ページにあります衛生費の中の予防費です。

実は、1,530万円減額になっているのですが、乳幼児の予防接種が、ちょうど3月に診査が終わったものだから、途中で終わっているという方がたまたま知り合いの人にいまして、災害対策委員会が終わったあとに電話をいただきまして、4月からのヒブワクチンなんかに対しては国の補助が出るので、ちょっと予防接種を待っていたらばこんな災害に遭ったと。今後どうしたらいいのかわからないし、第1子に関しては結構何月何日に予防接種をしたと覚えているのだけれど、第2子、第3子になると記憶力が覚えきれなくて、母子手帳だと置いてきたまま、なかなか把握できないでいるということなので、今後予防接種の欠落期間がないような形にしてもらいたいと思うのですが、こういった対策をとっているのか教えていただきたいと思えます。

議長（吉田数博君） 健康保険課長。

健康保険課長（木村 潔君） 予防接種についてお答えします。

予防接種については、子供たちが住んでいる市町村で受けられるように、こちらみたいになっていただければ、向こうの町村と連絡してやってまいりますので、このことはお伝えください。

それから、今後の予防接種については、現在も各市町村詰めてますけれども、浪江町でやってきた方も各市町村でお願いしてやるというような方向で進めます。

あと郡内8カ町村については同じ方向でやるということで、今会議をもって進めてまいりますので、よろしくお願ひしたいと思いま

す。

議長（吉田数博君） 13番。

13番（佐藤文子君） 山形県に避難している小児科の先生と連絡とりまして、その先生に予約を入れていたのだそうです。私みたいな予約した人はたくさんいると思うので、できれば今後、なみえ広報だとかお知らせを出すときに、予防接種の件に関しても、枠をとってこまめに掲載していただきたいという要望がありましたのでお願いいたします。これは要望です。

議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） これで討論を終わります。

これより議案第41号 平成23年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

報告第1号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第15、報告第1号 専決処分の報告について（福島県市町村総合事務組合を組織する団体数の減少及び福島県市町村総合事務組合規約の変更について）、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これで、報告第1号を終わります。

報告第2号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第16、報告第2号 平成22年度浪江町一般会計繰越明許費繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これで、報告第2号を終わります。

報告第3号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第17、報告第3号 平成22年度浪江町一般会計事故繰越繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これで、報告第3号を終わります。

報告第4号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第18、報告第4号 平成22年度浪江町一般会計継続費繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これで、報告第4号を終わります。

報告第5号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第19、報告第5号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計事故繰越繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これで、報告第5号を終わります。

報告第6号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第20、報告第6号 平成22年度浪江町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これで、報告第6号を終わります。

報告第7号の質疑

議長（吉田数博君） 日程第21、報告第7号 平成22年度浪江町農業集落排水事業特別会計事故繰越繰越計算書について、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これで、報告第7号を終わります。

議長（吉田数博君） ここで昼食休憩のため、午後2時まで休憩とし、
2時から本会議を開催いたします。
(午前 11時49分)

議長（吉田数博君） 再開をいたします。
(午後 2時00分)

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午後 2時00分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 2時08分)

発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第22、発委第2号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。
事務局長をして議案の朗読をさせます。
事務局長。

[事務局長朗読]

議長（吉田数博君） 提出者の鈴木辰行君から提案理由の説明を求めます。
12番。

[12番 鈴木辰行君登壇]

12番(鈴木辰行君) 東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故で、大多数の町民が今なお失業状態にあり、将来への不安、現状への不満等をかかえ避難生活を強いられている。そんな中、議会としても少しでも町民の立場に寄り添った活動をするべく、平成23年7月1日から平成24年3月31日までの9カ月間、現在の議員報酬10%削減に15%上乘せし総体として25%の削減とするものであります。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発委第2号 議会議員の議員報酬の特例に関する条例の
制定についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立多数〕

議長（吉田数博君） 起立多数であります。
よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

発委第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第23、発委第3号 高放射能がれきの最終
処分場福島県内建設計画の白紙撤回を求める意見書（案）を議題と
いたします。
事務局長をして議案の朗読をさせます。
事務局長。

〔事務局長朗読〕

議長（吉田数博君） 提出者の災害対策特別委員長、小黒敬三君から
提案理由の説明を求めます。
16番。

〔16番 小黒敬三君登壇〕

16番（小黒敬三君） この白紙撤回を求める意見書の提案理由といた
しまして、今、3月11日から全町避難ということで、東京電力の人
災によりこのような状況になっている。そしてまた町民の明日の生
活、そして地域コミュニティーの絆もすべて失われた現在において、
このような環境省が高放射能最終処分場を県に求めたことは、決し
て許されるものではないということで、こういった白紙撤回の意見
書を提出する理由であります。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより発委第3号 高放射能がれきの最終処分場福島県内建設
計画の白紙撤回を求める意見書（案）についてを採決いたします。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（吉田数博君） 日程第24、発議第1号 原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長をして議案の朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

議長（吉田数博君） 提出者の佐々木恵寿君から提案理由の説明を求めます。

15番。

[15番 佐々木恵寿君登壇]

15番（佐々木恵寿君） 原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書についての提案理由をご説明申し上げます。

まず原発事故を早急に収束させること。そして2番目に人災と位置付けたこの事故を、国と東京電力が確実に補償を行うことを求めること。そして3つ目に、原発から撤退して、新しいエネルギーを模索する。そして転換する活動、政策を進めることを意見書として提出したいということでございます。

以上でございます。

議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第1号 原発事故の早急な収束と原発からの撤退及びエネルギー政策の転換を求める意見書（案）についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

常任委員会委員の選任について

議長（吉田数博君） 日程第25、常任委員会委員の選任を行います。

議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休憩をいたします。
(午後 2時25分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 2時26分)

議長（吉田数博君） お諮りいたします。
常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

直ちに各常任委員会を開催し、正副委員長の選任を行ってください。なお、各委員会からの議会運営委員会並びに議会報編集特別委員会委員の選任もあわせてお願いをいたします。

総務常任委員会 は2階、議会事務局において、産業・建設常任委員会は2階、第二会議室において、文教厚生常任委員会は3階、特別会議室において開催してください。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午後 2時27分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 2時55分)

議長（吉田数博君） 各常任委員会の正副委員長には、委員の互選により次のとおり選任されましたので報告します。

総務常任委員会委員長、佐々木英夫君、副委員長、山崎博文君。
産業・建設委員会委員長、渡邊文星君、副委員長、若月芳則君。文教・厚生常任委員会委員長、紺野榮重君、副委員長、山本幸一郎君。
以上であります。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
これで常任委員会委員の選任を終わります。

議会運営委員会委員の選任について

議長（吉田数博君） 日程第26、議会運営委員会委員の選任を行います。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午後 2時59分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 2時59分)

議長（吉田数博君） お諮りいたします。
議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。

直ちに議会運営委員会を開催し、正副委員長の選任を行ってください。会場は2階第2会議室でお願いします。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午後 2時59分)

議長（吉田数博君） 再開をいたします。
(午後 3時18分)

議長（吉田数博君） 議会運営委員会の正副委員長には、委員長に鈴木辰行君、副委員長に小黒敬三君が選任されました。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

以上で、議会運営委員会委員の選任を終わります。

議会報編集特別委員会委員の選任について

議長（吉田数博君） 日程第27、議会報編集特別委員会委員の選任について、議題といたします。

議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議をいたします。
(午後 3時20分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時21分)

議長（吉田数博君） お諮りいたします。
議会報編集特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。したがって、議会報編集特別委員会委員はお手元に配付の名簿のとおり選任することに決定いたしました。
直ちに議会報編集特別委員会を開催し、正副委員長を選任を行ってください。会場は3階、特別委員会室でお願いいたします。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。
(午後 3時21分)

議長（吉田数博君） 再開いたします。
(午後 3時24分)

議長（吉田数博君） 議会報編集特別委員会委員長に佐藤文子君、副委員長に愛澤格君が選任されました。
これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。
以上で、議会報編集特別委員会委員の選任を終わります。

議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

(午後 3時25分)

議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 3時35分)

委員会の閉会中の継続審査又は調査について

議長(吉田数博君) 日程第28、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに各特別委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査(調査)の申し出があります。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査(調査)に付することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

議長(吉田数博君) 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査(調査)に付することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

町長あいさつ

議長(吉田数博君) 町長から発言を求められておりますので、発言を許可いたします。

町長。

町長(馬場 有君) 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る6月23日の本定例会開会以来、熱心にご審議いただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行、または被災者対策に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、震災関連の特別立法の制定とあわせ、復興局の創設や、復興に対応する部署の一元化について、これまで国と関係機関に要望活動を行ってきましたが、東日本大震災の復興調整に当たる推進体制を定める復興基本法が6月20日、ようやく設立し、復興庁の早期設置に加えて、復興特区制度の創設等が盛り込まれました。今後は、この法律に基づいた具体的な政策を早急に打ち出していくことが必要となりますが、原発事故の収束の目途が立たない現状では、中長

期的な視点もしっかり見据えた上で復興事業に取り組む必要があると考えており、国と原子力災害の被災自治体が綿密に協議にできる枠組みなどの体制整備を求めていきたいと考えております。

また6月25日には、政府の東日本大震災復興構想会議が復興への提言を決定し、菅首相に答申をいたしました。本提言のうち、国の責任において、原発事故を収束するとした点は一定の評価がされますが、原発事故の損害賠償に関する特別法の制定が明示されなかったことは極めて残念であり、今後、県及び被災市町村と連携をして賠償に関する特別法の制定を強く求めていきたいと考えております。

次に、行政報告の中でも説明させていただきましたが、町民生活の安定を図るため、町の復興に向けての緊急的な取り組みとして、8つの柱、いわば「暗中八策」を示させていただきました。これらの施策の具現化を早急に図ってまいりたいと考えております。

また、町の復興に向けたビジョンとして、新しい浪江町を創建するため、災害対策研究都市を目標としたまちづくりを提言させていただきました。今後職員によるワーキンググループを早急に立ち上げ、復興ビジョンの策定に向けた検討に着手する予定であり、できれば年内中に成果品として、浪江町復興ビジョンを策定、公表したいと考えております。

策定に当たっては、町民の皆様そして議員の皆様にも町の再生復興に向けたご意見、ご助言等をいただきたいと考えておりますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

最後に、議員の皆様には梅雨を迎え、健康には特に留意されまして、今後の町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

閉会の宣告

議長（吉田数博君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、平成23年浪江町議会6月定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。

（午後 3時39分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成23年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 山 本 幸 一 郎

署名議員 若 月 芳 則

署名議員 横 山 精 一